

令和 8 年度新潟県中山間地域等農業活性化対策検討会

日時：令和 8 年 8 月 6 日（木）
午後 2 時 30 分～午後 4 時 30 分
場所：自治会館別館 3 階第 1 研修室

開 会

あいさつ

議 題

1 中山間地域等直接支払制度について

（1）令和 7 年度の実施状況について

（2）令和 8 年度の事業推進について

（令和 9 年度からの水田政策の見直しに係る推進について）

2 ビレッジプラン 2030 の取組について

情報提供

農業総合研究所中山間地域農業研究センターの取組について

閉 会

新潟県中山間地域等農業活性化対策検討会 出席者名簿

【委員】

所 属	役 職	氏 名	備考
弘前大学大学院地域社会研究科	教 授	平井 太郎	座長
(株)エム・コミュニケーション	代表取締役	野本 幸	
新潟日報社 論説編集委員会	論説編集委員	佐藤 千尋	
新潟大学 自然科学系（農学部）	助 教	氷見 理	
新潟経済同友会	専 務 理 事 事 務 局 長	山口 学	

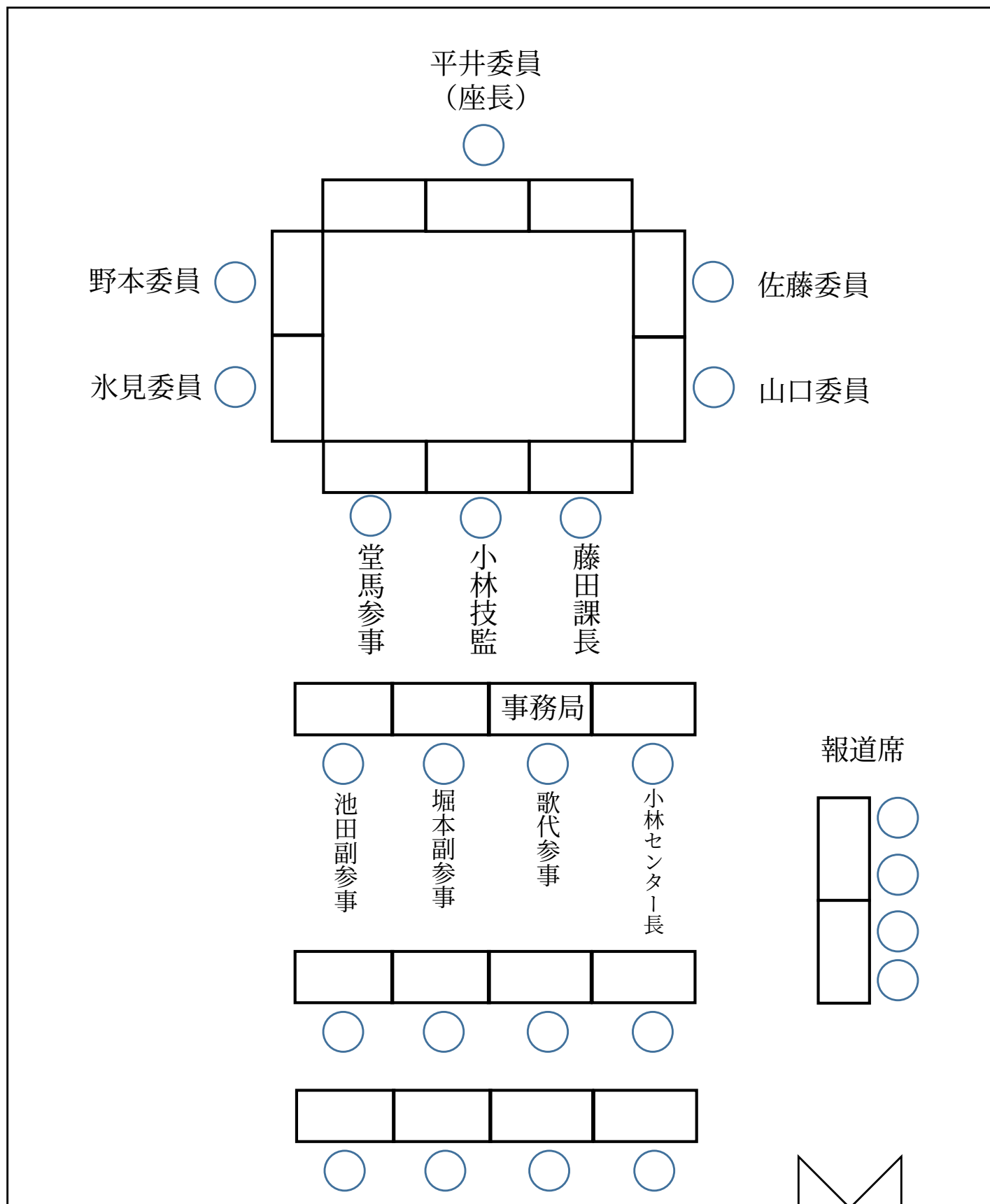
【県】

所 属	役 職	氏 名	備考
農林水産部	技 監	小林 繁義	
農林水産部 地域農政推進課	課 長	藤田 一	
農林水産部 地域農政推進課	参 事	歌代 景一	
農林水産部 地域農政推進課	副 参 事	堀本 貴則	
農林水産部 地域農政推進課	主 査	佐治 佳子	
農林水産部 地域農政推進課	主 任	千場 裕太	
農林水産部 農業総合研究所 中山間地域農業研究センター	センター長	小林 益雄	
農地部 農村環境課	参 事	堂馬 彬史	
農地部 農村環境課	副 参 事	池田 忠	

【資料一覧】

- 資料 1－1 : 令和 7 年度中山間地域等直接支払交付金の実施状況の概要（案）
 - 資料 1－2 : 令和 7 年度中山間地域等直接支払交付金の実施状況（案）
 - 資料 1－3 : 棚田地域振興活動加算の取組目標について
 - 資料 2－1 : 令和 8 年度中山間地域等直接支払交付金の実施見込みについて
 - 資料 2－2 : 令和 8 年度中山間地域等直接支払制度の実施状況等について（案）
 - 資料 3 : ビレッジプラン 2030 の取組について
 - 資料 4 : 農業総合研究所中山間地域農業研究センターの取組について
-
- 参考資料 1 : 新潟県中山間地域等農業活性化対策検討会設置要領
 - 参考資料 2 : 中山間地域等直接支払制度の実施に係る第三者機関の役割について
 - 参考資料 3 : 棚田地域振興活動加算に係る参考資料
 - 参考資料 4 : 中山間地域等直接支払制度 第 6 期対策パンフレット

新潟県中山間地域等農業活性化対策検討会
配 席 図



令和7年度中山間地域等直接支払交付金の実施状況の概要（案）

令和8年8月6日
地域農政推進課

概 要

- 1 協定締結数は、協定の統廃合により前年度に比べて70協定減少し718協定となりました。
- 2 新たに13の統合協定、69協定による12の協定協議会が発足しました。
- 3 協定面積は、前年度に比べて1,096ha減少し、21,747haとなりました。
- 4 交付金額は、傾斜農用地等に対する交付が299百万円減、加算措置が27百万円増、合算では273百万円減の3,217百万円となりました。
- 5 1集落協定あたり交付面積は、前年度に比べて1.4ヘクタール増加し、平均値は、初めて30ヘクタールを上回りました。
- 6 体制整備単価要件であるネットワーク化活動計画は、令和7年度末までに212の協定で策定されました。

【 協定農用地面積・交付金額 】

項目	令和7年度 A	令和6年度 B	増減 (A－B)
交付市町村数	23	22	+1
協定数	718	788	△70
集落協定	701	771	△70
体制強化協定* (R7～)	82	—	—
個別協定	17	17	±0
協定面積 (ha)	21,747	22,843	△1,096
急傾斜	8,382	10,018	△1,636
緩傾斜等	13,365	12,825	+540
加算措置取組面積 (延べ ha)	10,610	9,251	+1,359
交付金額 (百万円)	3,217	3,490	△273
傾斜農用地等に対する交付	2,783	3,082	△299
加算措置	434	407	+27
共同取組活動充当割合 (%)	44.8	41.4	+3.4
1集落協定あたり交付面積 (ha/協定)	30.8	29.4	+1.4
ネットワーク化活動計画策定済協定数	212	—	—

*令和7年度以降に協定統合・ネットワーク化に参画した協定

【資料1－1 参考】

表1 第6期対策移行時における全国との比較

項目	本県 R6→R7 増減率 (%) A	全国 R6→R7 増減率 (%) B	増減 (A－B)
協定数	△8.9	△11.4	+2.5
うち集落協定	△9.1	△11.7	+2.6
協定面積	△4.8	△6.5	+1.7

表2 第5期対策移行時（令和元年度→令和2年度）との比較

項目	R6→R7 増減率 (%) A	R元→R2 増減率 (%) B	増減 (A－B)
交付市町村数	+4.5	±0	+4.5
協定数	△8.9	△10.1	+1.2
うち集落協定	△9.1	△10.3	+1.2
協定面積 (ha)	△4.8	△3.1	△1.7
急傾斜	△16.3	△12.6	△3.7
緩傾斜等	+4.2	+6.3	△2.1
加算措置取組面積 (延べ面積)	+14.7	+60.3	△45.6
交付金額	△7.8	△1.9	△5.9
傾斜農用地等に対する交付	△9.7	△6.8	△2.9
加算措置	+6.6	+89.1	△82.5

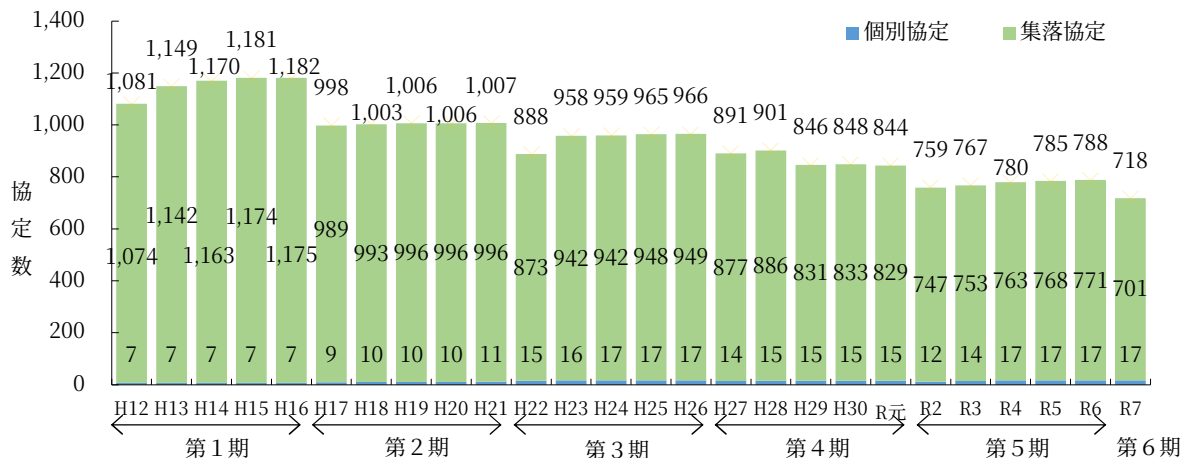


図1 本県における協定数の推移

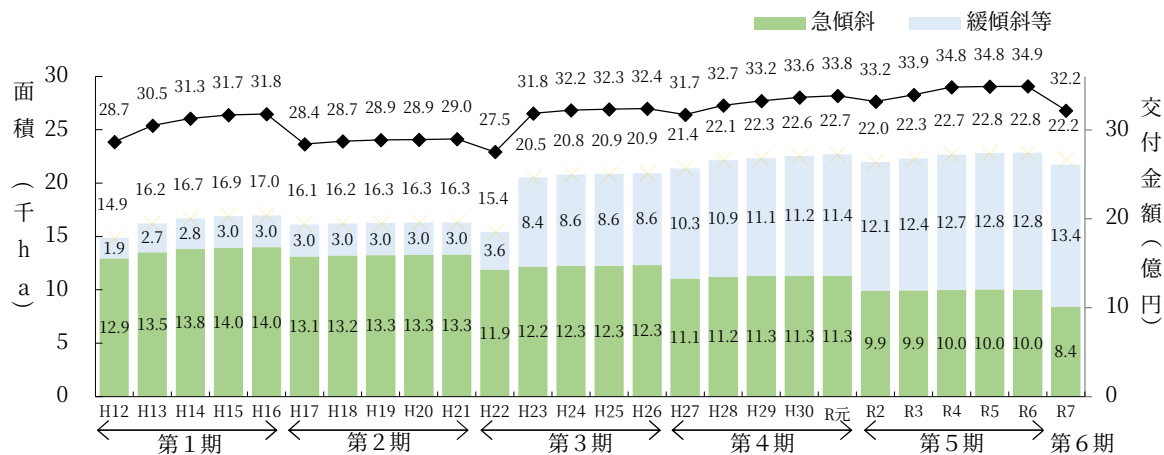


図2 本県における協定面積の推移

令和 7 年度
中山間地域等直接支払交付金の実施状況（案）

令和 8 年 8 月
新潟県農林水産部

【利用上の注意】

- 1 本実施状況は、中山間地域等直接支払交付金（以下、交付金）における令和7年度の実施状況（令和8年3月31日現在）を取りまとめた結果である。
- 2 複数の市町村にまたがる協定は、協定農用地が存在するそれぞれの市町村から報告があるため、交付面積及び交付金額以外は延べ数で集計している。
- 3 表中に使用した記号は次のとおりである。
「0」… 単位に満たないもの。（例：0.4ha → 0ha）
「－」… 事実のないもの。
- 4 面積等は単位未満を四捨五入しているため、合計とその内訳の積算値が一致しない場合がある。

【問い合わせ先】

新潟県農林水産部地域農政推進課
中山間地域活性化推進係
電話：025－280－5979（直通）

～ 目 次 ～

	頁
1 交付金を交付した市町村数（交付市町村数）	1
2 協定数	1
3 交付金が交付された面積（交付面積）	3
4 加算措置の取組	5
5 交付金額	6
6 集落協定の概要	7
7 集落協定の内容	8
(1) 協定に定める活動内容等	
(2) 交付金の配分割合	
(3) 共同取組活動に配分された交付金の使途	
（参考1）市町村別の実施状況データ	13
（参考2）地目・交付基準別の交付面積等の状況	27

1 交付金を交付した市町村数（交付市町村数）

- 交付市町村数は新たに加茂市が加わり、23 市町村となった。

（表 1）交付市町村数

	第 5 期					第 6 期	前年度との比較 （増減）
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	
全市町村数①	30	30	30	30	30	30	±0
交付市町村数②	22	22	22	22	22	23	+1
交付市町村率(%) ②/①	73	73	73	73	73	77	-

2 協定数

- 令和 7 年度の協定数は 718 協定（集落協定が 701 協定、個別協定が 17 協定）で、期の移り変わりを契機に、人材不足への対応等のため集落協定の統合が図られたほか、高齢化の進展・担い手不足により今後の活動が不安視されたこと等による協定の廃止が進み、前年度に比べて 70 協定減少した。
- 体制整備単価に取り組んだ協定数は、集落協定では全体の 87%にあたる 607 協定、個別協定では 1 協定を除いた 16 協定となっている

（表 2）取組単価別の協定数

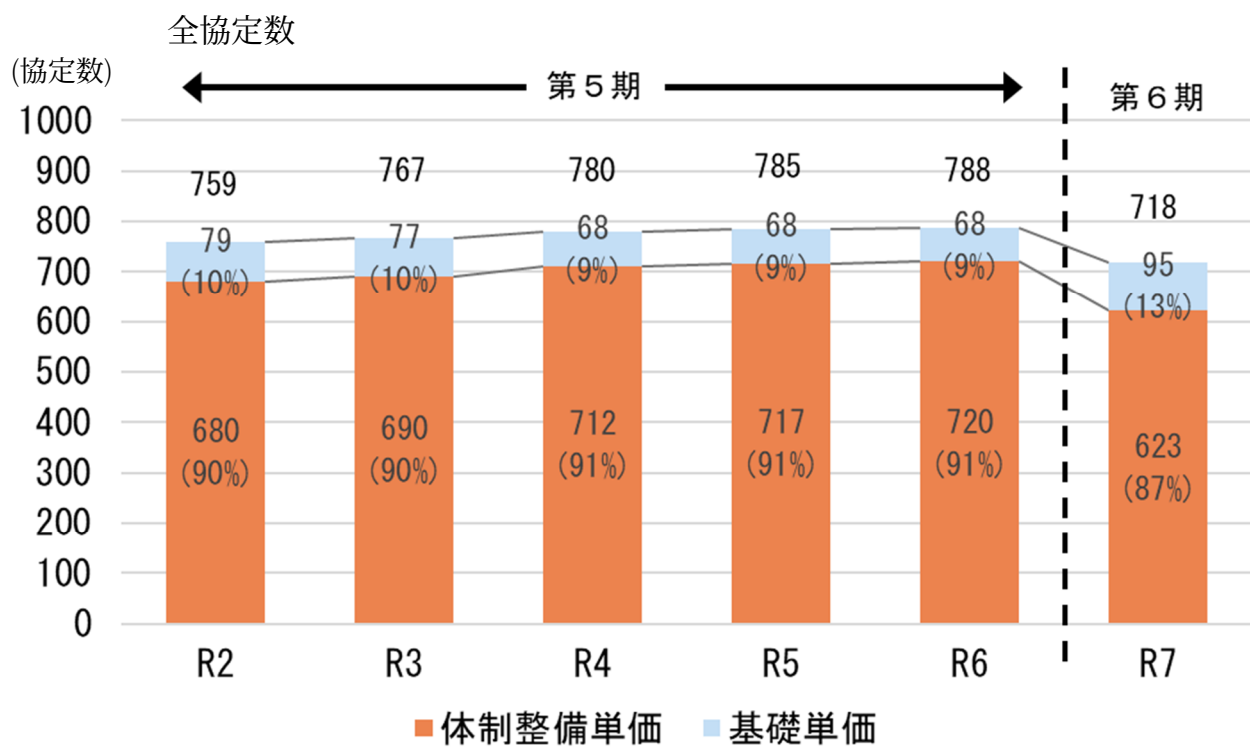
	第 5 期					第 6 期	前年度との比較 （増減、比）
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	
全協定	759	767	780	785	788	718	△70 (- 9%)
基礎単価※ ²	79	77	68	68	68	95	+27 (+40%)
体制整備単価※ ²	680	690	712	717	720	623	△97 (-13%)
集落協定※ ¹	747	753	763	768	771	701	△70 (- 9%)
基礎単価※ ²	79	77	68	68	68	94	+26 (+38%)
体制整備単価※ ²	668	676	695	700	703	607	△96 (-14%)
個別協定※ ¹	12	14	17	17	17	17	± 0 (0%)
基礎単価※ ²	0	0	0	0	0	1	+ 1 (-)
体制整備単価※ ²	12	14	17	17	17	16	△ 1 (- 6%)

※ 1 集落協定とは、対象農用地において農業生産活動等を行う複数の農業者等が締結する協定。

個別協定とは、認定農業者等が、農用地の所有権等を有する者との間で利用権の設定等又は農作業受委託を行う契約に基づき締結する協定。

※ 2 基礎単価とは、適正な農業生産活動等に取り組む場合の単価。

体制整備単価とは、適正な農業生産活動等に加え、農業生産活動等の体制整備のための取組（集落の将来像や課題について協定参加者で話し合い「集落戦略」を作成）を行う場合の単価



(図 1) 協定数の推移

3 交付金が交付された面積（交付面積）

- 令和7年度の交付面積は21,747haであり、協定の廃止による面積減が新規協定の締結や個別協定における農地の集積を上回り、前年度に比べて1,096ha減少した。
- 取組単価別では、体制整備単価が20,597ha、基礎単価が1,150haとなった。新規・統合協定の計61協定は全て体制整備単価に取り組んだ一方、既存協定のうち66協定が第6期から基礎単価へ移行したため、体制整備単価は前年度に比べて1,125ha減少し、基礎単価が29ha増加した。
- 地目別では、田が99%、畑が1%で、ほとんどの地目が田で占めている。
- 交付対象となる農用地の基準（交付基準）別の割合は、急傾斜農用地39%、緩傾斜農用地44%、その他の農用地が17%となっている。本県では、これまで急傾斜農用地面積が緩傾斜農用地面積を上回り推移してきたが、令和7年度に初めて緩傾斜農用地面積が急傾斜農用地面積を上回る結果となった。（急傾斜農用地面積の減少の原因は、高齢化等による協定廃止によるところが大きかった。）

（表3）取組単価別の交付面積

（単位：ha）

	第5期					第6期	前年度との比較 （増減、比）
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	
全協定	21,979	22,321	22,667	22,821	22,843	21,747	△1,096（△5%）
基礎単価	1,369	1,325	1,131	1,135	1,121	1,150	+29（+3%）
体制整備単価	20,610	20,996	21,536	21,686	21,722	20,597	△1,125（△5%）
集落協定	21,866	22,204	22,526	22,670	22,692	21,625	△1,067（△5%）
基礎単価	1,369	1,325	1,131	1,135	1,121	1,149	+28（+2%）
体制整備単価	20,497	20,879	21,395	21,534	21,571	20,477	△1,094（△5%）
個別協定	113	117	141	152	151	121	△30（△19%）
基礎単価	6	0	0	0	0	1	+1（-）
体制整備単価	113	117	141	152	151	120	△31（△19%）

(表4) 地目別・交付基準別の交付面積

(単位: ha)

		第5期					第6期	前年度との比較 (増減、比)
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	
交付面積		21,979	22,321	22,667	22,821	22,843	21,747	△1,096 (△5%)
地目別	田	21,742	22,056	22,396	22,547	22,569	21,499	△1,070 (△5%)
	畑	237	266	271	274	274	248	△26 (△9%)
	草地	0	0	0	0	0	0	±0 (－)
	採草放牧地	0	0	0	0	0	0	±0 (－)
交付基準別	急傾斜※ ¹	9,899	9,948	9,992	10,033	10,018	8,382	△1,636 (△16%)
	緩傾斜※ ²	8,864	9,144	9,421	9,501	9,522	9,658	+136 (+1%)
	高齢化率・耕作放棄地率※ ³	543	545	545	597	598	1,024	+426 (+71%)
	小区画・不整形※ ⁴	19	20	20	20	20	11	△9 (△45%)
	特認基準※ ⁵	2,653	2,665	2,689	2,671	2,686	2,673	△13 (△0%)

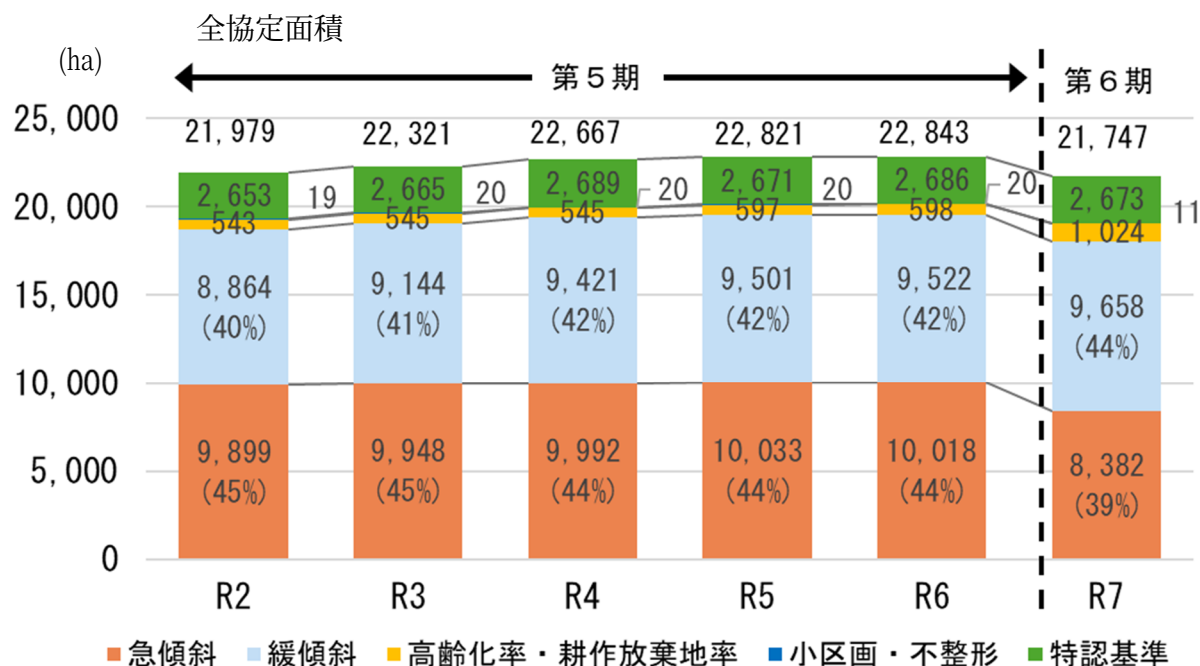
※1 急傾斜とは、勾配が田で 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地で 15 度以上ある農用地

※2 緩傾斜とは、勾配が田で 1/100 以上 1/20 未満、畑、草地及び採草放牧地で 8 度以上 15 度未満である農用地

※3 高齢化率・耕作放棄地率とは、農林業センサスにおける高齢化率・耕作放棄率の高い農用地

※4 小区画・不整形とは、自然条件により小区画・不整形な田

※5 特認基準とは、都道府県知事が定める基準に該当する農用地（新潟県では、離島振興法に基づき指定された離島振興対策実施地域（佐渡市）における傾斜地以外の農用地が該当）



(図2) 交付基準別の交付面積の推移

4 加算措置の取組

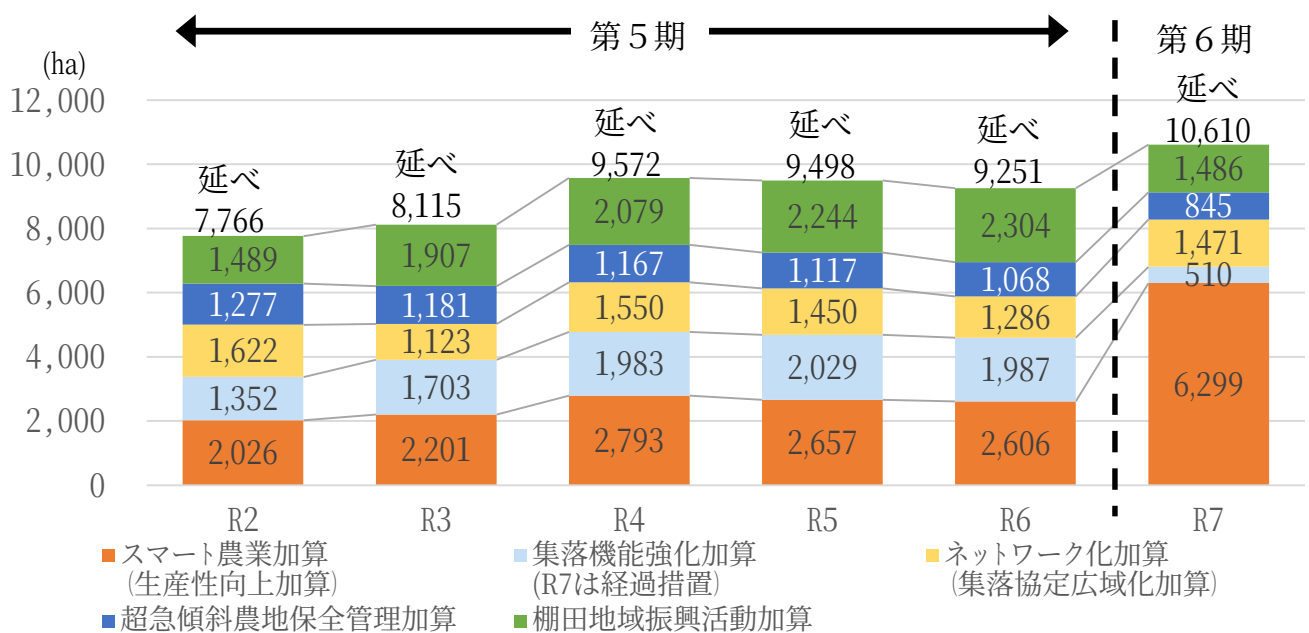
- 令和7年度の加算措置の取組は、棚田地域振興活動加算 1,486ha、超急傾斜農地保全管理加算 845ha、ネットワーク化加算 1,471ha、集落機能強化加算の経過措置 510ha、スマート農業加算 6,299ha であり、延べ 10,610ha となっている。
- 前年度に比べて、加算活用協定数は延べ 111 協定増加、面積は 1,359ha 増加したが、その原因は、スマート農業加算やネットワーク化加算に取り組む協定が大幅に増加したことが主である。

(表5) 加算措置の取組状況

(単位：協定数・ha)

	第5期										第6期		前年度との比較	
	R2		R3		R4		R5		R6		R7		(増減)	
	協定数	面積	協定数	面積	協定数	面積	協定数	面積	協定数	面積	協定数	面積	協定数	面積
棚田地域振興活動加算	39	1,489	51	1,907	55	2,079	56	2,244	56	2,304	40	1,486	△16	△818
超急傾斜農地保全管理加算	89	1,277	87	1,181	86	1,167	84	1,117	84	1,068	71	845	△13	△223
ネットワーク化加算 (集落協定広域化加算)	23	1,622	16	1,123	19	1,550	17	1,450	15	1,286	70	1,471	+55	+184
集落機能強化加算	23	1,352	32	1,703	42	1,983	45	2,029	44	1,987	11	510	△33	△1,477
スマート農業加算 (生産性向上加算)	49	2,026	53	2,201	61	2,793	64	2,657	61	2,606	135	6,299	+74	+3,693
延べ合計	223	7,766	239	8,115	263	9,572	266	9,498	266	9,251	327	10,610	+61	+1,359

※ () 内の加算は第5期対策までの加算



(図3) 加算措置の取組面積の推移

5 交付金額

- 令和7年度の交付金の総額は3,217百万円と、令和6年度に比べ273百万円の減少となった。
- 取組単価別では、基礎単価が136百万円、体制整備単価（加算措置含む）が3,081百万円となっている。
- 協定別では、集落協定が3,203百万円、個別協定が14百万円となっている。

（表6）交付金の総額

（単位：百万円）

		第5期					第6期	前年度との比較 （増減、比）
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	
交付金額		3,319	3,393	3,481	3,485	3,490	3,217	△273（△8%）
単価別	基礎単価	157	152	135	136	134	136	+ 2（△1%）
	体制整備単価	3,162	3,242	3,346	3,349	3,356	3,081	△275（△8%）
協定別	集落協定	3,304	3,377	3,462	3,466	3,470	3,203	△267（△8%）
	個別協定	15	16	18	19	19	14	△ 5（△26%）
区分別	傾斜農用地等に対する交付	2,994	3,028	3,065	3,082	3,082	2,783	△299（△10%）
	加算措置	325	366	416	403	407	434	+ 27（+ 7%）

【参考】第6期対策における各加算措置の概要

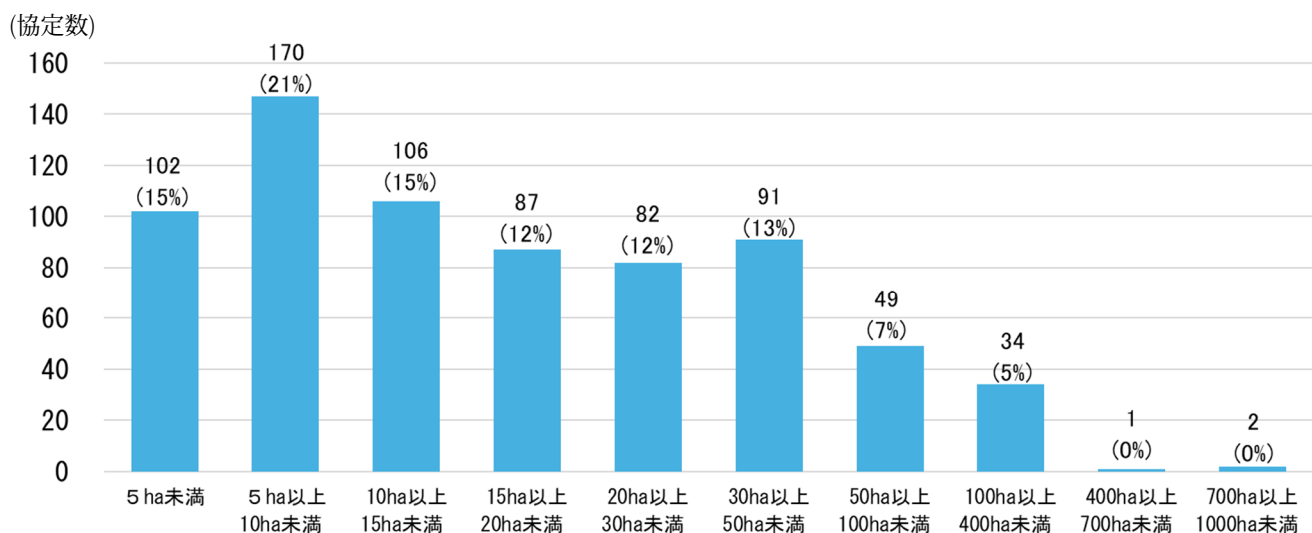
加算項目	10a 当たり単価
○棚田地域振興活動加算＜継続＞ 棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等（田1/20以上、畑15度以上）の保全と地域の振興を支援 （超急傾斜農用地保全管理加算、集落機能強化加算の経過措置、スマート農業加算との重複は不可） 【令和4年度～】 超急傾斜農地（田1/10以上、畑20度以上）は4,000円/10aを上乗せ	10,000円 （田・畑） ＜超急傾斜＞ 14,000円 （田・畑）
○超急傾斜農地保全管理加算＜継続＞ 超急傾斜農地（1/10以上、畑20度以上）の保全や有効活用を支援	6,000円 （田・畑）
○ネットワーク化加算【上限額：100万円／年・協定】＜新規＞ 複数集落協定でネットワーク化・統合等を行い、人材確保や農業生産を継続する取組を支援	10,000円（～5ha） 4,000円（5～10ha） 1,000円（10～40ha） （地目によらず）
○集落機能強化加算の経過措置【上限額：200万円／年・協定】 人材の確保、営農以外の組織との連携体制の構築等の取組みを支援 （ネットワーク化加算との重複は不可）	3,000円 （地目によらず）
○スマート農業加算【上限額：200万円／年・協定】＜新規＞ スマート農業による作業の省力・効率化を支援	5,000円 （地目によらず）

6 集落協定の概要

- 1 協定当たりの平均交付面積は 30.8ha、平均交付金額は 457 万円となっている。
- 面積規模別の協定数をみると、5 ha 以上 10ha 未満層が最も多く 21%を占め、10ha 未満の協定が 41%、30ha 以上の協定が 25%を占めている。
- 協定参加者数は、約 2 万人となっており、協定参加者の内訳をみると、農業者、農業法人、農業生産組織で 86%を占め、非農業者は 12%となっている。

(表 7) 1 協定当たりの参加者数、交付面積及び交付金額等

	1 協定当たりの平均			参加者 1 人当たり交付金額 (万円)
	参加者数	交付面積 (ha)	交付金額 (万円)	
全 体	29	30.8	457	16
基礎単価	13	12.2	145	11
体制整備単価	31	33.7	508	16



(図 4) 集落協定における面積規模別の協定数

(表 8) 集落協定における協定参加者数

	計	参加者内訳						
		農業者	農業法人	農業生産組織	土地改良区	水利組合	非農業者	その他 (NPO 等)
協定参加者	20,239	16,607	605	113	18	72	2,510	314
(構成比)	(100%)	(82%)	(3%)	(1%)	(0%)	(0%)	(12%)	(2%)

※ 1 「非農業者」とは、自ら耕作する農地は有しないが、水路、農道等の管理活動や景観形成作物の作付など、集落協定の活動には参加する者

※ 2 農業法人・農業生産組織は法人数・組織数 (法人・組織の構成員は農業者に含まれていない)

7 集落協定の内容

(1) 協定に定める活動内容等

① 集落マスタープラン

集落の10～15年後の目指す将来像や、将来像を実現するための活動方策である集落マスタープランの内容をみると、目指す将来像では「将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制構築」が91%で最も多く、将来像を実現するための活動方策では「共同で支え合う集団的かつ持続的な体制整備」が67%で最も多くなっている。

(表9) 集落マスタープランにおける目指す将来像

	集落協定 総数	①将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制構築	②協定の担い手となる新たな人材の育成・確保	③協定参加者それぞれが、作物生産、加工・直売等さまざまな工夫により再生産可能な所得を確保	④その他
協定数 〔総数に占める割合〕	701	636 (91%)	261 (37%)	26 (4%)	57 (8%)

(表10) 集落マスタープランにおける将来像を実現するための活動方策

	集落協定 総数	①機械・農作業の共同化等営農組織の育成	②高付加価値型農業	③農業生産条件の強化	④担い手への農地集積	⑤担い手への農作業の委託	⑥新規就農者等による農業生産	⑦地場産農産物等の加工・販売	⑧消費・出資の呼び込み	⑨共同で支え合う集団的かつ持続的な体制整備	⑩その他
協定数 〔総数に占める割合〕	701	145 (21%)	18 (3%)	70 (10%)	164 (23%)	98 (14%)	28 (4%)	26 (4%)	12 (2%)	467 (67%)	110 (16%)

② 農業生産活動等を継続するための活動

全ての集落協定で取組が必須となっている農業生産活動等を継続するための3つの活動の内容をみると、

耕作放棄の防止等の活動では「農地の法面管理」が78%と最も多く、次いで「賃借権設定・農作業の委託」が65%となっている。

水路・農道等の管理活動では、「農道の管理」が100%、「水路の管理」が99%となっており、ほぼすべての協定が取り組んでいる。

多面的機能を増進する活動では「周辺林地の下草刈」が68%と最も多く、次いで「景観作物の作付け」が32%となっている。

(表 11) 耕作放棄地の防止等の活動

	集落協定総数	①賃借権設定・農作業の委託	②既荒廃農用地の復旧・林地化・畜産的利用	③既荒廃農用地の保全管理	④農地の法面管理	⑤柵、ネットの設置等鳥獣被害防止	⑥簡易な基盤整備	⑦担い手の確保	⑧地場農産物の加工・販売	⑨その他
協定数 〔総数に占める割合〕	701	457 (65%)	4 (1%)	96 (14%)	546 (78%)	184 (26%)	79 (11%)	60 (9%)	10 (1%)	38 (5%)

※ 「その他」には、土地改良事業、災害復旧、地目変更等がある。

(表 12) 水路・農道等の管理活動

	集落協定総数	①水路の管理	②農道の管理	③その他の施設の管理
協定数 〔総数に占める割合〕	701	693 (99%)	699 (100%)	20 (3%)

(表 13) 多面的機能を増進する活動

	集落協定総数	①周辺林地の下草刈	②土砂流亡に配慮した営農	③棚田オーナー制度	④市民農園等の開設・運営	⑤体験民宿(グリーン・ツーリズム)	⑥景観作物の作付け	⑦魚類・昆虫類の保護	⑧鳥類の餌場の確保	⑨粗放的畜産	⑩堆きゅう肥の施肥等	⑪その他
協定数 〔総数に占める割合〕	701	475 (68%)	10 (10%)	8 (8%)	2 (0%)	9 (1%)	224 (32%)	43 (6%)	52 (7%)	0 (0%)	25 (4%)	26 (4%)

※ 「堆きゅう肥の施肥等」には、堆きゅう肥の施肥、拮抗作物の利用、合鴨・鯉の利用、輪作の徹底、緑肥作物の作付がある。

- ③ 農業生産活動等の体制整備のための前向きな活動（ネットワーク化活動計画の作成）
 体制整備単価の要件となっているネットワーク化活動計画の作成については、体制整備単価に取り組む集落協定のうち 35%が「ネットワーク化計画を作成済み」となった。

（表 14）集落戦略の策定状況

	集落協定総数	うち体制整備単価協定数	うちネットワーク化計画を策定済み	割合 (②／①)
		①	②	
協定数	701	607	212	35%
(R6 実績)	—	—	—	—

(2) 交付金の配分割合

- 集落協定における令和7年度の交付金の配分割合は、共同取組活動に45%、個人配分に55%となっており、第5期と比べると、若干の増加が認められた。
- 共同取組活動への配分割合別集落協定数をみると、25%以上50%未満及び50%以上75%未満の割合が同率で、共同取組活動に100%を配分している協定が48協定(7%)、個人に100%配分している協定が12協定(2%)ある。

(表15) 集落協定における交付金の配分割合

(単位：%)

	第5期					第6期
	R2	R3	R4	R5	R6	R7
共同取組活動	42	42	43	43	41	45
個人配分	58	58	57	57	59	55

(表16) 共同取組活動への配分割合別集落協定数

	計	共同取組活動への配分割合別集落協定数					
		0%	25%未満	25%以上 50%未満	50%以上 75%未満	75%以上 100%未満	100%
協定数	701	12	127	242	243	29	48
(割合)	(100%)	(2%)	(18%)	(35%)	(35%)	(4%)	(7%)

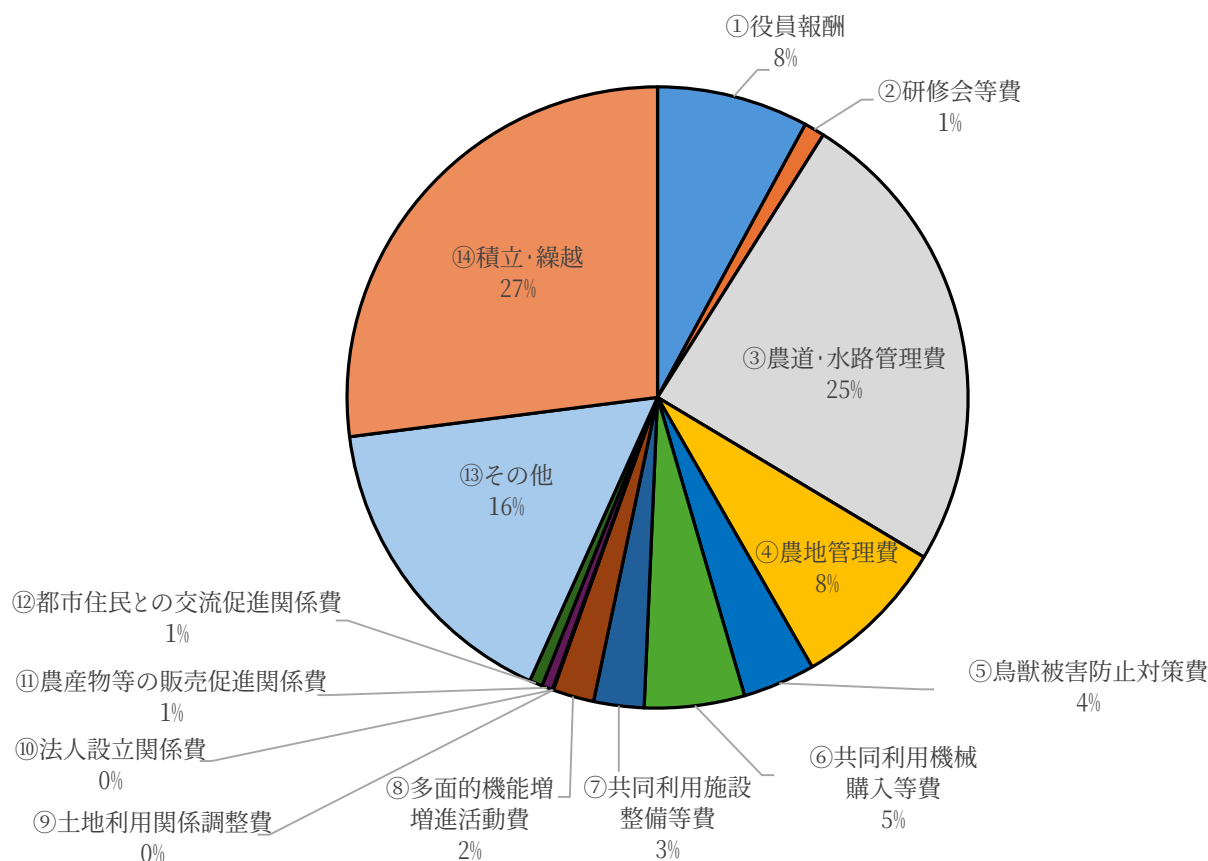
(3) 共同取組活動に配分された交付金の使途

- 集落協定における共同取組活動に配分された交付金の使途で多いのは、「役員報酬」、「農道・水路管理費」と続いている。
- また、支出割合で多いのは、「積立・繰越」及び「その他」を除くと、「農道・水路管理費」が 25%と最も多く、次いで「役員報酬」及び「農地管理費」が 8%と続いている。

(表 17) 共同取組活動の交付金の使途 (協定数)

	①役員報酬	②研修会等費	③農道・水路管理費	④農地管理費	⑤鳥獣被害防止対策費	⑥共同利用機械購入等費	⑦共同利用施設整備等費
協定数	622	249	527	289	152	118	85
〔総数に占める割合〕	(89%)	(36%)	(75%)	(41%)	(22%)	(17%)	(12%)
	⑧多面的機能増進活動費	⑨土地利用調整関係費	⑩法人設立関係費	⑪農産物等の販売促進関係費	⑫都市住民との交流促進関係費	⑬その他	⑭積立・繰越
協定数	269	4	3	42	35	600	420
〔総数に占める割合〕	(38%)	(1%)	(0%)	(6%)	(5%)	(86%)	(60%)

※ 「農地管理費」は、畦畔の管理や法面点検、耕作放棄地の復旧等の農地管理に係る費用
「多面的機能増進活動費」は、P9 に記載の多面的機能の増進につながる活動に係る費用



(図 5) 共同取組活動の交付金の使途別支出割合

(参考 1)

市町村別の実施状況データ

1 協定数

市町村	令和6年度							令和7年度						
	計	集落協定	基礎単価	体制整備単価	個別協定	基礎単価	体制整備単価	計	集落協定	基礎単価	体制整備単価	個別協定	基礎単価	体制整備単価
長岡市	97	97	18	79	-	-	-	92	92	21	71	-	-	-
三条市	20	20	-	20	-	-	-	19	19	-	19	-	-	-
柏崎市	25	25	-	25	-	-	-	21	21	1	20	-	-	-
新発田市	10	10	-	10	-	-	-	14	14	-	14	-	-	-
小千谷市	11	11	-	11	-	-	-	10	10	-	10	-	-	-
加茂市	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	1	-	-	-
十日町市	90	90	15	75	-	-	-	81	81	14	67	-	-	-
見附市	1	1	-	1	-	-	-	1	1	-	1	-	-	-
村上市	40	40	-	40	-	-	-	41	41	4	37	-	-	-
糸魚川市	15	15	-	15	-	-	-	15	15	-	15	-	-	-
妙高市	13	13	3	10	-	-	-	13	13	4	9	-	-	-
上越市	89	75	-	75	14	-	14	73	60	4	56	13	-	13
阿賀野市	14	14	-	14	-	-	-	13	13	-	13	-	-	-
佐渡市	177	175	29	146	2	-	2	149	147	31	116	2	-	2
魚沼市	56	55	3	52	1	-	1	52	51	6	45	1	-	1
南魚沼市	45	45	-	45	-	-	-	38	38	6	32	-	-	-
胎内市	13	13	-	13	-	-	-	15	14	-	14	1	1	-
阿賀町	4	4	-	4	-	-	-	4	4	-	4	-	-	-
出雲崎町	15	15	-	15	-	-	-	16	16	-	16	-	-	-
湯沢町	5	5	-	5	-	-	-	4	4	1	3	-	-	-
津南町	35	35	-	35	-	-	-	33	33	1	32	-	-	-
刈羽村	2	2	-	2	-	-	-	3	3	-	3	-	-	-
関川村	11	11	-	11	-	-	-	10	10	1	9	-	-	-
県全体	788	771	68	703	17	-	17	718	701	94	607	17	1	16

2 交付面積

(単位:ha)

市町村	令和6年度							令和7年度						
	計	集落協定			個別協定			計	集落協定			個別協定		
			基礎単価	体制整備単価		基礎単価	体制整備単価			基礎単価	体制整備単価		基礎単価	体制整備単価
長岡市	1,496	1,496	234	1,262	-	-	-	1,449	1,449	212	1,237	-	-	-
三条市	273	273	-	273	-	-	-	260	260	-	260	-	-	-
柏崎市	868	868	-	868	-	-	-	859	859	6	853	-	-	-
新発田市	535	535	-	535	-	-	-	752	752	-	752	-	-	-
小千谷市	1,148	1,148	-	1,148	-	-	-	1,161	1,161	-	1,161	-	-	-
加茂市	-	-	-	-	-	-	-	53	53	-	53	-	-	-
十日町市	2,339	2,339	194	2,145	-	-	-	2,072	2,072	162	1,911	-	-	-
見附市	153	153	-	153	-	-	-	153	153	-	153	-	-	-
村上市	858	858	-	858	-	-	-	833	833	35	798	-	-	-
糸魚川市	1,481	1,481	-	1,481	-	-	-	1,327	1,327	-	1,327	-	-	-
妙高市	747	747	7	740	-	-	-	721	721	33	688	-	-	-
上越市	2,760	2,668	-	2,668	92	-	92	2,369	2,288	9	2,278	81	-	81
阿賀野市	202	202	-	202	-	-	-	198	198	-	198	-	-	-
佐渡市	7,079	7,041	644	6,396	38	-	38	6,525	6,498	588	5,911	27	-	27
魚沼市	1,003	982	42	940	21	-	21	946	934	57	876	12	-	12
南魚沼市	379	379	-	379	-	-	-	354	354	34	320	-	-	-
胎内市	238	238	-	238	-	-	-	261	260	-	260	1	1	-
阿賀町	366	366	-	366	-	-	-	525	525	-	525	-	-	-
出雲崎町	130	130	-	130	-	-	-	145	145	-	145	-	-	-
湯沢町	58	58	-	58	-	-	-	48	48	2	46	-	-	-
津南町	546	546	-	546	-	-	-	483	483	5	478	-	-	-
刈羽村	9	9	-	9	-	-	-	36	36	-	36	-	-	-
関川村	176	176	-	176	-	-	-	216	216	6	210	-	-	-
県全体	22,843	22,692	1,121	21,571	151	-	151	21,747	21,625	1,149	20,477	121	1	120

3 地目別・基準別の交付面積

(単位:ha)

市町村	計	田						畑					草地 ※	採草放 牧地 ※
		急傾斜	緩傾斜	高齢化率・ 耕作放棄率	小区画・ 不整形	特認基準	急傾斜	緩傾斜	高齢化率・ 耕作放棄率	特認基準				
長岡市	1,449	1,448	558	890	-	-	-	1	0	1	-	-	-	-
三条市	260	258	57	192	-	8	-	2	1	1	-	-	-	-
柏崎市	859	859	222	637	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-
新発田市	752	752	113	252	387	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小千谷市	1,161	1,161	206	955	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
加茂市	53	53	3	50	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
十日町市	2,072	2,072	1,479	578	13	2	-	-	-	-	-	-	-	-
見附市	153	153	10	143	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
村上市	833	833	135	413	285	-	-	-	-	-	-	-	-	-
糸魚川市	1,327	1,325	413	912	-	-	-	1	0	1	-	-	-	-
妙高市	721	718	426	292	-	-	-	2	2	1	-	-	-	-
上越市	2,369	2,369	1,435	921	13	-	-	-	-	-	-	-	-	-
阿賀野市	198	198	-	198	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
佐渡市	6,525	6,284	1,430	2,359	-	-	2,495	241	22	41	-	177	-	-
魚沼市	946	946	712	234	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
南魚沼市	354	354	347	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
胎内市	261	261	114	147	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
阿賀町	525	525	106	94	326	-	-	-	-	-	-	-	-	-
出雲崎町	145	145	8	137	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
湯沢町	48	48	48	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
津南町	483	483	483	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
刈羽村	36	36	1	36	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
関川村	216	216	49	167	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
県全体	21,747	21,499	8,356	9,613	1,024	11	2,495	248	25	45	-	177	-	-

※草地及び採草放牧地における取組なし

4 交付面積率

(単位:ha)

市町村	令和6年度			令和7年度		
	対象農用地面積	交付面積	交付面積率	対象農用地面積	交付面積	交付面積率
長岡市	2,612	1,496	57.3%	1,449	1,449	100.0%
三条市	273	273	100.0%	260	260	100.0%
柏崎市	1,038	868	83.6%	859	859	100.0%
新発田市	585	535	91.5%	752	752	100.0%
小千谷市	1,335	1,148	86.0%	1,161	1,161	100.0%
加茂市	—	—	—	53	53	100.0%
十日町市	3,073	2,339	76.1%	3,073	2,072	67.4%
見附市	174	153	88.4%	174	153	88.2%
村上市	982	858	87.4%	833	833	100.0%
糸魚川市	1,647	1,481	89.9%	1,327	1,327	100.0%
妙高市	1,137	747	65.7%	1,137	721	63.4%
上越市	6,251	2,760	44.2%	2,369	2,369	100.0%
阿賀野市	211	202	95.6%	198	198	100.0%
佐渡市	12,320	7,079	57.5%	12,320	6,525	53.0%
魚沼市	1,003	1,003	100.0%	1,030	946	91.9%
南魚沼市	446	379	85.1%	446	354	79.4%
胎内市	266	238	89.4%	261	261	100.0%
阿賀町	401	366	91.4%	525	525	100.0%
出雲崎町	130	130	100.0%	145	145	100.0%
湯沢町	78	58	74.2%	78	48	61.5%
津南町	570	546	95.8%	1,140	483	42.4%
刈羽村	9	9	100.0%	73	36	50.0%
関川村	176	176	100.0%	216	216	100.0%
県全体	34,715	22,843	65.8%	29,878	21,747	72.8%

5 加算措置取組面積

(単位:件数、ha)

市町村	棚田地域振興活動加算		超急傾斜農地保全管理加算		ネットワーク化加算		スマート農業加算		集落機能加算の経過措置		延べ加算措置 取組面積
	協定数	面積	協定数	面積	協定数	面積	協定数	面積	協定数	面積	
長岡市	-	-	5	21	8	104	11	334	-	-	459
三条市	1	16	-	-	-	-	-	-	-	-	16
柏崎市	6	82	1	5	-	-	8	452	4	246	786
新発田市	-	-	-	-	-	-	2	75	-	-	75
小千谷市	4	136	-	-	-	-	6	539	-	-	675
加茂市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
十日町市	9	343	10	88	3	46	11	403	-	-	880
見附市	-	-	-	-	-	-	1	153	1	153	306
村上市	2	56	-	-	-	-	1	46	-	-	102
糸魚川市	3	205	7	111	15	142	9	555	-	-	1,014
妙高市	-	-	2	23	-	-	-	-	-	-	23
上越市	12	589	10	340	3	382	5	379	-	-	1,689
阿賀野市	-	-	-	-	13	198	13	198	-	-	396
佐渡市	1	12	18	142	11	365	33	2,606	2	27	3,152
魚沼市	-	-	12	71	-	-	3	63	1	33	167
南魚沼市	-	-	-	-	-	-	2	20	-	-	20
胎内市	2	46	-	-	-	-	3	59	1	13	118
阿賀町	-	-	4	36	-	-	-	-	-	-	36
出雲崎町	-	-	-	-	14	127	14	127	-	-	254
湯沢町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
津南町	-	-	2	8	-	-	7	132	-	-	139
刈羽村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
関川村	-	-	-	-	3	107	6	159	2	38	303
県全体	40	1,486	71	845	70	1,471	135	6,299	11	510	10,610

6 交付金額

(単位:千円)

市町村	令和6年度			令和7年度		
	計	基礎単価	体制整備単価	計	基礎単価	体制整備単価
長岡市	199,820	31,212	168,609	199,329	25,532	173,797
三条市	34,745	-	34,745	30,046	-	30,046
柏崎市	132,613	-	132,613	125,308	557	124,751
新発田市	60,783	-	60,783	77,526	-	77,526
小千谷市	137,367	-	137,367	146,049	-	146,049
加茂市	-	-	-	4,686	-	4,686
十日町市	463,452	28,998	434,454	410,956	20,452	390,504
見附市	17,680	-	17,680	17,515	-	17,515
村上市	104,904	-	104,904	91,176	2,637	88,538
糸魚川市	243,683	-	243,683	206,127	-	206,127
妙高市	122,072	1,166	120,906	113,498	4,665	108,832
上越市	617,956	-	617,956	480,182	1,114	479,068
阿賀野市	21,161	-	21,161	33,772	-	33,772
佐渡市	797,763	65,940	731,822	749,517	63,830	685,687
魚沼市	191,283	6,903	184,381	174,166	9,941	164,225
南魚沼市	79,968	-	79,968	73,053	5,666	67,387
胎内市	44,633	-	44,633	43,804	169	43,635
阿賀町	53,991	-	53,991	57,990	-	57,990
出雲崎町	11,510	-	11,510	27,904	-	27,904
湯沢町	12,105	-	12,105	9,965	265	9,700
津南町	118,201	-	118,201	107,278	831	106,447
刈羽村	839	-	839	2,991	-	2,991
関川村	23,247	-	23,247	34,272	567	33,705
県全体	3,489,778	134,219	3,355,559	3,217,107	136,225	3,080,882

7 集落協定の概要

(単位:人、ha、万円)

市町村	1協定当たりの平均						参加者一人当たりの平均	
	令和6年度			令和7年度			令和6年度	令和7年度
	参加者数	交付面積	交付金額	参加者数	交付面積	交付金額	交付金額	交付金額
長岡市	19	15.4	206	16	15.7	217	11	13
三条市	23	13.6	174	24	13.7	158	8	6
柏崎市	28	34.7	530	34	40.9	597	19	18
新発田市	31	53.5	608	30	53.7	554	20	18
小千谷市	102	104.4	1,249	98	116.1	1,460	12	15
加茂市	-	-	-	78	53.0	469	-	6
十日町市	31	26.0	515	28	25.6	507	17	18
見附市	207	153.4	1,768	174	153.0	1,751	9	10
村上市	16	21.5	262	19	20.3	222	16	12
糸魚川市	74	98.7	1,625	78	88.4	1,374	22	18
妙高市	62	57.4	939	46	55.4	873	15	19
上越市	39	35.6	809	40	38.1	785	21	19
阿賀野市	14	14.4	151	12	15.2	260	11	21
佐渡市	31	40.2	454	30	44.2	508	15	17
魚沼市	24	17.9	339	22	18.3	336	14	15
南魚沼市	22	8.4	178	22	9.3	192	8	9
胎内市	35	18.3	343	32	18.6	312	10	10
阿賀町	131	91.6	1,350	110	131.4	1,450	10	13
出雲崎町	16	8.7	77	20	9.1	174	5	9
湯沢町	22	11.5	242	24	11.9	249	11	11
津南町	23	15.6	338	23	14.6	325	15	14
刈羽村	10	4.3	42	7	12.1	100	4	14
関川村	11	16.0	211	12	21.6	343	20	29
県全体	30	29.4	450	29	30.8	457	15	16

8 集落協定における農用地面積規模別協定数

市町村	計	農用地面積別協定数										
		5ha未満	5ha以上 10ha未満	10ha以上 15ha未満	15ha以上 20ha未満	20ha以上 30ha未満	30ha以上 50ha未満	50ha以上 100ha未満	100ha以上 400ha未満	400ha以上 700ha未満	700ha以上 1000ha未満	1000ha以上
長岡市	92	19	23	16	14	10	7	2	1	-	-	-
三条市	19	6	5	1	1	3	3	-	-	-	-	-
柏崎市	21	3	2	2	1	6	2	2	3	-	-	-
新発田市	14	-	2	1	1	4	3	2	1	-	-	-
小千谷市	10	2	-	-	-	-	1	2	5	-	-	-
加茂市	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
十日町市	81	10	9	14	12	14	13	7	2	-	-	-
見附市	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-
村上市	41	3	12	10	3	4	4	5	-	-	-	-
糸魚川市	15	-	1	1	-	-	5	2	6	-	-	-
妙高市	13	2	2	1	3	1	1	1	2	-	-	-
上越市	60	10	13	13	5	5	1	7	6	-	-	-
阿賀野市	13	5	2	-	2	1	3	-	-	-	-	-
佐渡市	147	12	25	22	18	21	28	13	5	1	2	-
魚沼市	51	4	11	7	14	5	9	1	-	-	-	-
南魚沼市	38	14	14	5	2	1	1	1	-	-	-	-
胎内市	14	3	1	1	5	1	3	-	-	-	-	-
阿賀町	4	-	-	-	-	-	-	2	2	-	-	-
出雲崎町	16	2	7	7	-	-	-	-	-	-	-	-
湯沢町	4	1	1	-	1	1	-	-	-	-	-	-
津南町	33	5	14	4	2	2	6	-	-	-	-	-
刈羽村	3	1	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-
関川村	10	-	2	1	3	2	1	1	-	-	-	-
県全体	701	102	147	106	87	82	91	49	34	1	2	-

9 集落マスタープランの内容

市町村	目指すべき将来像				将来像を実現するための活動方策									
	① 将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制構築	② 協定の担い手となる新たな人材の育成・確保	③ 協定参加者それぞれが、作物生産、加工・直売等さまざまな工夫により再生産可能な所得を確保	④ その他	① 機械・農作業の共同化等営農組織の育成	② 高付加価値型農業	③ 農業生産条件の強化	④ 担い手への農地集積	⑤ 担い手への農作業の委託	⑥ 新規就農者等による農業生産	⑦ 地場産農産物等の加工・販売	⑧ 消費・出資の呼び込み	⑨ 共同で支え合う集団的かつ持続的な体制整備	⑩ その他
長岡市	81	51	3	5	8	1	4	11	8	1	-	-	69	6
三条市	17	4	-	-	-	-	-	2	-	-	1	-	19	13
柏崎市	15	6	2	6	13	1	6	10	2	4	-	-	11	1
新発田市	14	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	14	-
小千谷市	10	4	-	1	1	1	1	-	1	-	-	-	10	1
加茂市	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-
十日町市	74	44	2	5	25	1	6	28	14	7	2	-	46	5
見附市	1	1	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	1
村上市	39	16	-	8	5	2	3	9	11	1	-	2	24	9
糸魚川市	14	9	4	-	6	1	3	9	6	1	3	-	3	-
妙高市	11	3	1	1	3	2	3	5	3	-	2	-	6	-
上越市	51	15	6	13	20	3	14	12	7	4	6	3	41	23
阿賀野市	11	6	-	-	2	1	-	4	4	2	-	-	13	-
佐渡市	132	71	2	12	43	3	8	52	22	3	6	5	73	47
魚沼市	43	13	1	1	13	1	19	15	14	3	2	2	19	1
南魚沼市	38	4	1	1	-	1	1	1	3	-	1	-	37	-
胎内市	14	1	2	1	1	-	1	-	-	1	3	-	14	1
阿賀町	4	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-
出雲崎町	16	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16	-
湯沢町	4	-	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	4	1
津南町	33	3	-	2	1	-	1	2	1	-	-	-	33	1
刈羽村	3	3	-	-	1	-	-	2	-	-	-	-	-	-
関川村	10	3	1	-	1	-	-	1	1	-	-	-	10	-
県全体	636	261	26	57	145	18	70	164	98	28	26	12	467	110

10 農業生産活動等

市町村	耕作放棄の防止等の活動									水路・農道等の管理活動		
	賃借権設定・農作業の委託	既荒廃農用地の復旧・林地化・畜産的利用	既荒廃農用地の保全管理	農地の法面管理	柵、ネットの設置等鳥獣被害防止	簡易な基盤整備	担い手の確保	地場農産物の加工・販売	その他(土地改良事業、災害復旧、地目変更等)	水路の管理	農道の管理	その他の施設の管理
長岡市	22	-	27	53	32	21	13	-	3	92	92	1
三条市	8	-	4	19	5	4	1	-	4	19	19	-
柏崎市	10	-	3	15	16	6	4	-	1	21	21	-
新発田市	13	-	-	14	4	1	-	-	-	14	14	1
小千谷市	7	-	1	8	1	5	1	-	-	10	10	-
加茂市	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	1	-
十日町市	59	-	11	71	5	9	5	-	5	81	81	-
見附市	1	-	-	-	1	-	-	-	1	1	1	-
村上市	31	-	12	22	14	7	8	-	1	41	40	1
糸魚川市	8	-	5	13	14	2	2	1	15	15	15	-
妙高市	8	-	2	8	8	1	1	1	1	12	13	-
上越市	22	-	3	47	46	2	7	2	1	59	60	2
阿賀野市	8	-	5	11	2	1	1	-	-	13	13	-
佐渡市	119	3	12	113	-	12	9	2	2	143	145	14
魚沼市	32	-	9	34	4	5	3	-	2	51	51	-
南魚沼市	33	-	-	38	1	-	-	-	-	37	38	1
胎内市	14	1	-	14	6	1	1	4	-	14	14	-
阿賀町	4	-	-	4	4	-	-	-	-	4	4	-
出雲崎町	14	-	-	16	16	-	-	-	-	16	16	-
湯沢町	4	-	-	3	-	1	-	-	-	4	4	-
津南町	31	-	2	33	1	1	1	-	2	33	33	-
刈羽村	3	-	-	3	-	-	-	-	-	3	3	-
関川村	6	-	-	6	4	-	3	-	-	9	10	-
県全体	457	4	96	546	184	79	60	10	38	693	698	20

11 多面的機能を増進する活動

市町村	国土保全機能を高める取組		保健休養機能を高める取組				自然生態系の保全に資する取組				その他活動
	周辺林地の下草刈	土壌流出に配慮した営農	棚田オーナー制度	市民農園等の開設・運営	体験民宿(グリーン・ツーリズム)	景観作物の作付け	魚類・昆虫類の保護	鳥類の餌場の確保	粗放的畜産	堆きゅう肥の施肥、拮抗作物の利用、合鴨・鯉の利用、輪作の徹底、緑肥作物の作付	
長岡市	72	2	-	-	1	15	2	5	-	4	4
三条市	18	1	1	-	-	1	-	1	-	-	13
柏崎市	18	-	1	-	1	2	3	1	-	3	-
新発田市	7	-	-	-	-	10	3	-	-	-	-
小千谷市	7	-	-	-	1	7	1	-	-	-	1
加茂市	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
十日町市	55	-	2	-	2	30	6	3	-	3	2
見附市	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
村上市	34	2	1	-	1	12	3	2	-	1	-
糸魚川市	15	-	-	-	-	8	-	-	-	-	-
妙高市	8	1	-	-	-	6	-	1	-	-	-
上越市	30	-	1	-	1	20	5	15	-	3	3
阿賀野市	7	-	-	1	-	2	-	-	-	6	-
佐渡市	69	4	1	-	-	67	7	14	-	5	2
魚沼市	34	-	1	-	-	12	3	10	-	-	-
南魚沼市	36	-	-	-	-	5	2	-	-	-	-
胎内市	14	-	-	-	1	7	-	-	-	-	1
阿賀町	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
出雲崎町	16	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
湯沢町	4	-	-	-	1	1	1	-	-	-	-
津南町	17	-	-	1	-	12	6	-	-	-	-
刈羽村	3	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
関川村	5	-	-	-	-	5	-	-	-	-	-
県全体	475	10	8	2	9	224	43	52	-	25	26

12 ネットワーク化計画の作成状況

市町村	体制整備単価 取組協定数	ネットワーク化 計画策定済み 協定数	策定割合
長岡市	71	28	39%
三条市	19	-	0%
柏崎市	20	9	45%
新発田市	14	-	0%
小千谷市	10	-	0%
加茂市	1	-	0%
十日町市	67	4	6%
見附市	1	-	0%
村上市	37	31	84%
糸魚川市	15	15	100%
妙高市	9	-	0%
上越市	56	30	54%
阿賀野市	13	13	100%
佐渡市	116	11	9%
魚沼市	45	9	20%
南魚沼市	32	-	0%
胎内市	14	14	100%
阿賀町	4	-	0%
出雲崎町	16	14	88%
湯沢町	3	2	67%
津南町	32	32	100%
刈羽村	3	-	0%
関川村	9	-	0%
県全体	607	212	35%

13 共同取組活動への配分割合

市町村	共同取組活動への配分割合	
	令和6年度	令和7年度
長岡市	44.6%	48.3%
三条市	41.2%	44.5%
柏崎市	61.9%	63.8%
新発田市	50.8%	51.6%
小千谷市	28.2%	34.0%
加茂市	—	47.9%
十日町市	47.5%	51.4%
見附市	35.5%	35.0%
村上市	52.7%	53.6%
糸魚川市	45.7%	46.1%
妙高市	42.2%	39.7%
上越市	45.6%	48.8%
阿賀野市	73.0%	83.9%
佐渡市	28.0%	32.7%
魚沼市	31.8%	33.7%
南魚沼市	46.7%	46.0%
胎内市	49.8%	48.3%
阿賀町	51.1%	52.0%
出雲崎町	61.1%	82.3%
湯沢町	43.8%	44.4%
津南町	49.9%	54.4%
刈羽村	28.6%	11.1%
関川村	25.7%	43.4%
県全体	41.4%	44.8%

共同取組活動への配分割合別集落協定数						
計	0%	25%未満	25%以上 50%未満	50%以上 75%未満	75%以上 100%未満	100%
92	5	11	23	31	6	16
19	-	2	8	8	1	-
21	-	3	4	10	2	2
14	-	2	1	8	-	3
10	1	2	4	2	-	1
1	-	-	1	-	-	-
81	-	4	31	41	2	3
1	-	-	1	-	-	-
41	-	5	12	17	2	5
15	-	1	9	5	-	-
13	-	3	8	1	-	1
60	6	12	16	23	1	2
13	-	-	-	6	2	5
147	-	57	54	34	1	1
51	-	16	26	7	2	-
38	-	1	18	14	3	2
14	-	2	6	6	-	-
4	-	-	2	2	-	-
16	-	-	-	5	6	5
4	-	2	-	2	-	-
33	-	1	11	18	1	2
3	-	2	1	-	-	-
10	-	1	6	3	-	-
701	12	127	242	243	29	48

(参考 2)

地目・交付基準別の交付面積等の状況

地目・交付基準別の交付面積等の状況

(単位:ha)

			急傾斜	緩傾斜	高齢化率・ 耕作放棄地率	小区画・不整形	草地比率の高い 草地	特認基準	計
新潟県	田	交付面積	8,356	9,613	1,024	11		2,495	21,499
		対象農用地面積	11,970	11,971	1,024	37		2,615	27,617
		交付面積率	69.8%	80.3%	100.0%	29.3%		95.4%	77.8%
	畑	交付面積	25	45	－			177	248
		対象農用地面積	130	1,074	－			1,049	2,253
		交付面積率	19.5%	4.2%	－			16.9%	11.0%
	草地	交付面積	－	－	－		－		－
		対象農用地面積	－	－	－				－
		交付面積率	－	－	－				－
	採草放牧地	交付面積	－	－					－
		対象農用地面積	3	5					8
		交付面積率	0.0%	0.0%					0.0%
	計	交付面積	8,382	9,658	1,024	11	－	2,673	21,747
		対象農用地面積	12,103	13,050	1,024	37	－	3,664	29,878
		交付面積率	69.3%	74.0%	100.0%	29.3%	－	72.9%	72.8%

棚田地域振興活動加算の 取組目標及び達成状況について

令和 8 年 8 月

新潟県農林水産部地域農政推進課

棚田地域振興活動加算の概要

① 棚田地域振興活動加算

認定棚田地域振興活動計画（認定計画）に基づき、棚田地域の振興を図る取組を行う場合に加算

対象協定： 体制整備単価の集落協定のみ

対象農地： 認定計画に「指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等」に位置付けられている棚田等で、田であれば1/20以上、畑であれば15度以上の農地
※ 広域化加算との重複は可能ですが、超急傾斜・集落機能強化・生産性向上の各加算との重複はできません。

単 価 : 10,000円/10a（急傾斜地 田:1/20以上、畑:15度以上）
14,000円/10a（超急傾斜地 田:1/10以上、畑:20度以上）

上限額 : なし

取組期間 : 1～5年

目標設定： ア「棚田等の保全に関する目標」
イ「棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮に関する目標」
ウ「棚田を核とした棚田地域の振興に関する目標」

[対象活動の例]



棚田オーナー制度による
棚田地域振興活動



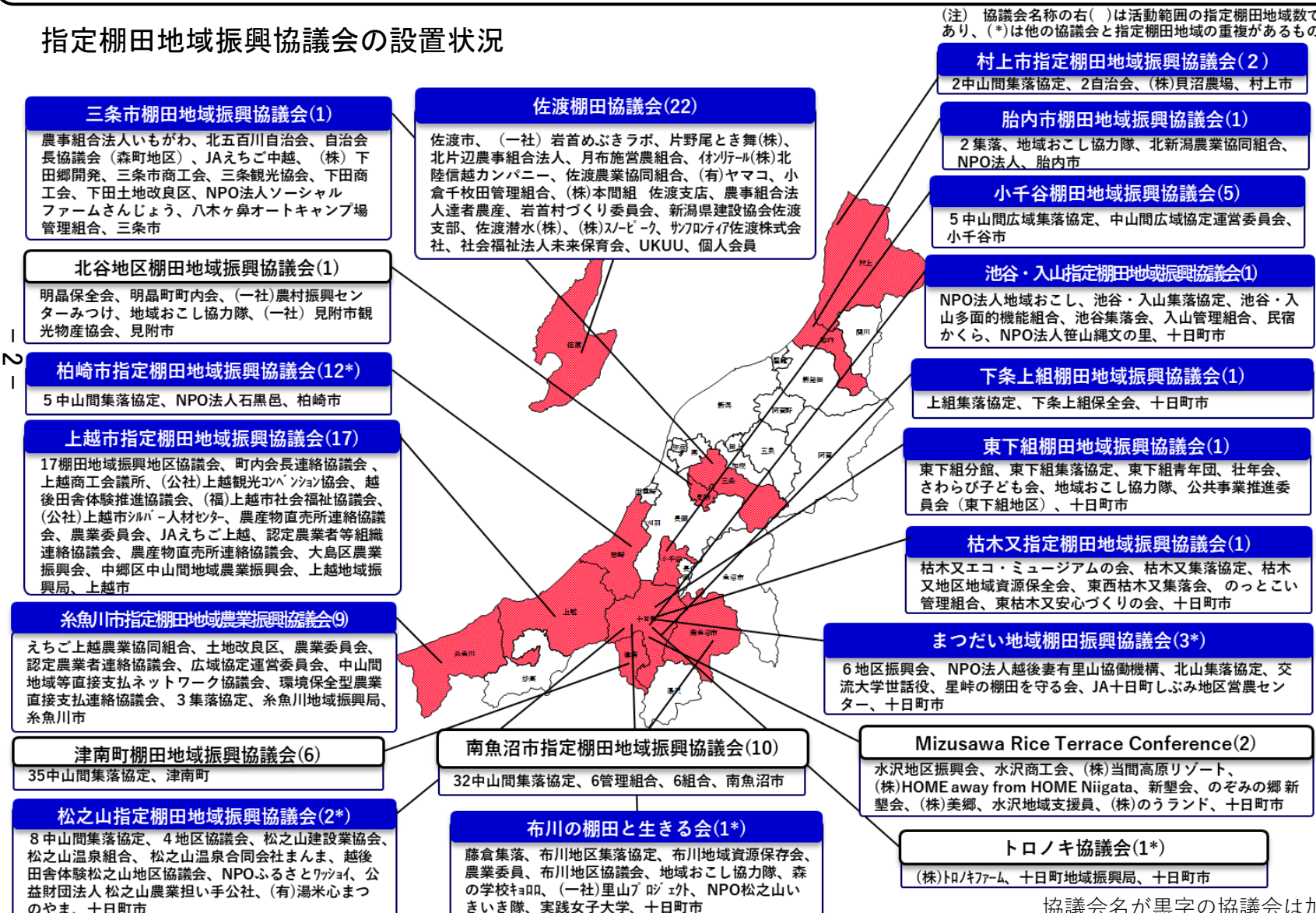
石積み保全活動

ア～ウ各々に定量的な目標を一つ以上、計3つ以上の目標を定めます。その3つ以上の目標には、棚田の価値を活かした活動（地域の実情に応じたもの）、集落機能強化（人材の確保を含む）及び生産性向上に関する目標を含める必要があります。

第6期対策における棚田地域振興活動加算の取組状況

○ 県内では、9市15協議会40協定で、棚田地域振興活動加算の取組がありました。

指定棚田地域振興協議会の設置状況



協議会名が黒字の協議会は加算の申請なし

棚田地域振興活動加算の取組目標

○ 実施した40協定では、棚田等が将来にわたって保全されるよう、棚田環境を活かした関係人口づくりや付加価値向上及び生産性向上等に関する計214の目標を設定し、棚田地域の多面的機能の維持や地域振興に向けた各種活動が行われております。

1
3
1

棚田等の保全

< 主な取組内容と関連目標を設置した協定の数 >

- 生産基盤の維持 52
- 法面や水路の維持等 17
- 耕作放棄の防止 19
- 遊休棚田の農用地としての活用 2

棚田の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

< 主な取組内容と関連目標を設置した協定の数 >

- 農産物の供給の促進 26
- 良好な景観の形成 5
- 自然環境の保全 12
- 伝統文化の継承 5
- 国土の保全、水源のかん養 5

棚田を核とした棚田地域の振興

< 主な取組内容と関連目標を設置した協定の数 >

- 観光資源とした地域振興 15
- 都市との交流による「関係人口」の創出等 21
- 棚田米等を活用した6次産業化の推進 13
- 棚田を舞台とした文化活動の推進 1

※ 取組内容は「棚田地域の振興に関する基本的な方針」に記載の取組例を基に分類

令和7年度棚田地域振興活動加算実施協定における目標達成状況について

No	市町村名	指定棚田地域振興活動計画作成協議会名	集落協定名	上段： 協定締結面積（㎡） 下段： 加算対象面積（㎡）	棚田地域振興活動加算の目標					
					項目	内 容	目標数値 （目標年：令和11年度）			
							目標項目	現状	目標	達成状況
1	村上市	村上市指定棚田地域振興協議会	高根	684,922	棚田等の保全 （以下、「棚田」という）	スマート農業機械や省力化機材の導入	作業時間（％）	100	80	
				423,131		格納庫の設置、共同利用	施設建設数（棟）	0	1	
						有害鳥獣対策への支援	被害額（％）	100	80	
				多面機能の維持・発揮 （以下、「多面」という）	棚田を活用した農業体験学習の開催	開催回数（回）	0	1		
					美しい棚田の田園風景を維持し、SNS等で四季折々の風景やイベントなどの情報を発信	SNSによる発信（箇所）	0	1		
					五穀豊穡を願う祭りを次世代に継承（年1回）	開催回数（回/年）	1	1		
					棚田米の高付加価値化	米の販売数量（俵）	0	30		
				棚田地域の振興 （以下、「振興」という）	オリジナル産物の選定と差別化販売	地域特産物の販売品目（品目）	0	1		
					都市農村との交流機会を創出	関係人口人数（人）	0	50		
					高齢者等世帯の雪下ろしなど生活支援人材の確保	支援取組者数（人）	0	5		
2	村上市	村上市指定棚田地域振興協議会	荒沢	199,029	棚田	棚田の農道を舗装し、保全管理作業の効率化を図る。	取組団地数（団地）	0	1	
				138,526		棚田の点検や補修、草刈りや水管理などサポートの実施	取組団地数（団地）	0	3	
				多面	里山ウォーキング等の実施による関係人口の創出拡大	開催回数（回）	0	2		
					振興	高齢者住宅や加工場周辺の共有地の除雪を支援する相互扶助組織を立ち上げ、除排雪の活動を行う。	組織設立数（組織）	0	10	
						共同利用する機械や資材等を格納する倉庫の整備	施設改裝数（棟）	0	1	
3	胎内市	胎内市棚田地域振興協議会	坂井	388,857	棚田	鳥獣害対策、ドローン防除	防除面積（ha）	31	40	
				261,933		ドローンオペレーター育成	オペ育成人数（人）	0	1	
				多面	神楽舞の演舞	イベント開催数（回/年）	2	3		
					棚田保全の人材確保	人材確保数（人）	0	1		
				振興	農村交流イベントの開催	参加者数（人/年）	0	100		
					直売所等の売上増加	直売所売上（万円）	240	300		
					棚田米の販売量増加	米の販売数量（t）	0.6	1.0		
4	胎内市	胎内市棚田地域振興協議会	欽江	224,041	棚田	棚田の保全	保全面積（ha）	22.4	22.4	
				149,815	多面	神楽舞の演舞	開催数（回/年）	2	3	
				振興	農村交流イベントの実施	参加者数（人）	35	35		
					棚田米の販売量増加	米の販売数量（t）	0.7	1.2		
5	三条市	三条市棚田地域振興協議会	北五百川	305,986	棚田	栽培管理組織の設立及びドローン管理作業の実施	栽培管理面積(ha)	0	12	
				114,827		ラジコン草刈機による草刈り作業の実施	草刈面積（ha）	0	6	
				多面	田植えや稲刈り等の体験事業や棚田を舞台装置としたアクティビティイベントなどの開催	来訪者数（人/年）	0	30		
					開催数（回/年）	0	2			
				振興	観光イベント及び八十里越開通を機とした交流イベントなどの開催	来訪者数（人）	0	5,700		
					開催数（回/年）	0	2			

No	市町村名	指定棚田地域振興活動計画作成協議会名	集落協定名	上段： 協定締結面積（㎡）	下段： 加算対象面積（㎡）	棚田地域振興活動加算の目標					
						項目	内 容	目標数値 （目標年：令和11年度）			
								目標項目	現状	目標	達成状況
6	小千谷市	小千谷市棚田地域振興協議会	小千谷市山辺・吉谷・東山広域	2,262,592	棚田	U字溝グレーチングの敷設及び農道舗装	U字溝蓋の敷設（m）	0	180		
							農道舗装（m）	0	120		
				法面・畔草刈りの省力化		自走草刈機利用(m)	-	1,000			
						防草シート敷設（㎡）	-	2,400			
				ドローン防除		防除面積（ha）	-	6			
						鳥獣被害防止対策の実施	防獣ライト設置（m）	-	40		
				電気柵・センサー設置（圃場）			-	28			
				多面		都市部の学生と協働した棚田米のブランディング	米販売額（万円）	0	150		
					ウェブメディア累計閲覧数の増加	メディア閲覧数（回）	0	10,000			
					良食米生産の機運向上・販売促進に向けたイベントの開催	開催数（回）	0	5			
				振興	田植え体験ツアーの開催	参加人数（人）	0	500			
					米販売量の増加	米販売数量（kg）	0	3,540			
7	小千谷市	小千谷市棚田地域振興協議会	小千谷市真人里地広域	1,319,279	棚田	U字溝の敷設	U字溝敷設（m）	0	290		
						農道舗装	農道舗装（m）	0	60		
				畔草刈り機の活用による作業人員の削減		作業人員数（人）	153	104			
				多面	良食米生産の機運向上・販売促進に向けたイベントの開催	開催数（回）	0	5			
					振興	米の販売促進及び都市住民との交流促進	参加回数（回）	0	10		
8	小千谷市	小千谷市棚田地域振興協議会	小千谷市真人北部広域	844,407	棚田	棚田の生産性向上	雑木伐採（箇所）	0	7		
				227,696	多面	良食米生産の機運向上・販売促進に向けたイベントの開催	開催数（回）	0	5		
					振興	交流イベントの実施及びウェブメディアの掲載により消費者との交流促進を図る。	イベント実施・メディア掲載数（回）	0	4		
9	小千谷市	小千谷市棚田地域振興協議会	小千谷市岩沢・川井広域	864,578	棚田	U字溝敷設	U字溝の敷設（m）	0	180		
							U字溝蓋の敷設（m）	0	17		
				農道舗装		農道舗装（m）	0	40			
						農道拡張（m）	0	260			
						農道新設（m）	0	50			
						法面・畔草刈りの省力化	オフセットモア利用(m)	0	300		
				防草シート敷設（㎡）			0	1,100			
				鳥獣被害防止対策の実施		防獣ライト設置（m）	0	120			
						電気柵設置（m）	0	2,000			
						センサー設置（圃場）	0	28			
				棚田の生産性向上	雑木伐採（箇所）	0	4				
				多面	良食米生産の機運向上・販売促進に向けたイベントの開催	開催数（回）	0	5			
				振興	交流イベントの実施及びウェブメディアの掲載により消費者との交流促進を図る。	イベント実施・メディア掲載数（回）	0	4			

No	市町村名	指定棚田地域振興活動計画作成協議会名	集落協定名	上段： 協定締結面積（㎡） 下段： 加算対象面積（㎡）	棚田地域振興活動加算の目標					
					項目	内 容	目標数値 （目標年：令和11年度）			
							目標項目	現状	目標	達成状況
10	柏崎市	柏崎市指定棚田地域振興協議会	市野新田	645,393	棚田	収穫時農業体験の提供	農業体験者数（人）	0	50	
				94,612		共同機械（田植機、コンバイン）の使用の面積増加	共同機械使用面積（ha）	1	3	
					多面	農地維持活動（イノシシ電気柵設置、撤去等）	ボランティア参加者数（人）	72	150	
				振興	「綾子舞現地公開」における米の販売と観客の増加	米販売数量（kg）	0	450		
						観客人数（人）	3,140	6,200		
11	柏崎市	柏崎市指定棚田地域振興協議会	岩之入	29,431	棚田	共同防除の実施	共同防除面積（ha）	0	2.9	
				24,837	多面	伝統行事の弘法大師霊塩水祭礼（百八灯祭）の継承	伝統行事参加人数（人）	0	100	
					振興	棚田オーナー、米つくり体験農園の実施	交流人口（組）	0	8	
12	柏崎市	柏崎市指定棚田地域振興協議会	東条	303,520	棚田	農道や水路清掃への参加者拡大	農地保全活動参加者数（人）	6	20	
				47,792	多面	ホタル鑑賞イベントの開催	イベント参加者（人）	0	150	
					振興	有機栽培への切替	栽培面積(ha)	0	1	
13	柏崎市	柏崎市指定棚田地域振興協議会	高柳農業振興会	1,634,586	棚田	ドローン散布事業の拡大	使用薬剤種数（種）	0	1	
				369,602	多面	狩猟免許取得者の確保	狩猟免許の取得者数（人）	0	2	
					振興	グリーンツーリズム及び援農者に関する施設の整備	グリーン・ツーリズム関連施設整備件数（か所）	4	6	
14	柏崎市	柏崎市指定棚田地域振興協議会	矢田	46,939	棚田	水路工事を新たに実施	受益面積(ha)	0	4.6	
				46,939	多面	イノシシなどの有害鳥獣捕獲の担い手確保	狩猟免許の取得者数（人）	0	2	
					振興	棚田オーナー制度を新たに実施	関係人口増加数（人）	0	1	
15	柏崎市	柏崎市指定棚田地域振興協議会	上輪新田	98,420	棚田	水田の畔抜き、乗入れ、水路の整備等の実施	工事実施面積（a）	0	100	
				58,447	多面	ブランド米「米山プリンセス」の作付拡大	作付面積（a）	100	130	
					振興	上輪新田の魅力発信	交流人口（人）	0	20	
16	十日町市	松之山指定棚田地域振興協議会	下川手	249,466	棚田	集落の生活と耕作地の維持に取り組む新規就農者の確保	新規就農者数（人）	0	1	
				230,246		作業受託組合の体制強化	新規オペレーター数（人）	0	1	
				多面	自然環境の保全意識の啓発	保全活動（回/年）	0	1		
					鳥獣害への対応	狩猟免許の取得者数（人）	0	1		
					休耕田の活用	景観作物作付面積（a）	0	10		
				振興	会員制通販の実施	新規商品販売数（品目）	0	5		
17	十日町市	松之山指定棚田地域振興協議会	天水・藤倉	1,040,883	棚田	農道・水路・農用地の修繕・更新	修繕・更新箇所数（件）	0	10	
				312,639		共同利用組合の設立	組合設立数（組織）	0	1	
						防除組合の活動支援	防除面積（ha）	0	20	
				多面	棚田米の直販を行っている「松里棚田の会」の活動の支援	米販売数量（kg）	0	900		
				振興	都市住民が参加する農用地の管理作業の実施	管理作業（回/年）	0	1		

No	市町村名	指定棚田地域振興活動計画作成協議会名	集落協定名	上段： 協定締結面積（㎡）	棚田地域振興活動加算の目標					
				項目	内 容	目標数値 （目標年：令和11年度）				
						目標項目	現状	目標	達成状況	
18	十日町市	松之山指定棚田地域振興協議会	黒倉	207,860	棚田	耕作放棄地の防止を図るため、水路整備と基盤整備を実施	水路整備（m）	0	200	
				156,013		基盤整備（ha）	0	1		
				多面	住居から道路までのアクセス道の除雪	除雪戸数（戸）	0	10		
					獣対策機材（電気柵、現場ラジオ）導入による、被害面積の減少	獣害被害面積(ha)	3	1		
					景観整備	景観作物植付数（本）	0	10		
				振興	麴加工設備の更新	味噌製造量（kg）	400	600		
					交流施設の整備と黒倉産そばを使用したそば打ち体験の実施	イベント参加者数（人）	0	20		
19	十日町市	布川の棚田と生きる会	布川地区	555,322	棚田	都市部の大学の受入による、棚田保全活動の充実	保全活動の増加（増加数）	0	1	
				511,591	多面	色彩選別機・精米機の導入と独自ブランド米の販売	米販売数量（kg）	0	500	
				振興	棚田オーナーまたはトラスト会員の確保	棚田オーナーまたはトラスト会員数（組）	2	2		
20	十日町市	下条棚田地域振興協議会	下条上組	601,600	棚田	耕作放棄の防止	耕作放棄率（％）	0	0	
				472,704		法面の保全	防草シート敷設面積（㎡）	0	270	
				水路の維持		水路蓋敷設（m）	0	1,000		
				多面	景観形成	地区整備数（箇所）	0	1		
				振興	棚田ウォーキングと地域の魅力を発信するイベントの開催	イベント開催数（回/年）	1	1		
21	十日町市	下条棚田地域振興協議会	東下組	774,183	棚田	農道・水路の整備	農道舗装（m）	0	380	
				452,387			農道敷設（m）	0	400	
				農道拡張（m）			0	50		
				水路整備（m）			0	110		
				多面	来訪者増加に向けた、展望台整備とPR	モニュメント設置（基）	0	1		
				振興	交流人口の増加	イベント参加者数（人）	130	160		
22	十日町市	池谷・入山指定棚田地域振興協議会	池谷・入山	182,124	棚田	都市部の人材も含めた保全活動（草刈り等）の実施	保全活動（回/年）	0	3	
				119,199		有害鳥獣被害の低減	鳥獣対策（回/年）	0	1	
				多面	棚田米のインターネット販売（通販）の拡大	米販売数量（t）	15	15		
					圃場の景観保全	枝下し本数（本）	0	10		
				振興	棚田オーナー制度の運営	イベント開催数（回/年）	0	5		
						イベント参加人数（人/年）	0	50		
23	十日町市	池谷・入山指定棚田地域振興協議会	枯木又	193,836	棚田	作付面積の維持及び担い手への農地集積の促進	作付面積（ha）	20.6	20.6	
				83,622		農地集積率（％）	0	30		
				多面	棚田米の振興	米販売数量（t）	0	4		
						特栽米作付面積（a）	0	30		
				振興	交流イベントの開催	イベント開催数（回/年）	0	3		
						イベント参加人数（人/年）	0	50		

No	市町村名	指定棚田地域振興活動計画作成協議会名	集落協定名	上段： 協定締結面積（㎡）	棚田地域振興活動加算の目標					
				項目	内 容	目標数値 （目標年：令和11年度）				
						目標項目	現状	目標	達成状況	
24	十日町市	まつだい地域棚田振興協議会	北山	107,922	棚田	関係人口の拡大を通じた研修人材の確保	農業研修生の確保（人）	0	1	
				23,575	多面	鳥獣被害対策の普及による耕作放棄の防止	鳥獣被害無対策圃場割合（％）	100	30	
					振興	大地の芸術祭との連携による農村・農産物のPR	対策期間中のイベント開催数（回）	0	1	
25	上越市	上越市指定棚田地域振興協議会	樽田	116,295	棚田	有害鳥獣被害抑制対策の実施	設置農地面積（ha）	6	7	
				46,902		機械更新による米の品質改善	一等米比率（％）	32	45	
					多面	米の直販拡大	米販売数量（kg）	400	500	
						どぶろく製造・販売の推進	販売数量（L）	300	320	
					棚田	担い手確保に向けたイベントの実施	参加者数（人）	90	100	
26	上越市	上越市指定棚田地域振興協議会	菖蒲東	225,223	棚田	高齢地条件を活用した畑地面積の拡大	畑地面積（a）	73	74	
				176,538		園芸取組拡大のための人材確保	新規就農者雇用数（人）	0	1	
						園芸生産のスマート化	スマート農業取組面積（a）	0	1	
						多面	棚田米のブランド化及び販売	販売実績	0	1
					農産物加工品の販売開始		販売実績	0	1	
					棚田	高齢者等への生活支援	支援世帯数（世帯）	1	1	
				多世代交流の推進		実施回数（回）	0	1		
				都市との交流事業実施		実施回数（回）	0	1		
		棚田ビューポイント説明板の設置によるキャンプ等の入込数の増加	入込数（人）	0	1					
27	上越市	上越市指定棚田地域振興協議会	上達	184,274	棚田	耕作放棄地の発生防止及び再生	山菜栽培面積（a）	30	32	
				83,049		有害鳥獣対策の実施（電気柵設置）（現状 20ha）	設置農地面積（ha）	20	22	
					多面	ウド、わらび、そば等の販売振興	直売所販売額（万円）	15	20	
					振興	高齢世帯の除雪・買い物支援	支援件数（件）	3	5	
						集落美化運動の推進（花壇整備・プランター配置）	配置数（本）	100	180	
28	上越市	上越市指定棚田地域振興協議会	泉	166,369	棚田	農道、水路、ため池の管理作業へのボランティア(ECHIGO棚田サポーター、中山間地域支え隊、集落出身者)受入	受入人数（人/年）	20	25	
				58,653		そばの生産性向上	作業時間（時間）	36	18	
					多面	集落で生産したそばを原料とした乾麺の販売拡大	加工販売数量（把）	3,800	4,000	
					振興	集落に暮らす人たちの幸せづくりや情報発信と外部人材との関係を強化するため、イベントを開催	受入人数（人）	80	100	
29	上越市	上越市指定棚田地域振興協議会	黒川・黒岩地区	2,658,238	棚田	農道の修繕による草刈り時間の短縮	作業時間（時間）	1,157	1,041	
				848,747		就農希望者の確保と営農体制の確立	就農希望者数（人）	0	1	
						ドローンによる防除の効率化	延べ散布面積（ha）	0	70	
					多面	干し柿の製品率の向上	製品率（％）	25	75	
					振興	農業体験及び伝統的酒造りに関する学習会の実施	学習会開催数（回）	2	3	
30	上越市	上越市指定棚田地域振興協議会	川谷・石谷	317,955	棚田	休耕地等を活用した畑作物の作付	再生農地面積（ha）	0	20	
				181,366	多面	特産品目の選定	出荷品目数（品目）	0	2	
					振興	高齢者の送迎や買い物支援（取り置き含む）の等生活支援の実施	送迎支援回数（回/年）	60	70	

No	市町村名	指定棚田地域振興活動計画作成協議会名	集落協定名	上段： 協定締結面積（㎡）	棚田地域振興活動加算の目標					
				項目	内 容	目標数値 （目標年：令和11年度）				
						目標項目	現状	目標	達成状況	
31	上越市	上越市指定棚田地域振興協議会	棚田農業振興会	2,052,383	棚田	イノシシによる獣害の減少	被害面積（ha）	3	0	
				1,317,718	多面	ヨモギ、クロモジ等を原料とした特産品の開発及び販売	加工品目数（品目）	2	5	
					振興	棚田地域振興活動担当者（事業推進、収支管理、連絡調整、実績書類作成）の確保	担当者数（人）	0	1	
32	上越市	上越市指定棚田地域振興協議会	中部中山間地	241,949	棚田	鳥獣被害防止による作業時間の軽減	作業時間（時間）	24	0	
				108,404		畦畔管理・草刈り作業の省力化	作業時間（時間）	126	0	
					多面	棚田米の販売拡大	米販売数量（kg）	378	454	
						転作作物の販売先を確保	委託販売先（件）	0	1	
					振興	棚田の資源を活用したイベントの開催	開催回数（回）	0	1	
33	上越市	上越市指定棚田地域振興協議会	安塚地域中山間地域等直接支払	1,757,876	棚田	有害鳥獣対策及びドローン防除の実施	電気柵設置延長（m）	4,140	7,140	
							ドローン購入数（機）	0	1	
				126,709	多面	インターネットやイベント等による米の販売拡大	米販売数量（t）	6.5	8.4	
							米販売数量（kg）	200	260	
							イベント参加人数（人）	350	450	
					棚田	地域助け合い活動の推進	支援隊員数（人）	10	15	
						農業体験の開催	参加人数（人）	10	30	
						棚田カフェの入込数の増加	来客数（人）	350	500	
34	上越市	上越市指定棚田地域振興協議会	岩神	211,016	棚田	棚田保全活動ボランティアの受入	受入人数（人/年）	15	20	
				89,729		機械共同利用による作業効化	取組面積（ha）	0	10	
					多面	米・そば等の売上拡大	売上金額（万円）	50	80	
					振興	高齢者世帯の生活支援（草刈・除雪）の実施	利用件数（件）	3	5	
						岩神・折居地区のPRのため、イベントを開催	地元以外の来場者数（人）	30	40	
35	上越市	上越市指定棚田地域振興協議会	板倉区中山間地域農業振興会	1,240,565	棚田	農地の床固及び畦畔転圧による管理労力の軽減	作業時間（時間）	237	120	
				574,537	多面	伝統文化の継承	参加人数（人）	8	18	
					振興	地域の魅力発信のため、地域内施設を活用したイベントの開催	来場者数（人）	0	60	
36	上越市	上越市指定棚田地域振興協議会	牧区農業振興会	2,335,889	棚田	機械導入による、農道の維持管理の負担を低減	作業時間（時間）	120	108	
				184,837	多面	棚田みらい応援団との交流活動の実施	地域外の参加人数（人）	0	13	
					振興	高齢者世帯や空き家の除雪支援の実施	利用件数（件）	3	5	

No	市町村名	指定棚田地域振興活動計画作成協議会名	集落協定名	上段： 協定締結面積（㎡）	棚田地域振興活動加算の目標									
				項目	内 容	目標数値 （目標年：令和11年度）								
						目標項目	現状	目標	達成状況					
37	糸魚川市	糸魚川市指定棚田地域農業振興協議会	下早川	1,927,351	棚田	耕作放棄地の発生を防止するため、法面や水路、農道の草刈りを実施	耕作放棄面積	0	0					
				310,419		ドローン散布の実施	共同散布面積（ha）	0	10					
				多面	多面的機能の維持・発揮のため、農業用施設の改修工事(用水路2ヶ所、農道2ヶ所)を実施	改修工事実施箇所 用水路 農道	0 0	2 2						
					鳥獣被害の防止	電気柵設置面積率（%）	80	90						
					景観形成植物の保全	景観形成作物の保全（箇所）	0	1						
				振興	農産物直売イベントの開催	イベントでの農産物販売回数（回/年）	1	3						
38	糸魚川市	糸魚川市指定棚田地域農業振興協議会	上早川中山間地	2,074,008	棚田	耕作放棄地の発生を防止するため、法面や水路、農道の草刈りを実施	耕作放棄面積	0	0					
				967,939		ドローン共同防除の拡大	共同防除面積（ha）	40	45					
						バイオスティミュラント資材の散布による米の収量・品質の向上	散布面積（ha）	0	5					
						機械導入による草刈り作業の省力化	草刈延長（km）	0	10					
				多面	農道・用水路の保全や農業用施設の修繕の実施	草刈回数（回）	1	2						
						農道舗装（m）	0	500						
						施設修繕（箇所）	0	10						
					耕作放棄地発生防止のため鳥獣被害対策を実施	耕作放棄面積(ha)	0	0						
						狩猟鳥獣取得者数（人）	0	2						
						景観形成植物の保全	景観形成作物の保全（箇所）	1	3					
				振興	交流施設の整備	農園設置数（箇所）	0	1						
					農産物直売イベントの開催	イベントでの農産物販売回数（回/年）	1	3						
				39	糸魚川市	糸魚川市指定棚田地域農業振興協議会	根知	1,880,965	棚田	耕作放棄地の発生を防止するため、法面や水路、農道の草刈りを実施	耕作放棄面積	0	0	
								405,217		防草コンクリートの吹付による農道・用排水路の草刈り作業の負担軽減	敷設面積（㎡/年）	0	200	
ドローン散布の拡大	散布面積（ha）	15	20											
多面	耕作放棄地発生防止のため鳥獣被害対策を実施	耕作放棄面積(ha)	0					0						
		電気柵設置箇所（箇所）	0					2						
振興	地域農産物の販売機会の拡大	販売箇所（箇所）	2	3										
40	佐渡市	佐渡棚田協議会	歌見	124,227	棚田	関係人口の拡大を通じた保全活動取組人数の拡大	取組人数（人）	5	10					
				43,066	多面	米の出荷量拡大	ブランド米販売数量（t）	1	3					
				振興	農業体験イベントの開催	参加者数（人/年）	0	50						

令和 8 年度中山間地域等直接支払交付金の実施見込みについて

令和 8 年 8 月 6 日
地 域 農 政 推 進 課

概 要

- 1 長岡市で 2 協定、加茂市で 1 協定が、新たに立ち上がりました。
- 2 交付面積は、加茂市で 58ha 増加するほか、十日町市、佐渡市、小千谷市などで微増し、21,847ha となる見込です。
- 3 交付金額は、加算措置額を主体に増加し、87 百万円増の 3,304 百万円となる見込です。
- 4 1 集落協定あたり交付面積は、前年度から横ばいの 30.9ha となる見込です。

【 協定農用地面積・交付金額など 】

項目	令和 8 年度 A	令和 7 年度 B	令和 6 年度 C	増減 (B－A)
交付市町村数	23	23	22	±0
協定数	720	718	788	+2 ^{*1}
集落協定	703	701	771	+2
体制強化協定 ^{*2} (R7～)	R9.5 集計	82	—	—
個別協定	17	17	17	±0
交付面積 (ha)	21,847	21,747	22,843	+100
急傾斜	8,380	8,382	10,033	△2
緩傾斜等	13,467	13,365	12,788	+102
加算措置取組面積 (延べ ha)	12,057	10,618	9,251	+1,439
交付金額 (百万円)	3,304	3,217	3,490	+87
傾斜農用地等に対する交付	2,795	2,783	3,082	+12
加算措置	508	434	407	+74
1 集落協定あたり交付面積 (ha/協定)	30.9	30.8	29.4	+0.1
ネットワーク化活動計画策定済協定数	R9.5 集計	212	—	—

* 1：統合による減 1

* 2：令和 7 年度以降に協定統合・ネットワーク化に参画した協定

令和 8 年度中山間地域等直接支払制度 の実施状況等について（案）

新潟県農林水産部地域農政推進課

1 令和7年度 重点推進事項

○ 協定農用地の維持

守るべき農地の見極めや近隣集落との連携や省力的な農地の管理など、協定活動の継続に向けた働きかけを実施

○ 体制整備単価の交付

令和11年度末までの作成が求められる「ネットワーク化活動計画」の理解促進

○ ネットワーク化の推進

広域化・ネットワーク化等に取り組む協定や市町村の活動を支援するとともに、ノウハウを取得して他地域へ波及

○ 加算措置の活用促進

市町村に制度推進方針の整理を働きかけるとともに、複数協定による活動体制や生産方式の構築を支援

本庁及び振興局段階に設置する「推進チーム」によって、制度実施地域の実践活動に対する支援を実施。

笹神地域集落協定ネットワーク協議会（阿賀野市）

集落協定の広域課題に対応するとともに、若手人材の育成・定着に取り組む協定協議会

- 市が集落協定の共通課題をくみ取り、課題解決手法として、協定のネットワーク化及び加算措置活用を提案
- 令和8年3月、13協定でネットワーク協議会を立ち上げ、広域課題（機械共同利用・事務一元化・鳥獣害防止）の対策に着手

組織の概況

協定面積：197.9ha（全て田）
交付金額：3,377万円
（うち加算1,794万円）
配分割合：個人配分16.1%
共同取組活動83.9%
構成員：農業者117人、法人2
非農業者42人
構成集落：13集落
開始年度：令和7年度
多面的機能支払との重複：有

【目指す将来像】

- ・地区における継続的な営農体制の強化



鳥獣害防止対策の実施

取組の背景・課題

- 集落の高齢化が進行し、集落人口に対する65歳以上の割合は60%を占める。
- 高齢化により農作業を担う人材が不足。また、協定の事務作業を担当できる人材も不足。
- 近年、有害鳥獣（サル、イノシシ等）の増加に伴い農作物被害が拡大しているが、各集落ごとの対応にとどまり、効果的な対策がとられていない。

取組内容

- 令和8年3月、「笹神地域集落協定ネットワーク協議会」を設立。
- 総会の下に、集落協定代表から選出した5名の役員による幹事会（方針決定機関）と若手4名による事務局（計画立案・実行機関）を置き、協議会活動の着実な実行と併せて、若手人材の育成・定着も目指す。
- 集落協定の自主性を尊重し、スマート農業加算の活用は各集落協定に裁量。

成 果

- 協議会が協定事務の中間支援機関となり、協定及び市の負担を分かち合い。
- 地域おこし協力隊制度との掛け合わせで、Iターン者等の地域・農村への定着の道筋を明確化。
- ネットワーク化加算及びスマート農業加算の交付最大化を実現。

今後の期待

- 広域3課題に対する具体的取組の整理とアプローチ

小泊集落協定（佐渡市）

協定統合で役員負担を軽減するとともに、将来への備えとして省力機械に積極投資

- 第6期対策への切り替わりを契機に、3つの集落協定を統合
- ネットワーク化加算を活用し、農用地保全に必要な農業機械を順次整備

組織の概況

協定面積：92ha（うち田89ha）
交付金額：1,814万円
（うち加算532万円）
配分割合：個人配分63.6%
共同取組活動36.4%
構成員：農業者59人
構成集落：1集落
開始年度：令和7年度
多面的機能支払との重複：有

【目指す将来像】

- ・将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制構築



日本海を望む小泊の棚田

取組の背景・課題

- 第5期対策は用水の水系単位で3つの集落協定（小泊第1～3集落協定）で地域の農用地を保全。
- 農業者の減少に伴い、複数の協定農用地を管理する耕作者も増加。協定役員の固定化も課題に。
- 同一集落内に在する強みを活かし、3協定役員が統合のビジョンを共有。

取組内容

- 旧3協定を統合し、小泊集落協定を立ち上げ。
- 旧協定から1名ずつ役員を輩出するとともに、旧協定代表を統合協定の相談役として配置。
- 協定員の課題を吸い上げ、ドローンや法面草刈機を導入するとともに、ドローンオペレーターの育成に着手。

成 果

- 役員数を削減し、特定の個人への負担偏重を解消。
- ネットワーク化加算で導入した草刈機を用い、協定農用地保全に一定の目途。
今後も、フロントローダーなど農用地や水路の維持管理の軽労化に必要なハードの整備を計画。

今後の期待

- 機械導入による作業負担の軽減を契機として、後継者の育成・確保や新規就農を促進。
- 導入機械の稼働率向上と更新準備。

2 推進の振り返り（令和8年1月）

○ 協定農用地の大幅な減少

農業者の高齢化・減少により急傾斜農用地は大きく減少

急傾斜農用地 8,382ヘクタール（R6比△16.3%）

緩傾斜農用地等 13,365ヘクタール（同 +4.2%）

農用地 計 21,747ヘクタール（同 △4.8%）

○ 体制整備単価の交付

面積ベースで95%，20,477ヘクタールの交付

○ ネットワーク化の推進

市町村による協議会設立支援、有志協定の統合など成果も見られたが、ネットワーク化加算の交付は面積ベースで7%と、取組波及はこれから

○ 加算措置の活用促進

スマート農業加算の交付率は面積ベースで約3割に到達した一方、棚田地域振興活動加算は7%に留まり

協定農用地の維持、ネットワーク化活動計画の普及に時間を要し、特段の推進が求められる取組には、推進体制の強化が必要

3 令和8年度 県重点推進事項

- 制度周知の強化による農用地及び新規協定の掘り起こし
 - ・ 地域計画のブラッシュアップ等と併せた協定農用地の見直し
 - ・ 令和9年度からの支援の拡大も見据えた加算措置の活用による条件不利農地の維持
- 協定の実状をふまえた体制整備支援
 - ・ 民間企業との連携による集落協定の関係人口づくり
 - ・ 協定協議会設立に向けた体制づくり
 - ・ スマート農業技術の普及および機械利用体制づくり
- 市町村・協定事務のボトルネックの把握と対応策の提示
 - ・ 市町村と協定の間を取り持つ中間支援組織の育成・ネットワーク化
 - ・ 協定事務支援アプリの効果検証
 - ・ 衛星画像解析による現地確認作業の省力化

4 令和9年度からの制度見直し（水田政策の見直し）

- (1) 食料・農業・農村基本計画（令和7年4月11日閣議決定）抜粋
中山間地域等直接支払について、条件不利の実態に配慮し、支援を拡大する
- (2) 制度見直しのポイント（令和8年6月29日～7月10日開催 水田政策の見直しに関する地方説明会 配付資料を元に作成）

見直しのポイント	想定される推進事項
取組の拡大	- 対象農用地の拡大（緩傾斜農用地の対象化） - 集落協定のネットワーク化の推進
制度の有効活用	- 加算措置の活用 - 多面的機能支払との一体的実施
対象農用地の拡大	傾斜によらない不利性（アクセス、水路維持管理など）の評価
市町村サポートと事務負担支援	- 都道府県レベルのサポート体制 - デジタル地図の活用

5 国の制度見直しをふまえた追加重点推進事項（案）

○ 対象農用地条件の点検・見直し

- ・ 農業者の高齢化や減少、荒廃リスクをふまえた対象農用地条件の点検・見直し再評価を市町村へ働きかけ

○ 制度未実施地区の解消

- ・ 有傾斜農用地マップ提示による市町村への未実施地区における協定育成の働きかけ

○ 小規模協定のネットワーク化

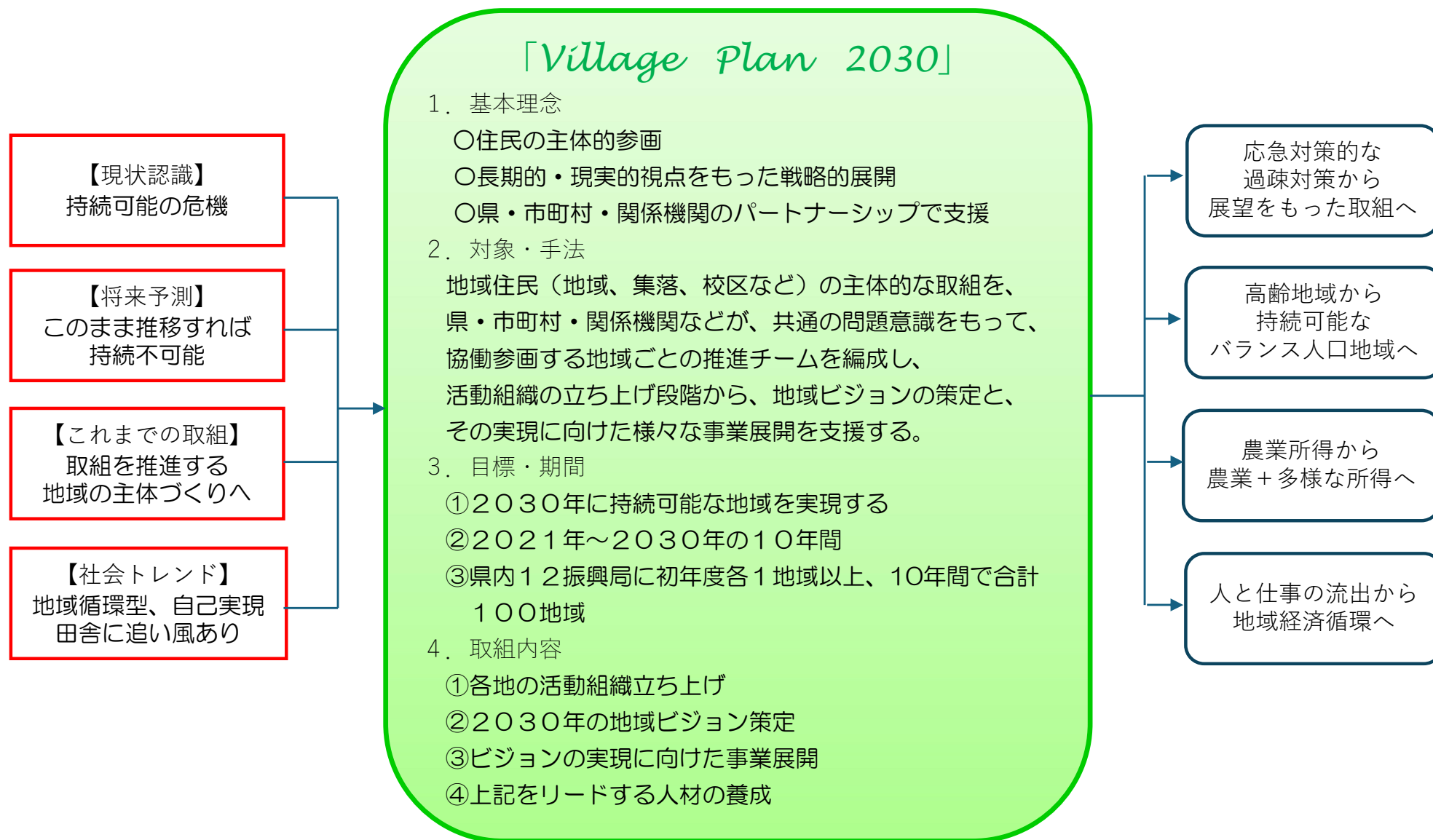
- ・ 小規模協定でも加算措置のメリットが享受できるようネットワーク事務局を育成し、協定の結びつきとネットワークスケールを活かした機械・サービス提供などを実現

○ 県推進体制の見直し

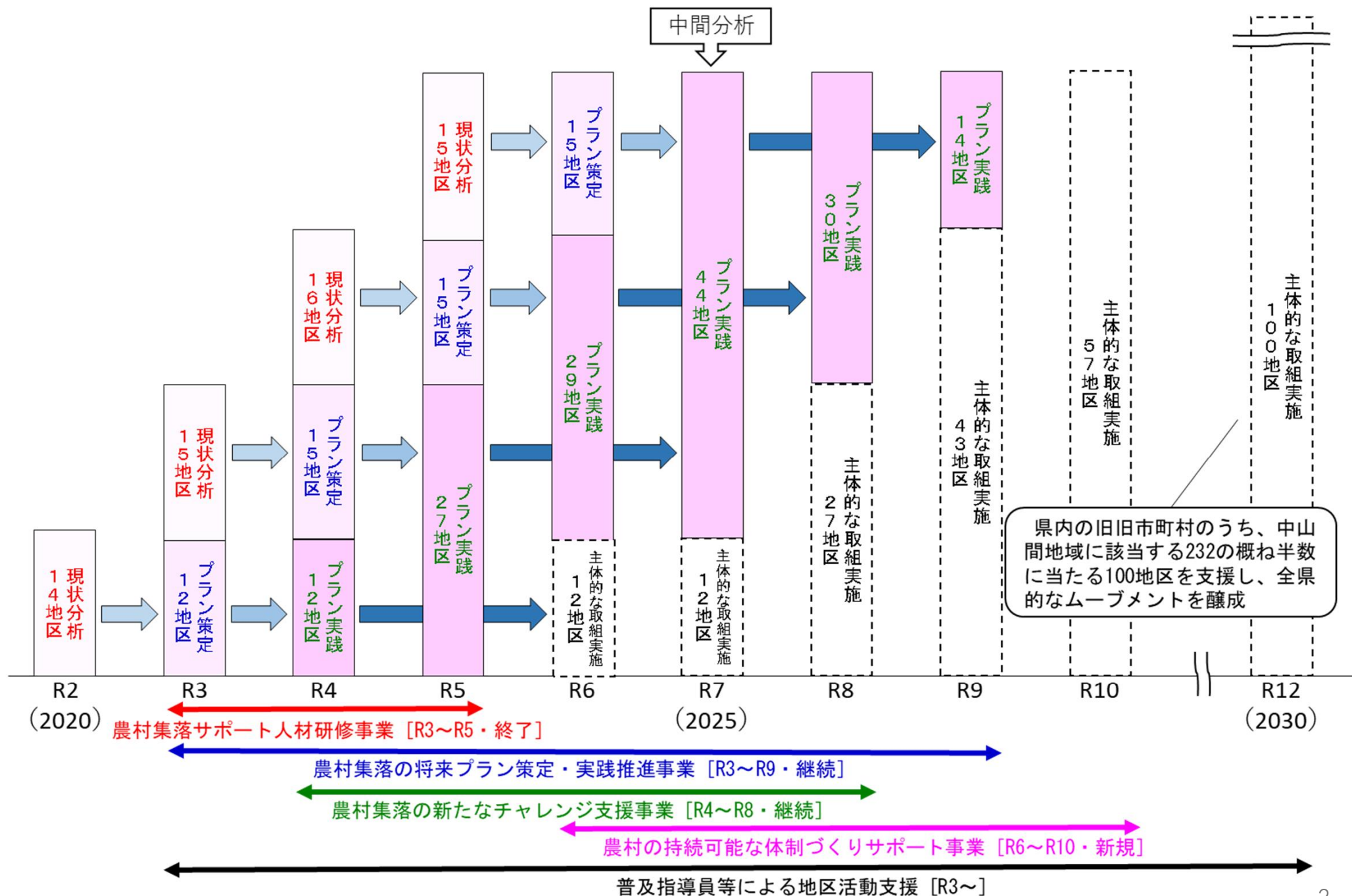
ビレッジプラン2030の取組について

ビレッジプラン2030の概要

かつて全県で展開した「ビレッジ・ビジョン」の取組を再構築し、さらに困難な課題に直面している中山間地域の農業・農村振興のために、農林水産部が使命感をもって「Village Plan 2030」の取組を展開します。



ビレッジプラン2030の支援地区数



ビレッジプランの取組の流れ

1. 地区選定

ビレッジプランに取り組みたい地区を「**重点地区**」として設定

2. プラン策定支援

1年目：現状分析

農業従事者数の将来予測、地域内の資源の洗い出しや活動のつながりを可視化する関係図づくりなど、プラン策定のベースとなる分析を実施（人材養成を並行して実施）

2年目：プラン策定・活動組織の設立

現状分析の結果を踏まえ、人口の取り戻し等を通じた、営農継続や集落機能の維持に向けた将来プランを策定

3. プランの本格的実践・活動組織の自立に向けた支援

3年目、4年目：プランの試行的な実践

- ・ 将来プランに位置付けた取組を実践し、地域住民の成功体験を積み重ね
- ・ 将来、地区が主体的に活動を継続するためのエンジンとなる組織を育成

5年目～：プランの本格的な実施

プラン実践が継続し、目的が達成されるように、必要に応じ活動組織の取組を支援

将来プラン実践地区（64地区）

◆将来プラン実践4年目

No.	市町村	重点地区名
1	関川村	金俣地区
2	新発田市	菅谷（下中山）地区
3	阿賀町	津川地区
4	出雲崎町	釜谷地区
5	魚沼市	東湯之谷地区
6	湯沢町	滝の又地区
7	十日町市	川手地区
8	津南町	鹿渡・鹿渡新田地区
9	柏崎市	中通（曾地）地区
10	上越市	中郷区
11	糸魚川市	磯部地区
12	佐渡市	宿根木地区

◆将来プラン実践3年目

No.	市町村	重点地区名
1	村上市	長津地区
2	胎内市	鼓岡地区
3	胎内市	大長谷地区
4	阿賀町	上川地区
5	加茂市	高柳地区
6	小千谷市	真人里地区
7	魚沼市	入広瀬地区
8	南魚沼市	後山地区
9	十日町市	六箇地区
10	柏崎市	南鯖石地区
11	上越市	清里区
12	妙高市	杉野沢地区
13	糸魚川市	西海地区
14	佐渡市	旧羽茂町地区
15	佐渡市	川茂地区

◆将来プラン実践2年目

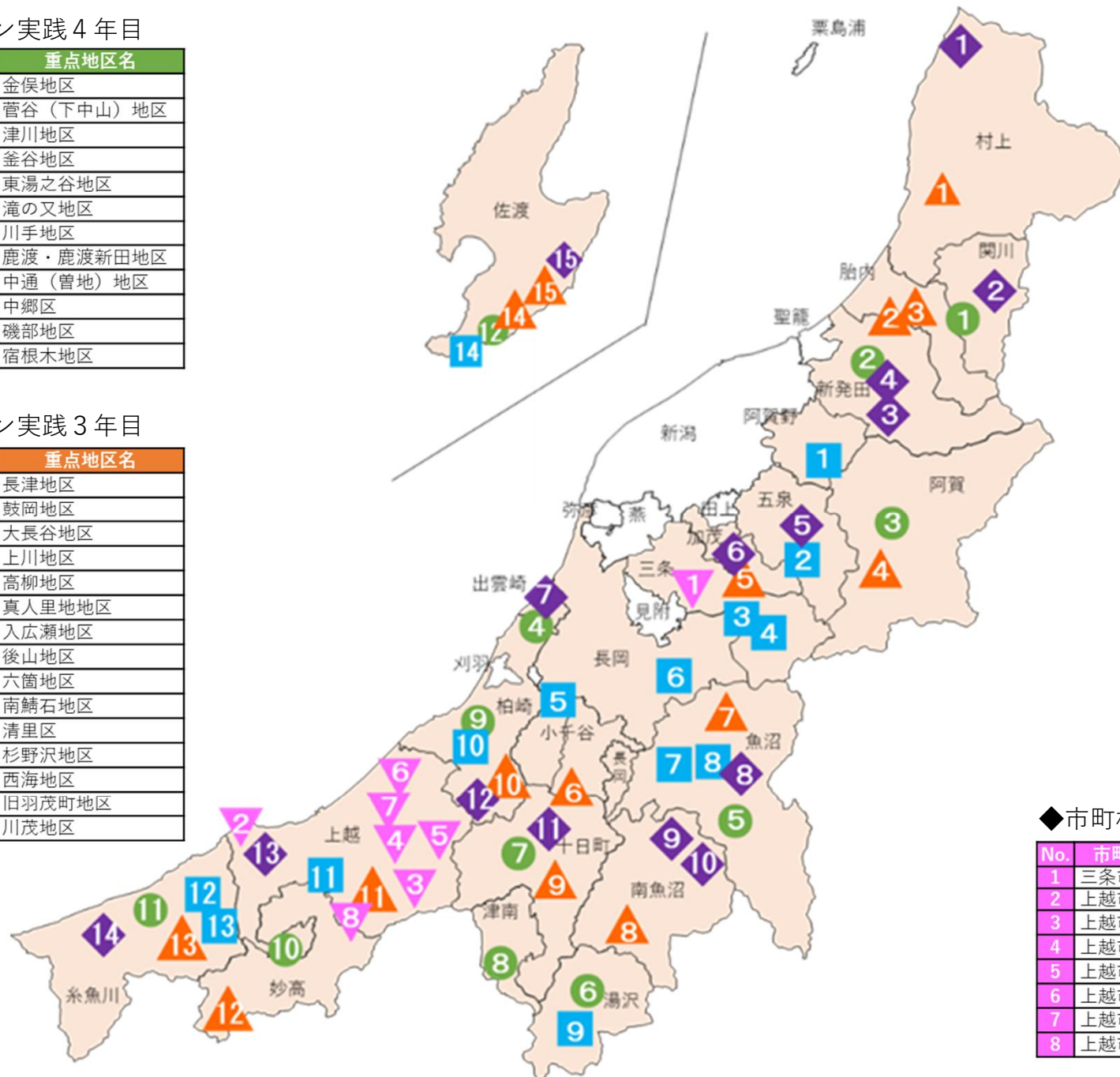
No.	市町村	重点地区名
1	阿賀野市	大日・村杉地区
2	五泉市	上戸倉地区
3	三条市	駒込地区
4	三条市	名下地区
5	長岡市	大積地区
6	長岡市	入東谷地区
7	魚沼市	根小屋地区
8	魚沼市	中家・池平地区
9	湯沢町	神立地区
10	柏崎市	別俣地区
11	上越市	牧区
12	糸魚川市	高倉地区
13	糸魚川市	下倉地区
14	佐渡市	琴浦地区

◆将来プラン実践1年目

No.	市町村	重点地区名
1	村上市	山北地区
2	関川村	沢・湯沢・高瀬地区
3	新発田市	山内・中々山地区
4	新発田市	本間新田地区
5	五泉市	下戸倉地区
6	加茂市	大谷地区
7	出雲崎町	上地区
8	魚沼市	長松地区
9	南魚沼市	今町地区
10	南魚沼市	大倉地区
11	十日町市	山谷・稲葉地区
12	柏崎市	高柳地区
13	上越市	谷浜・桑取地区
14	糸魚川市	今井地区
15	佐渡市	浜河内・多田地区

◆市町村推進地区

No.	市町村	重点地区名
1	三条市	長沢地区
2	上越市	名立区
3	上越市	安塚区
4	上越市	浦川原区
5	上越市	大島区
6	上越市	柿崎区
7	上越市	吉川区
8	上越市	板倉区



将来プランの実践地区の動き①

地区名：十日町市川手地区（プラン策定：令和3年度）

【プラン策定時】

【地域が目指す10年後（2032年）の姿】

- ◆ 担い手が安心して暮らしや農業を続けていける集落
- ◆ 住民が集落に魅力を感じ、伝えていける
- ◆ 川手地区のファンが多くいて、離れていても関わり合いをもっていける

【基幹的農業従事者等の定住目標】

- ・ 2032年までに基幹的農業従事者を3人確保
- ・ 2032年までに地域人口を15人確保

【令和8年度時点】

【重点的に取り組んでいる内容】

1 外から人を増やす仕組みづくり

- * 地区PR動画、SNS、公式HPの公開（地区の魅力発信）
- * 地域おこし協力隊の受け入れ（定住・就農）
 - ⇒ 地区外からの移住者（家族3名）（市内別地区からの移住）
 - ⇒ 地域おこし協力隊員が任期後、就農予定
 - ⇒ 地域おこし協力隊OBが首都圏に拠点を移した後も、地区の魅力発信・誘客を支援

2 営農継続に繋がる仕組みづくり

- * 地区の核となる法人の経営体質強化（収量・品質向上）
 - ⇒ 法人の水稲収入向上
 - ⇒ 直売所での米販売による所得向上と認知度獲得
- * 耕作放棄地対策として花ハス栽培を開始

3 観光・交流の活性化

- * 令和7年度から美人林直売所の休日での有人販売の再開

【地区紹介の公式HPを公開】



【SNSでの情報発信】



【美人林直売所】



※公式HP掲載写真

【プラン策定時】

【地域が目指す10年後（2034年）の姿】

- ◆ ドローンの共同利用体制をきっかけに地域内農業の連携が深まり、新たな営農体制が生まれる
- ◆ 畦畔除草や農道の管理、観光資源の保全管理、獣害を防ぐ環境の管理に対応する体制をつくり、安心して暮らせる美しいふるさとを守り継ぐ
- ◆ 夏まつりやニジマスつかみどりなど地域イベントの継続と、女性の拠り所となる場所や機会の創設で、子供の賑わいと女性も活躍する農村集落を形成

【基幹的農業従事者等の定住目標】

- ・ 2034年までに基幹的農業従事者を4人確保
- ・ 2034年までに地域人口を9人確保

【令和8年度時点】

【重点的に取り組んでいる内容】

1 農業のしくみづくり

* ドローン運用体制の構築

- ⇒ 夏季の異常高温が常態化する中、水稻の病虫害防除や穂肥の作業負担が非常に大きく、農業を継続していくためには、それらを効率的に実施する体制構築が必要
- ⇒ そのため、地区内の法人、担い手農家が連携し、共同防除体制「長松ドローンチームお助け隊」を結成（令和7年度は33haを共同防除）
- ⇒ 構成員メンバーが操縦者として免許取得するとともに、スマート農業に関心を持った非農業従事者のドローン操縦に係る免許取得を支援（基幹的農業従事者としての活躍を期待）
- ⇒ 若手を操縦者に取り込むことで、将来、実践組織の中核を担う人材育成を図り、次世代体制につなげる

2 環境整備体制、獣害体制など移住交流につながる仕組み

* 獣害対策についての勉強会の開催とはこ畠の設置等獣害対策の実施

3 交流の場づくり

* 地域イベントの継続

- ⇒ ホタル保護活動やニジマスつかみ取りなどのイベント継続

【ドローンでの共同防除】



【ドローン運用体制】

《長松営農未来の会》

（農）長松いなほ会

（農）グリーンサポート

担い手農家

有志らで構成

長松ドローンチームお助け隊

R8
若手の非農業
従事者が加入

【将来プラン「板倉区将来ビジョン」】

中山間地域農業の維持・振興に向けた
「板倉区」の将来ビジョン

ありたい姿(キャッチフレーズ)

板倉区らしさである米とソバの美味しさを活かし、
インターネットにより、板倉の農業を世界に広げます！！

実現するための4つの柱(方向性)



- ・平場から山間地へ担い手の受入を行います。
- ・既存人材育成促進会の利用を促進します。
- ・移住者受入のPR強化を行います。



- ・稲田米の付加価値をPRします。
- ・ソバの生産・加工・販売の強化を図ります。
- ・インターネット等を活用した米・ソバのPRを行います。



- ・区全体で共同利用できる農業機械の導入体制を整えます。
- ・平場の農業法人への作業委託を行います。



- ・農道・用排水路及び用水果入道路の整備を行います。
- ・耕作者のいない農地の共同作業を行います。

アクションプラン

短期

令和5年度から令和11年度までの取組 ⇒ 「ロードマップ」を参照

中長期

区分	取組内容	いつ	だれが	どうやって
	該当なし			

事務局役割を担う「活動のエンジンとなる組織」

「板倉区中山間地域農業振興会」、「生産組合の連合体(新組織立上げ)」ほか

現状と方向性

- 人口減、担い手不足による農地や集落行事の維持困難
- 板倉区中山間地域農業振興会の事務局体制強化による移住者を含めた外部人材確保

中山間地域農業に関心のある定年退職者や意欲ある人材等を募り、担い手を確保した上で、農地保全もさることながら立地条件をいかにした稲田米やソバを生産することで地域の特産物の販売強化と、板倉の中山間地域を外部へ周知する。

【取組内容】

○令和5年度

【農業生産維持に向けた作物選定・所得確保】

- ・乾蕎麦を商品化
- ・年末のお歳暮商品等に向けた販売促進強化（地縁者宛て・販売先の新規開拓）を図るため、パッケージ（個装）や贈答用の化粧箱を作成
→ 582袋を製造し完売
- ・令和8年度も販売を継続



パッケージ個装



化粧箱



注文用紙

○令和7年度

【農業生産維持に向けた作物選定・所得確保】

- ・ノベルティ物品を作成
- ・区内イベントでの農産物及びオリジナルグッズの販売と合わせてノベルティ物品を配布
- ・令和8年度も各種イベントへの出店及びオリジナルグッズを活用したPR活動を継続



オリジナルメモ帳



オリジナルトレーナー



オリジナルTシャツ

中間年（令和7年度）における分析

ビレッジプラン 中間分析から見えてきたこと

【分析方法】

将来プラン実践が進んでいる4地区を対象に、将来プラン策定から実践までの各段階における特徴を分析

【今後一層の取組展開（深化）に向けて支援が必要な項目】

	話し合いの回数	話し合いの体制	地区の主体性の醸成	活動資金	試行取組	外部人材の受入
地区の状況	1年間の話し合い支援 回数の平均 9回～19回	○少数精鋭 地区の若手数名 ○地域ぐるみ型 ・集落代表中心 ・既存の地域づくり 実践組織中心 ○分担型 営農：集落協定 集落機能維持： 女性チーム	○話し合いの進展によ り主体性が向上 ○地区の興味事に係る 取組を伴走支援によ り実施し、地域主体 の取組に成長	○中山間直払 ・共同取組活動費 ・加算 ○地域振興協議会の 運営費 ○自治組織からの援助	チャレンジ支援事業で 実施した取組が、実践 取組として継続されて いる (例) ・体験ツアーの集落行 事としての定着 ・直売所での地区産米 の販売継続	地域おこし協力隊 受入：2地区 募集中：1地区
見えてきたこと	主体的な取組に到達さ せるまで、高密度の支 援活動が必要	○地区内での認知があ れば、検討体制の大 小は問題とならない ○成り行きで現役世代、 女性を巻き込むこと は困難 ○若手に役割を担わせ ると主体的な取組に 到達しやすい	○活動組織の形成が進 むにつれて、地区の 主体性は自ずと向上 ○地区の興味事に係る 取組は主体性が向上	○中山間直払は活動資 金として重要 ○各地区が自ら工夫し ながら資金調達に取 組 ○資金力は乏しい	試行取組の多くが本取 組に継承された	外部人材の受入れに よって活動が充実
一層の取組展 開（または深 化）に向けて 必要な事項	伴走支援体制の構築	若い世代及び女性に直 接アプローチできる手 法の検討	体制の経時変化に応じ た将来プランの定期的 な見直し	活動の持続化に向けた 仕組みづくり支援	実践初期における試行 取組の支援は引き続き 必要	外部人材の受入に向け た動機付け及び体制整 備支援

これまでの評価と課題、今後の取組方針

【 評価 】

- 将来プランの策定を通じて、地域おこし協力隊の受け入れや農村RMOの設立など地域の主体的な取組が増加

【 課題 】

- 将来プラン策定から年数が経過し、組織体制が変化している地区では、活動の持続化に向けてプランの見直しや体制強化が必要

【 対応 】

- ① 将来プラン実践活動の一層の展開に向け、活動区域の拡大や若手の参画を伴うプランの見直し・実践を働きかけ
- ② 専門家派遣により、収益部門の育成をはじめ、活動の持続化に向けた課題解決を支援

農業総合研究所 中山間地域農業研究センターの取組について

□当センターについて

令和7年度、中山間地域の農業課題に対応する研究拠点として統合（長岡市川口と津南町にあったセンターを統合し、津南町に設置）

〈主な研究内容〉

○農業生産技術の開発（野菜、花き、山菜）

- ・標高差を活かした研究
- ・低コスト、省力化に向けた技術開発



○継続的な営農体制の構築や集落機能維持に関する研究（新規）

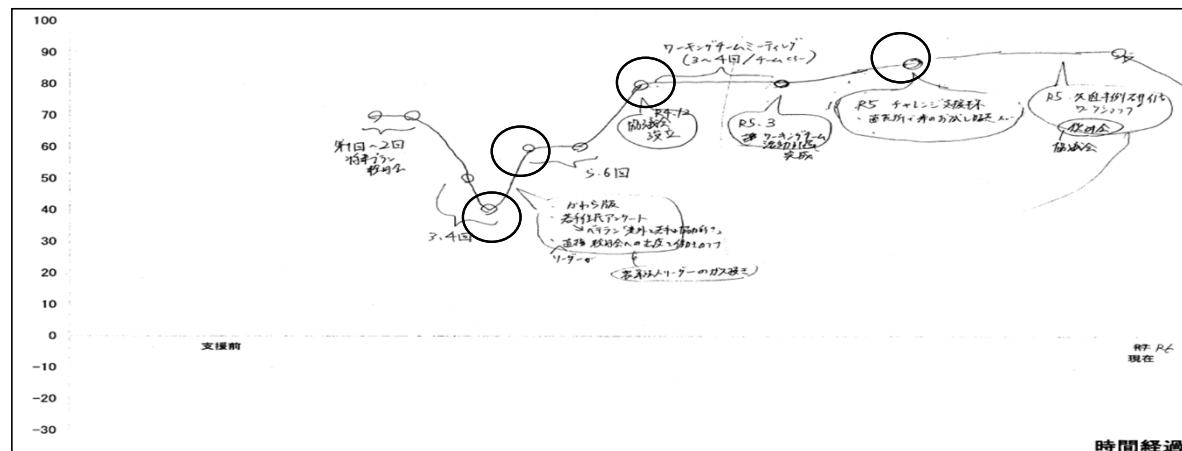
- ・中山間地域における農村の地域づくり支援に向けた研究
（鳥獣被害対策の体制づくりやスマート機器の活用に向けた研究を含む）



継続的な営農体制の構築や集落機能維持に関する研究について ～ 地域研究 ～

〈令和7年度には〉

- ・県全域で取組んでいるビレッジプラン2030の活動を対象に調査
- ・取組地区における実施主体側と支援側、それぞれを調査(3地区)
- ・調査内容
 - ①活動のモチベーションを可視化したグラフを作成
 - ②グラフの変化が大きかった部分を中心に調査を実施



ビレッジプランにおける支援状況の調査から

前向きな取組や話合いの停滞からの回復等を生み出す要因

→ 「支援者側の仕掛け」と「偶然性」に分けられると考えられた



◎要因の収集を進めることで
→効果的な仕掛け方が整理
できる



◎要因の分析を進めることで
→「偶然性」を引き起こす潜在的
なスキル、ノウハウを可視化

支援ノウハウ継承のためのツール作成へ

新潟県中山間地域等農業活性化対策検討会設置要領

1 目 的

中山間地域は県土の 7 割を占め、農業生産機能に加え洪水防止、水源のかん養など多面的機能を有する重要な地域であり、中山間地域等の農業活性化の施策は、広く県民一般の理解の上で実施することが重要であることから、施策の実施に当たっては合理的・客観的な基準の下に透明性を確保する必要がある。このため、中立的な第三者機関である新潟県中山間地域等農業活性化対策検討会（以下、検討会という。）を設置し、施策の妥当性、実施状況の点検、施策効果の評価等を行うものとする。

2 検討会の役割

(1) 中山間地域等直接支払制度に係る事項

- ア 県の制度対象地域の特認基準についての審査、検討
- イ 市町村の対象農地の指定の評価
- ウ 棚田地域の振興を図る取組に係る目標の確認・意見聴取
- エ 制度実行状況の点検等

(2) その他検討会の目的達成に必要な事項

3 検討会の構成員等

(1) 構成員は中山間地域等について高い学識経験等を有し、かつ交付金等に係る利害関係を有しない者であって農林水産部長が依頼する者とする。

（5 人以内。専門委員は人数に含めない。）

(2) 検討会の座長は構成員（専門委員を除く。）の互選により選任する。

(3) 検討会は、農林水産部長の要請に基づき、座長が招集する。

4 意見の開陳

(1) 専門委員は、座長の求めに応じて会議に出席し、専門の事項について説明又は意見を述べるものとする。

(2) 座長は、必要と認められる場合に適当と思われる者に対して、会議への出席を求め、説明又は意見の開陳を求めることができる。

5 庶 務

会議に係る庶務は、農林水産部地域農政推進課において行う。

6 その他

この要領に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は平成 12 年 9 月 1 日から施行する。

平成 17 年 4 月 27 日一部改正。

平成 21 年 3 月 31 日一部改正。

平成 21 年 6 月 2 日一部改正。

平成 29 年 4 月 4 日一部改正。

平成 30 年 5 月 22 日一部改正。

令和 3 年 5 月 28 日一部改正。

新潟県中山間地域等農業活性化対策検討会
委 員 名 簿

区 分	氏 名	所 属 等
委 員	野 本 幸	(株)エム・コミュニケーション 代表取締役
	佐藤 千尋	新潟日報社論説編集委員会 論説編集委員
	氷 見 理	新潟大学 自然科学系（農学部） 助教
	平井 太郎	弘前大学 大学院地域社会研究科 教授
	山 口 学	新潟経済同友会 専務理事・事務局長

中山間地域等直接支払制度の実施に係る第三者機関の役割について

中山間地域等直接支払交付金実施要領（抜粋）

平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 B 第 38 号農林水産事務次官依命通知
最終改正 令和 7 年 4 月 1 日付け 6 農振第 2437 号農林水産事務次官依命通知

第 8 第三者機関の設置

- 1 国は、交付金の交付が計画的かつ効果的に推進されるよう都道府県に助言するとともに、交付金の交付状況の点検及び効果の評価、特認地域及び特認基準についての調整等を行う中立的な第三者機関を設置する。
- 2 都道府県は、交付金の交付が計画的かつ効果的に推進されるよう市町村及び関係団体に助言するとともに、交付金の交付状況の点検、市町村の対象農用地の指定の評価、特認地域及び特認基準についての審査検討等を行う中立的な第三者機関を設置する。

第12 実施状況の公表等

国、都道府県及び市町村は、毎年、集落協定の締結状況、各集落等に対する交付金の交付状況、協定による農用地の維持・管理等の実施状況、生産性向上、担い手の定着等の目標として掲げている内容及び当該目標への取組状況等交付金の実施状況を当該実施年度の翌年度の 8 月末日までに公表する。

なお市町村は、法第 7 条第 6 項の規定により、同条第 1 項の事業計画の認定をしたときは、遅滞なく当該認定に係る事業計画の概要を公表する。

第13 交付金交付の評価

- 1 交付金の評価は、中間年評価及び最終評価とする。
- 2 市町村長は集落等の取組状況の評価し、その結果を都道府県知事に報告することとする。
- 3 都道府県知事は市町村長からの報告内容を、中立的な第三者機関において検討し、評価するとともに、その結果を地方農政局長を経由して農村振興局長に報告することとする。
- 4 農村振興局長は都道府県知事の報告を受け、中立的な第三者機関において交付金に係る効果等を検討し、評価するとともに、中山間地域農業をめぐる諸情勢の変化、協定による目標達成に向けての取組を反映した農用地の維持・管理の全体的な実施状況等を踏まえ、必要に応じて、所要の制度の見直しを行う。

中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用（抜粋）

平成12年4月1日付け12構改B第74号農林水産省構造改善局長通知
最終改正 令和7年4月1日付け6農振第2484号農林水産省農村振興局長通知

第3 対象農用地の基準

13 特認地域及び特認基準について

(1) 特認地域及び特認基準の設定及び変更

都道府県知事は、実施要領第4の1の(10)の特認地域及び同2の(6)の特認基準の設定及び変更にあたっては、別記4を参考にして、次のア又はイに掲げるデータを実施要領第8の2の中立的な第三者機関に提出し、審査検討を行うものとする。

ア 8法地域（実施要領第4の1の(1)から(8)までに掲げる地域をいう。以下同じ。）については、傾斜地等と同等の農業生産条件の不利性があり、他の農用地に比べ耕作放棄率が高いことを示すデータ

イ 8法外地域（実施要領第4の1の(1)から(8)まで以外の地域をいう。以下同じ。）については、自然的・経済的・社会的条件の悪い地域で、かつ、農業生産条件の不利性があることを示すデータ

(2) 都道府県知事は、中立的な第三者機関で審査された特認地域及び特認基準について、「〇〇県における特認基準の制定（変更）について（提出）（参考様式第1号）」に次表に掲げる必要なデータを添付し、地方農政局長を経由して農村振興局長に協議する。

(3) 国による特認地域及び特認基準の調整手続

都道府県知事から(2)の協議を受けた農村振興局長は、実施要領第8の1の第三者機関の意見を聴き、必要があれば各都道府県の特認地域及び特認基準の調整を行うものとする。また、農村振興局長は、調整結果を、「〇〇県における特認基準の制定（変更）について（通知）（参考様式第2号）」により地方農政局長（北海道にあっては直接、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）を経由して都道府県知事に通知する。

(4) 特認地域及び特認基準の通知

都道府県知事は、特認地域及び特認基準を決定したときは、速やかに市町村等の関係機関に書面をもって通知する。

第8 交付額

2 棚田地域振興活動加算

(2) 実施要領第6の3の(2)のイの(ア)の「棚田地域の振興を図る取組」は、次のアからウまでのそれぞれについて、例示する取組を参考に、地域の実態に応じて定量的な目標及び取組期間を協定に定めて行う取組とする。なお、上記の目標については、実施要領第8の2で定める第三者機関による確認・意見聴取を行うものとする。

また、アからウまでの取組には棚田の価値を活かした活動に加え、5の(1)及び6の

(1)の取組を含めるとともに、棚田地域振興法（令和元年法律第42 号）第10条第3 項の規定に基づき認定された認定棚田地域振興活動計画に定める指定棚田地域振興活動の目標と整合を図るものとする。

ア 棚田等の保全

棚田法面の補修、耕作道や棚田進入路等の農作業安全対策の実施、棚田からの土壌流出防止対策の実施等

イ 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

農産物の供給の促進、自然環境の保全・活用、良好な景観の形成、伝統文化の継承等

ウ 棚田を核とした棚田地域の振興

棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興、棚田を観光資源とした地域振興、棚田米等を活用した6 次産業化の推進等

第13 第三者機関

実施要領第8 の「中立的な第三者機関」の構成員は、中山間地域問題等について高い学識経験を有する者であって、交付金の執行に当たって利害関係を有しない者とする。

なお、既存の審議会、協議会等を活用する場合にあっても、交付金に係る利害関係者を除くものとする。

第17 交付金交付の評価

1 実施要領第13の1 の「交付金の評価」は、以下のとおり実施する。

(1) 中間年評価は、令和10年8 月末までに実施する。

(2) 最終評価は、令和11年8 月末までに実施する。

2 評価は、集落協定で規定した農業生産活動等として取り組むべき事項、集落マスタープランに定めた取り組むべき事項等の達成状況、自律的かつ継続的な農業生産活動等の進捗状況及び別記7 における作物の栽培又は農用地の管理の適正な実施の確認方法等について行う。

3 市町村は、中間年評価において、集落協定又は個別協定で規定した取組が不十分

（自然災害等による不可抗力の場合を除く。）な集落に対しては、取組の改善に向けた適切な指導・助言を行うものとし、改善が見込めない協定にあっては、第9 の1 の

(3) から (9) までの措置を講ずるものとする。

棚田地域振興活動加算に係る参考資料

令和 8 年 8 月
地域農政推進課

令和 7 年度の棚田地域振興活動加算の取組状況について

- 令和 7 年度に棚田地域振興活動加算を活用した協定は、 9 市町15協議会に参画している 40協定であり、昨年度から14協定減
- 加算活用協定数の減少や中山間直払の対象農用地の減少などにより、昨年度に比べて 811ha減少
- 対象農地のうち、超急傾斜地棚田加算の減少は 2 割程度であったが、通常の対象農地が 4 割程度減少した結果、交付額は8,102万円減少した。

表 令和 6 年度の棚田地域振興活動加算の活用状況

市町村		指定棚田 地域振興 協議会数	うち加算 活用	R7		R7		R7	
				協定数	前年差	面積 (ha)	前年差	交付額 (万円)	前年差
1	村上市	1	1	2	△1	56	△47	562	△ 241
2	胎内市	1	1	2	△1	46	△5	479	△49
3	三条市	1	1	1	0	16	△5	181	△68
4	小千谷市	1	1	4	△1	136	△47	1,440	△538
5	柏崎市	1	1	6	△1	82	△ 25	897	△273
6	十日町市	9	7	9	△3	353	△ 157	3,852	△1,310
7	上越市	1	1	12	△4	589	△334	6,726	△4,240
8	糸魚川市	1	1	3	△2	205	△ 174	2,202	△1,159
9	佐渡市	1	1	1	△1	12	△17	146	△224
新潟県合計		17	15	40	△14	1,486	△811	16,484	△8,102

※1 各項目ごとを四捨五入で表示しているため、合計とその内訳の計が一致しない場合がある。

令和 7 年度棚田等の保全に関する目標について

- 棚田等の保全に関する目標については、「生産基盤の維持」に係る取組が52で最も多く、次いで「棚田の法面や水路の維持等」の取組が17となっている。
- R6は9目標であった耕作放棄地の防止（鳥獣害対策等）の取組が、令和7年度では19目標と倍に増加している。

表 「棚田等の保全に関する目標」における取組内容

取組内容	目標数
棚田の法面や水路の維持等 （自動草刈り機による畦畔草刈りの省力化、ボランティア等による保全活動、農道・水路の整備 等）	17
生産基盤の維持 （機械の共同利用、組織化による生産体制の整備、担い手の確保、農用地の整備 等）	52
耕作放棄の防止 （有害鳥獣対策 等）	19
耕作放棄されている棚田の農用地としての有効活用 （山菜・ソバ等の作付け 等）	2

※1 取組内容は「棚田地域の振興に関する基本的な方針」に記載の取組例を基に分類
※2 複数の目標を設定している協定もあるため、目標数は協定数と一致しない

令和6年度棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮に関する目標について

○ 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮に関する目標については、「農産物の供給の促進」の取組が26で最も多く、それ以外の取組は多岐にわたっている。

表 「棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮」における取組内容

取組内容	目標数
農産物の供給の促進 (棚田米のブランド化、農産物の加工・販売 等)	26
国土の保全、水源のかん養 (棚田等の生産基盤の維持、棚田の法面の維持組織の設立、水源かん養に係る学習会の開催)	5
自然環境の保全 (里地里山保全のための有害鳥獣対策、自然体験学習会の開催 等)	12
良好な景観の形成 (景観作物の作付け)	5
伝統文化の継承 (地域の伝統行事や祭りの維持・承継、伝統文化の情報発信)	5
その他 (農業体験・研修の受入れ、棚田資源を生かした交流活動 等)	10

※1 取組内容は「棚田地域の振興に関する基本的な方針」に記載の取組例を基に分類
※2 複数の目標を設定している協定もあるため、目標数は協定数と一致しない

令和6年度棚田を核とした棚田地域の振興に関する目標について

- 棚田を核とした棚田地域の振興に関する目標については、「棚田を観光資源とした地域振興」の創出・拡大による地域振興」の取組が21と一番多く、次いで「都市農村交流を通じた「関係人口」の創出・拡大による地域振興」の取組が15であった。
- R6と比べて「都市農村交流を通じた「関係人口」の創出・拡大による地域振興」が減少した一方、「棚田米等を活用した6次産業化の推進」の取組が増加した。

表 「棚田を核とした棚田地域の振興に関する目標」における取組内容

取組内容	目標数
・ 棚田における都市農村交流を通じた「関係人口」の創出・拡大による地域振興 (棚田オーナー制度の導入・促進、教育機関等と連携した交流の促進、関係人口創出のための情報発信)	15
・ 棚田を観光資源とした地域振興 (棚田の農産物や景観を活用したイベントによる観光促進、農泊受入の促進)	21
・ 棚田米等を活用した6次産業化の推進 (農産物及び加工品の販売促進、直売所の売上げ拡大)	13
・ 棚田を舞台とした文化活動の推進 (大地の芸術祭拠点と連携したイベントの開催、伝統文化の継承等)	1
・ その他 (集落内の除雪支援等の生活支援、集落内の景観美化、担い手の育成)	11

※1 取組内容は「棚田地域の振興に関する基本的な方針」に記載の取組例を基に分類
※2 複数の目標を設定している協定もあるため、目標数は協定数と一致しない

【参考】棚田地域振興法の概要

- 棚田は、多面にわたる機能を有する貴重な財産であるが、地形的に生産条件が厳しいことから、人口減少や高齢化による担い手不足によって、全国各地で荒廃の危機に直面している状況。
- 農業のみに着目した棚田の維持には限界があることを踏まえ、棚田を核とした地域振興を通じ、棚田を将来に継承していく考えのもと、令和元年8月に「棚田地域振興法」が施行。**令和6年度に期限延長。**

棚田地域振興法の概要

- 目 的 貴重な国民財産である棚田を保全し、棚田地域の有する多面にわたる機能の維持増進を図り、もって棚田地域の持続的発展及び国民生活の安定向上に寄与することを目的とする。
- 国等責務 【国】 棚田地域の振興に関する施策を総合的に策定・実施
【地方公共団体】 棚田地域の振興に関し、国との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定・実施
- 役 割

【国】

- 棚田地域の振興に関する基本方針の策定
- 「指定棚田地域」の指定
(申請者：都道府県)
- 「指定棚田地域振興活動計画」の認定
(申請者：市町村)

【県】

- 新潟県棚田地域振興計画の策定
(令和2年3月)
- 「指定棚田地域」の申請
※市町村等の提案を受けて県が申請

【市町村】

- 指定棚田地域振興協議会の設置
(構成員：市町村、活動参加者(農業者、農業団体、地域住民、NPO等))
- 「指定棚田地域振興活動計画」の策定
※県と事前協議。県を経由して申請

棚田地域の要件

棚田(勾配1/20以上)が1ha以上存在する昭和25年2月1日の市町村(旧市町村)の区域

国の優遇措置等

- ・ 中山間直払の加算措置
- ・ 補助事業の優先採択、補助率の嵩上げ、採択要件緩和の対象としている条件不利地域に指定棚田地域を追加等

新潟県棚田地域振興計画

第一 棚田地域の振興の目標

棚田地域の振興に関連する施策が地域の実情に応じて効果的に活用されることを通じ、①地域の自主的な取組の促進による棚田等の保全、②棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮、③棚田を核とした棚田地域の振興を図ることにより、県総合計画の基本理念である「住んでよし、訪れてよしの新潟県」の実現に資する。

第二 棚田地域の振興に関し、総合的かつ計画的に講ずべき施策

- ・ 棚田地域の振興に関連する国及び県独自の施策の活用

第三 その他棚田地域の振興に関する施策を総合的かつ計画的に進めるために必要な事項

- ・ 推進体制等の整備に関する事項(連絡会議の設置、担当窓口、情報発信の充実)
- ・ 指定棚田地域の指定申請に関する事項
- ・ 指定棚田地域振興活動計画の協議に関する事項

【参考】指定棚田地域の指定及び振興協議会の設置状況

- 令和7年度は、前年度から指定棚田地域が2地域増加するとともに、2協議会が新規に設置された。

指定棚田地域数	設置済みの協議会数	認定棚田地域振興活動計画数
12市町99地域	20協議会	15計画

(注) 協議会名称の右()は活動範囲の指定棚田地域数であり、(*)は他の協議会と指定棚田地域の重複があるもの

三条市棚田地域振興協議会(1)
農事組合法人いもがわ、北五百川自治会、自治会長協議会(森町地区)、JAえちご中越、(株)下田郷開発、三条市商工会、三条観光協会、下田商工会、下田土地改良区、NPO法人ソーシャルファームさんじょう、八木ヶ鼻オートキャンプ場管理組合、三条市

北谷地区棚田地域振興協議会(1)
明晶保全会、明晶町町内会、(一社)農村振興センターみつけ、地域おこし協力隊、(一社)見附市観光物産協会、見附市

柏崎市指定棚田地域振興協議会(12*)
5中山間集落協定、NPO法人石黒邑、柏崎市

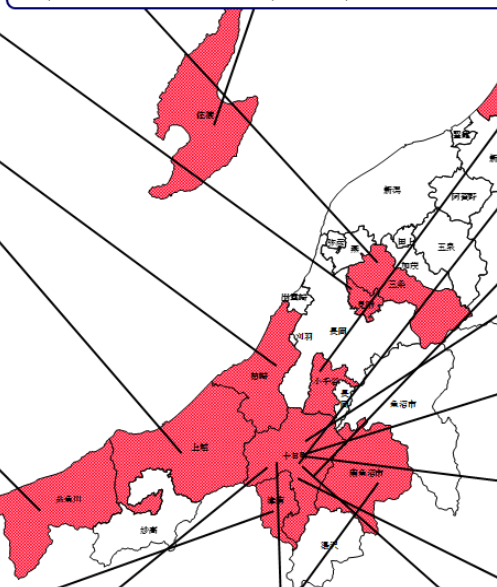
上越市指定棚田地域振興協議会(17)
17棚田地域振興地区協議会、町内会長連絡協議会、上越商工会議所、(公社)上越観光コンベンション協会、越後田舎体験推進協議会、(福)上越市社会福祉協議会、(公社)上越市シルバー人材センター、農産物直売所連絡協議会、農業委員会、JAえちご上越、認定農業者等組織連絡協議会、農産物直売所連絡協議会、大島区農業振興会、中郷区中山間地域農業振興会、上越地域振興局、上越市

糸魚川市指定棚田地域農業振興協議会(9)
えちご上越農業協同組合、土地改良区、農業委員会、認定農業者連絡協議会、広域協定運営委員会、中山間地域等直接支払ネットワーク協議会、環境保全型農業直接支払連絡協議会、3集落協定、糸魚川地域振興局、糸魚川市

津南町棚田地域振興協議会(6)
35中山間集落協定、津南町

松之山指定棚田地域振興協議会(2*)
8中山間集落協定、4地区協議会、松之山建設業協会、松之山温泉組合、松之山温泉同会社まんな、越後田舎体験松之山地区協議会、NPOふるさとワッショイ、公益財団法人松之山農業担い手公社、(有)湯米心まつのやま、十日町市

佐渡棚田協議会(22)
佐渡市、(一社)岩首めぶきラボ、片野尾とき舞(株)、北片辺農事組合法人、月布施富農組合、(株)北陸信越カンパニー、佐渡農業協同組合、(有)ヤマコ、小倉千枚田管理組合、(株)本間組 佐渡支店、農事組合法人達者農産、岩首村づくり委員会、新潟県建設協会佐渡支部、佐渡潜水(株)、(株)スノーピーク、サワロテック佐渡株式会社、社会福祉法人未来保育会、UKUU、個人会員



南魚沼市指定棚田地域振興協議会(10)
32中山間集落協定、6管理組合、6組合、南魚沼市

布川の棚田と生きる会(1*)
藤倉集落、布川地区集落協定、布川地域資源保存会、農業委員、布川地区協議会、地域おこし協力隊、森の学校kappa、(一社)里山プロジェクト、NPO松之山いきいき隊、実践女子大学、十日町市

村上市指定棚田地域振興協議会(2)
2中山間集落協定、2自治会、(株)貝沼農場、村上市

胎内市棚田地域振興協議会(1)
2集落、地域おこし協力隊、北新潟農業協同組合、NPO法人、胎内市

小千谷棚田地域振興協議会(5)
5中山間広域集落協定、中山間広域協定運営委員会、小千谷市

池谷・入山指定棚田地域振興協議会(1)
NPO法人地域おこし、池谷・入山集落協定、池谷・入山多面的機能組合、池谷集落会、入山管理組合、民宿かくら、NPO法人笹山縄文の里、十日町市

下条上組棚田地域振興協議会(1)
上組集落協定、下条上組保全会、十日町市

東下組棚田地域振興協議会(1)
東下組分館、東下組集落協定、東下組青年団、壮年会、さわらび子ども会、地域おこし協力隊、公共事業推進委員会(東下組地区)、十日町市

枯木又指定棚田地域振興協議会(1)
枯木又エコ・ミュージアムの会、枯木又集落協定、枯木又地区地域資源保全会、東西枯木又集落会、のっとこい管理組合、東枯木又安心づくりの会、十日町市

まつだい地域棚田振興協議会(3*)
6地区振興会、NPO法人越後妻有里山協働機構、北山集落協定、交流大学世話役、星峠の棚田を守る会、JA十日町しづみ地区営農センター、十日町市

Mizusawa Rice Terrace Conference(2)
水沢地区振興会、水沢商工会、(株)当間高原リゾート、(株)HOME away from HOME Niigata、新聖会、のぞみの郷 新聖会、(株)美郷、水沢地域支援員、(株)のうランド、十日町市

トロノキ協議会(1*)
(株)トロノキファーム、十日町地域振興局、十日町市

第一 棚田地域の振興の意義及び目標に関する事項（一部抜粋）

2 棚田地域の振興により実現すべき目標

（1）棚田等の保全及び農業の振興

- ・耕作放棄の防止、耕作放棄されている棚田等の農用地としての有効活用
- ・棚田等の法面や水路の維持等、生産基盤の強化（災害復旧及び災害復興に係るものを含む。）
- ・スマート農業技術を活用した農作業の効率化、作業負担の軽減、農業経営の合理化
- ・棚田米等を活用した 6 次産業化の推進（棚田米のブランド化・販売促進、棚田米を原料とする加工品のブランド化・販売促進）
- ・鳥獣被害対策の実施
- ・農業に関わる人材の育成及び確保

（2）棚田等の保全を通じた棚田地域の有する多面的機能の維持・発揮

- ・農産物の供給の促進（棚田米のブランド化・販売促進）
- ・国土の保全、水源の涵養（棚田等の法面や水路の維持等、生産基盤の強化等）
- ・自然環境の保全（冬水田んぼの取組等、生物多様性の確保、里地里山保全）
- ・良好な景観の形成（重要文化的景観への選定、景観法（平成 16 年法律第 110 号）に基づく景観計画や景観農業振興地域整備計画の策定等を通じた美しい景観の維持）
- ・伝統文化の継承（棚田等に由来する地域の伝統行事や祭りの維持・承継）

（3）棚田等を核とした棚田地域の振興

- ・観光業等の民間企業との連携
- ・移住、定住及び二地域居住を促進するための生活環境の整備や地域運営組織（以下「RMO」という。）の形成促進
- ・棚田地域に移住又は定住をしようとする者に対するサポートの実施
- ・棚田等における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興（棚田オーナー制度の導入・促進、小中高・大学の教育・研究課程（フィールドワーク等）と連携した交流の促進、企業の C S R 活動や社員の福利厚生活動の一環として実施される棚田保全活動の促進）
- ・棚田等を観光資源とした地域振興（棚田等のライトアップ等のイベントによる観光促進、棚田等に由来する地域の伝統行事や祭りの観光資源化の推進、農泊受入の促進）
- ・棚田等を舞台とした芸術文化活動の推進（芸術作品の展示等）

— 中山間地域を守るみなさまを支援します —

中山間地域等直接支払制度

第6期対策
(令和7年度～令和11年度)



第6期対策 3つのポイント

1

本制度の「中山間地域等における農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けた農業生産活動の継続を支援」という趣旨を踏まえ、目指すべき将来の農地の利用を明確化する地域計画との調和を図るため、交付対象農用地を農振農用地区域内及び地域計画区域内の農用地とする。

2

複数の集落協定間でのネットワーク化（活動の連携）や統合、多様な組織等の活動への参画により将来に向けて共同取組活動が継続的に行われるための体制づくりを推進するため、体制整備単価（10割単価）の要件を「ネットワーク化活動計画の作成」とする。

3

複数の集落協定間での活動のネットワーク化や統合、多様な組織等の参画により将来に向けて農業生産活動が継続的に行われるための体制づくりを推進するため、「ネットワーク化加算」を新設するとともに、スマート農業による作業の省力化、効率化に向けた意欲的な取組を支援するため「スマート農業加算」を新設する。

令和8年4月

農林水産省



はじめに

中山間地域等直接支払制度は、農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するため、国及び地方自治体による支援を行う制度として、平成12年度から実施してきており、平成27年度からは、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づいた安定的な措置として実施されています。

皆さまが地域で取り組んでおられる農業生産活動は、洪水や土砂崩れを防ぐ、美しい風景や生き物のすみかを守るといった広く国民全体に及ぶ効果をもたらすものです。

このような取組の重要性にかんがみ、中山間地域等直接支払制度では、国が費用の半分を負担し、地方自治体を通じた支援を行っています。

皆さまの地域の農業生産の維持・発展や地域の活性化に、本交付金を有効にご活用ください。



もくじ

中山間地域等直接支払制度とは-----	2
こんな活動をすれば交付を受けられます（集落協定）---	6
ネットワーク化活動計画の作成について-----	7
ネットワーク化活動計画の記載例-----	10
こんな活動をすれば交付を受けられます（個別協定）---	18
加算措置について-----	19
荒廃農地にお悩みの集落の皆様へ-----	22
交付金の返還について-----	23
みどりチェックについて-----	26
共同取組活動に係る安全対策について-----	27
手続きの流れ-----	28
集落の創意工夫により新たな取組を行っている事例---	29
体制づくりの取組の例-----	30

【表紙写真】

みまし ながのし まつうらし にちなんし
左上：徳島県美馬市、右上：長野県長野市、左下：長崎県松浦市、右下：宮崎県日南市

【はじめに・もくじ頁上部の写真】

くまのし
三重県熊野市

中山間地域等直接支払制度とは①

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する仕組みです。

1. 制度の対象となる地域及び農用地

地域振興立法等で指定された地域において、傾斜がある等の基準を満たす農用地

(1) 対象地域

- ① 「特定農山村法」「山村振興法」「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」「半島振興法」「離島振興法」「沖縄振興特別措置法」「奄美群島振興開発特別措置法」「小笠原諸島振興開発特別措置法」「棚田地域振興法」によって指定された地域
- ② ①に準じて、都道府県知事が特に定めた基準を満たす地域

(2) 対象農用地

- ① 急傾斜地（田：1/20以上、畑・草地・採草放牧地：15°以上）
- ② 緩傾斜地（田：1/100以上1/20未満、畑・草地・採草放牧地：8°以上15°未満）
- ③ 小区画・不整形な田
- ④ 高齢化率・耕作放棄率の高い集落にある農地
- ⑤ 積算気温が低く、草地比率の高い草地
- ⑥ 「棚田地域振興法」によって指定された地域の急傾斜農用地及び同農用地と連なった緩傾斜農用地
- ⑦ ①～⑤の基準に準じて、都道府県知事が定める基準に該当する農用地

注1 農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律に定める農用地区域）内及び

地域計画区域内（農業経営基盤強化促進法に定める地域計画区域）に存する一団の農用地を対象

注2 ②、④及び⑥の緩傾斜地等は市町村長が特に必要と認めるものを対象

トピック 指定棚田地域

多面にわたる機能を持ちつつも荒廃の危機に直面している棚田は、「棚田地域振興法」によって支援されており、同法に基づき指定された「指定棚田地域」は、令和元年8月の施行以降、これまでに41道府県733地域（令和7年2月時点）あります。



山形県大蔵村



千葉県鴨川市



長崎県長崎市

中山間地域等直接支払制度とは②

2. 対象者

集落等を単位とする協定を締結し、5年間農業生産活動等を継続する農業者等

- **集落協定**：対象農用地において農業生産活動等を行う複数の農業者等が締結する協定。
- **個別協定**：認定農業者等が農用地の所有権等を有する者と利用権の設定や農作業受委託を受けるかたちで締結する協定。

3. 交付単価

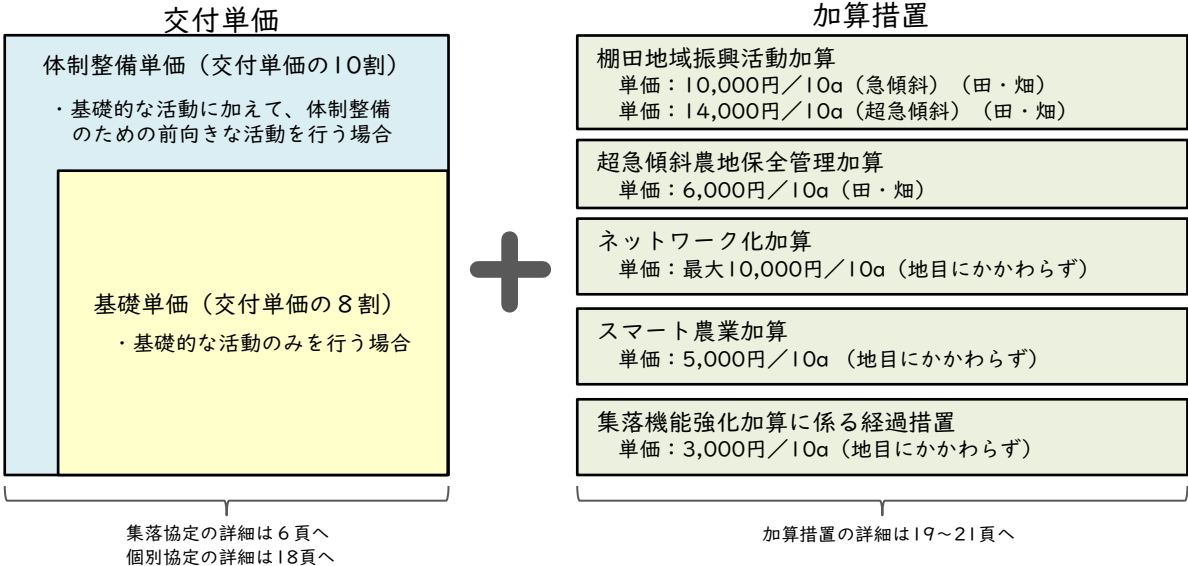
地 目	区 分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜（1/20以上）	21,000
	緩傾斜（1/100以上）	8,000
畑	急傾斜（15° 以上）	11,500
	緩傾斜（ 8° 以上）	3,500
草 地	急傾斜（15° 以上）	10,500
	緩傾斜（ 8° 以上）	3,000
	草地比率の高い草地(寒冷地)	1,500
採草放牧地	急傾斜（15° 以上）	1,000
	緩傾斜（ 8° 以上）	300

注1）小区画・不整形な田、高齢化率・耕作放棄率の高い集落にある農用地の場合は、緩傾斜の単価と同額になります。

注2）交付単価は上限単価です（19～21頁の加算措置の単価も同様）。

注3）本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

【交付金の単価の仕組み】

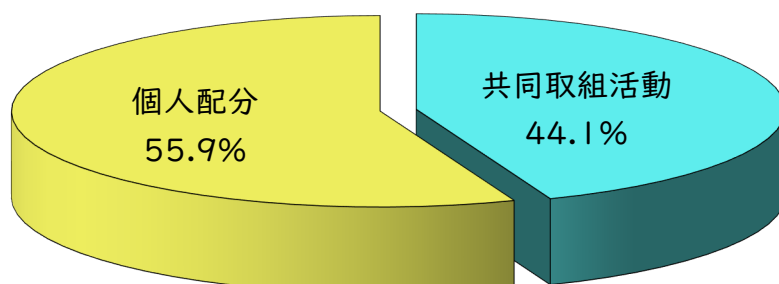


中山間地域等直接支払制度とは③

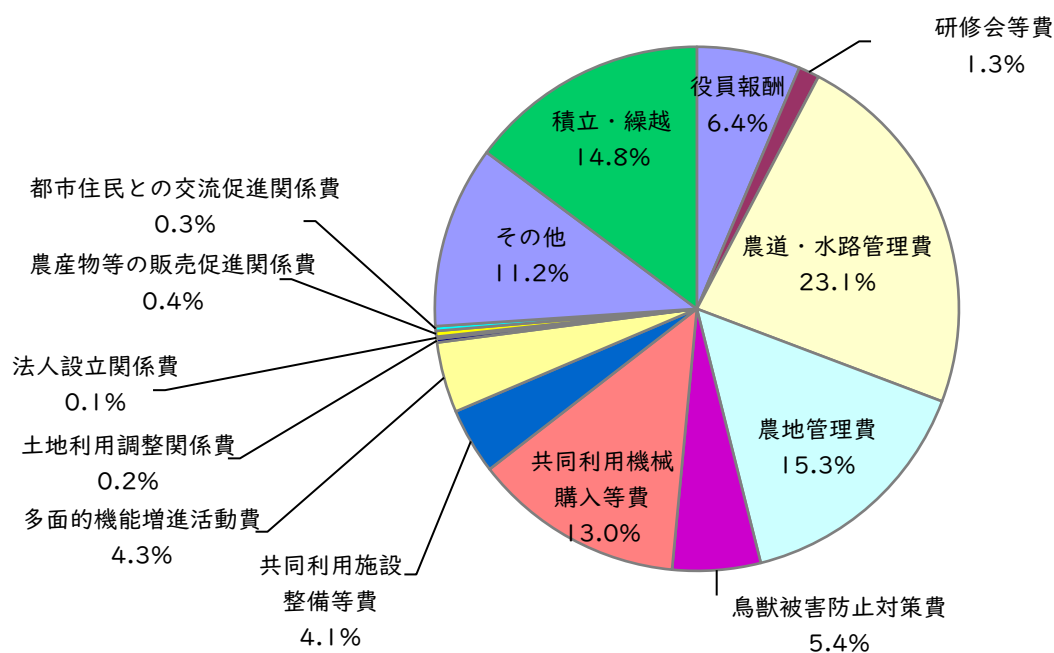
4. 交付金の使途

交付金は協定参加者の話し合いと合意により、地域の実情に応じた幅広い使途に活用できます。（使途は、予め協定に定めておく必要があります。）

【集落協定における交付金の配分割合の実績（R6）】



【共同取組活動の交付金の使途（支出割合）の実績（R6）】



実施に当たっての留意点

本交付金の実施に当たっては、以下の点についてご留意下さい。

(1) 協定参加者の話合いと合意に基づく活動の徹底

- 本交付金は、協定参加者の話合いと合意により締結された協定に基づいて活動するものです。交付金の使途を含めた活動実績についても、協定参加者に報告するなど、活動の透明化を図りましょう。
- 集落協定に定められた活動内容が適切に行われなかった場合、交付金の返還となることもありますので、協定の活動内容や協定農用地の範囲について、協定参加者で確認しましょう。



(2) 事務負担の軽減について

- 集落協定の事務作業が一部の者に集中していないか、事務作業を担う者への報酬が適正な水準となっているか等について、協定参加者で点検・確認を行いましょう。
- 事務作業の担い手がいない等の場合は、複数の集落協定間でのネットワーク化等による専従職員の配置や、交付金を活用した事務の外注化を検討しましょう。



(3) 書類の作成と管理について

会計経理が適切に行われていることを証明するため、金銭出納簿、領収書、活動を行った記録、加算措置の取組実績が分かる書類、共用資産管理台帳などの必要な証拠書類を作成した上で、日付順に整理するなど、日頃から適切な管理を行いましょう。



(4) 集落協定の変更手続の励行

- 集落協定の内容に変更が生じた場合、集落協定の変更手続きを行ってください。
- 変更手続きが必要か、不明な場合には、市町村にご相談ください。



こんな活動をすれば交付を受けられます（集落協定）

集落協定については、協定に定める活動内容が、①の「農業生産活動等を継続するための活動」のみの場合は交付単価の8割、①に加えて②の「体制整備のための前向きな活動」を行う場合は交付単価の10割を交付します。

①農業生産活動等を継続するための活動：基礎単価（単価の8割を交付）

○ 農業生産活動等（必須活動）

活動分類	具体的に取り組む行為
耕作放棄の防止等の活動	適正な農業生産活動を通じた耕作放棄の防止、荒廃農地の復旧や畜産的利用、担い手の確保・育成、高齢農家・離農者の農用地の賃借権設定、法面保護・改修、鳥獣被害の防止等
水路、農道等の管理活動	適切な施設の管理・補修(泥上げ、草刈り等)

※ 必須活動は、上記活動分類の両方の活動を実施。

○ 多面的機能を増進する活動（選択的必須活動）

活動分類	具体的に取り組む行為
国土保全機能を高める取組	土壌流亡に配慮した営農の実施、農用地と一体となった周辺林地の管理等
保健休養機能を高める取組	景観作物の作付け、市民農園・体験農園の設置、棚田のオーナー制度、グリーン・ツーリズム
自然生態系の保全に資する取組	魚類・昆虫類の保護(ビオトープの確保)、鳥類の餌場の確保、粗放的畜産、環境の保全に資する活動

※ 選択的必須活動は、上記活動分類の中から1つ以上の活動を実施。



高齢農家・離農者の農用地の賃借権設定に向けた話し合い



水路維持活動



景観維持のための菜の花植栽

②体制整備のための前向きな活動：体制整備単価（①+②の活動により単価の10割を交付）

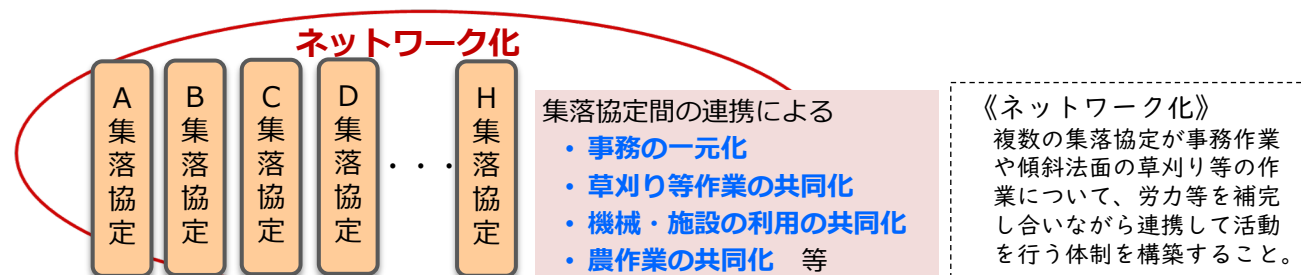
○ ネットワーク化活動計画の作成

ネットワーク化活動計画は、必要に応じて市町村が指導しつつ、協定期間中（令和11年度まで）に作成を完了する必要があります。なお、ネットワーク化活動計画の作成ができなかった場合等は、交付金（単価の2割分）を返還していただくことになります。

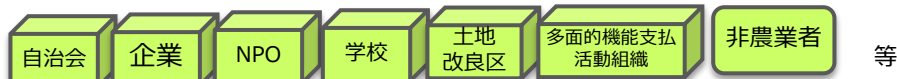
ネットワーク化活動計画の作成について①

ネットワーク化活動計画とは、集落協定が共同取組活動を継続できる体制づくりを進めるために作成する、複数の集落協定間でのネットワーク化（活動の連携）や統合、多様な組織等の参画に向けた計画です。

体制づくりのイメージ



多様な組織等の参画

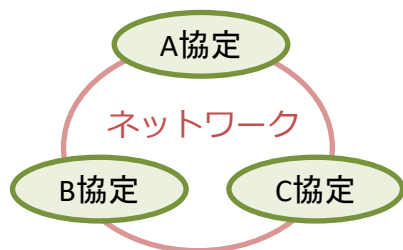


（組織としての活動が行われている体制が作られていれば、任意団体でも差し支えありません）

ネットワーク化活動計画の内容

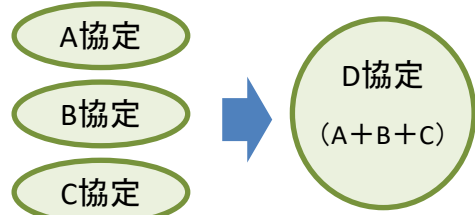
3つの取組（①ネットワーク化、②統合、③多様な組織等の参画）の中から1つ以上取り組む計画をR11年度までに作成します。

①ネットワーク化



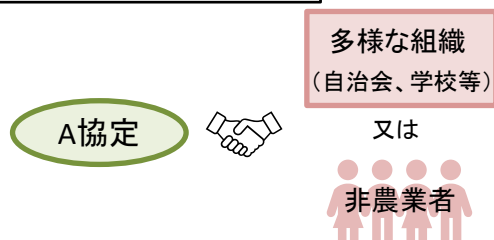
- ・10ha以上で活動の連携を行う

②統合



- ・10ha以上で協定を統合する
- ・すでに10haの協定は、新たな統合は不要（役員の継承計画を作成する）

③多様な組織等の参画



- ・1組織以上が参画、又は10%以上の非農業者が参画する協定が組織等と連携活動を行う

ネットワーク化活動計画の作成について②

ネットワーク化した協定の活動例

○事務の一元化の例

- ・ 共同事務局を設置し、各協定が行う事務（実績報告関係資料の整理、会計帳簿の整理、会議資料作成等）を一括して行う。

○草刈り等作業の共同化の例

- ・ 集落協定間の連携を強化する協議会を設立し、農地・地域維持を目的に非農家や若者を中心とした草刈隊を結成。人員が不足するところに草刈隊を派遣して草刈を実施する。
- ・ 共通の用水供給源となっている山腹水路の点検や補修、更新を共同で実施する。

○機械・施設の利用の共同化の例

- ・ それぞれの集落協定で管理していた共同機械を共有化し、一括管理する。より広範囲の機械の共有により機械使用の選択肢が多様化するとともに、農作業の更なる効率化を図る。

○農作業の共同化の例

- ・ 各集落協定から同じ事業者（JA等）へ委託して、ドローンによる共同防除を行う。
- ・ 担い手がネットワーク化した集落協定内の農地の防除や基幹作業などを請け負い、ネットワーク化した集落協定内の営農を支える仕組みを構築する。
- ・ 畦畔や農地法面の草刈作業省力化のため、センチピートグラスの種子吹付作業を共同で実施する。



草刈隊の取組



ドローンによる共同防除

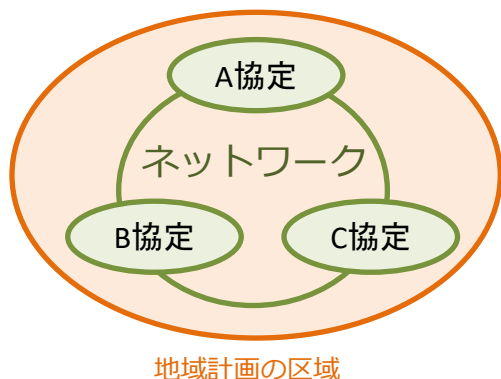


共同取組活動による農作業

地域計画とネットワーク化の関係

【基本パターン】

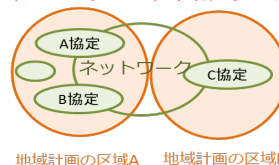
地域計画により農地利用の将来ビジョンの共有ができていることから、**同じ地域計画区域内の他の集落協定とネットワーク化**



※地域計画区域内の全ての集落協定でネットワーク化を目指すことが望ましい

【例外的なパターン】

- 同じ地域計画区域内に集落協定がない場合
- 他の地域計画区域内の集落協定と行うことが合理的な場合（農地が隣接している、同じ担い手が営農している等）
⇒ **他の地域計画区域内の集落協定とネットワーク化**



地域計画の区域A 地域計画の区域B

- 集落協定が複数の地域計画にまたがっている場合
⇒ **当該集落協定が含まれている地域計画区域内の集落協定とネットワーク化**



地域計画の区域A 地域計画の区域B

ネットワーク化活動計画の作成について③

多様な組織等の参画の活動例

○自治会

- ・集落道としても利用されている農道の草刈や補修の活動を合同で行う。
- ・鳥獣被害の防止を図るため、自治会と合同で定期的にパトロールを行う。

○多面的機能支払活動組織

- ・中山間地域等直接支払の集落協定と多面的機能支払の活動組織で共同事務局を設置する。
- ・活動組織から水路等の補修、長寿命化技術、工事発注等のノウハウを提供、指導してもらう。

○土地改良区

- ・農道や水路の簡易な補修方法を土地改良区が定期的に研修を行ったり、指導する体制を構築する。そのかわり、土地改良区が管理する施設の日常的な点検を集落協定が引き受ける。

○非農業者

- ・地域貢献に関心が高い地域住民が活動に参加して草刈隊を結成し、高齢者の農地の草刈活動などを行う。

○学校

- ・多面的機能の理解醸成や、将来の担い手の育成につなげるため、小学生の田植え体験や収穫体験を受け入れる。
- ・大学のサークルと協定を締結し、定期的に草刈などの協定活動に参加してもらう。

○企業

- ・企業活動の一環として参画し、地域活性化のためのノウハウを生かして、棚田保全のための取組として、商品開発や直売所での販売をサポートする。

ネットワーク化活動計画の作成と計画実現へのステップ

- 地域計画における農地利用の将来像などの将来ビジョンを踏まえながら、協定参加者のみなさんで十分な話し合いを行い、合意形成を図るようにしてください。

1 集落協定書に、対策期間内のネットワーク化活動計画の作成を位置付け

★体制整備単価の適用開始

2 協定参加者で話合う

ネットワーク化又は統合する協定若しくは連携する組織と共通認識を作りながら、集落協定において、ネットワーク化活動計画の記載項目について話し合い



ネットワーク化活動計画の作成に向けた話し合い

3 ネットワーク化活動計画の作成、市町村へ提出

ネットワーク化等の実現に向けた計画が明確化

4 活動の実施、ネットワーク化活動計画の実現に向けたフォローアップ

①を実施することで、体制整備単価が適用されます。ただし、令和11年度までに③まで達成されなかった場合、交付金（単価の2割分）を返還していただくこととなりますのでご注意ください。

ネットワーク化活動計画の記載例①

【記載例】

ネットワーク化活動計画の様式は農林水産省のHP又は市町村から入手してください。

1. 体制整備の基本方針

1-1. 集落協定名

(記載例)A集落協定

1-2. ネットワーク化活動計画作成時点

当初	令和8年6月
第1回変更	令和●年▲月
第2回変更	
第3回変更	

注1) 本計画を作成したときは、遅滞なく協定農用地の存する市町村に提出すること。

注2) 2-2のネットワークに参加する集落協定、3-2の統合に参加する集落協定、3-6の役員の継承計画、4-1の協定活動に参画する多様な組織等に変更が必要になった場合や、計画内容の大幅な変更が必要になった場合は本計画の変更を行い市町村に提出すること。

1-3. 体制整備のために行おうとする取組

該当 注1)	取組	対象協定	要記載項目
○	①ネットワーク化 注2)	新たにネットワーク化を行い10ha以上のネットワークを形成する集落協定	2-1～ 2-7
		新たにネットワーク化を行う予定はないが、既に10ha以上のネットワークを形成しており、体制の維持、向上を図ろうとする集落協定	
○	②統合 注3)	新たに統合を行い10ha以上の集落協定を形成する集落協定	3-1～ 3-5
		新たに統合を行う予定はないが、既に10ha以上の集落協定となっており、体制の維持、向上を図ろうとする集落協定	3-2、 3-6、 3-7
○	③多様な組織等の参画 注4)	1組織以上の農業者団体以外の組織又は構成員の10%以上の非農業者が活動に参画する集落協定	4-1～ 4-3

1つ以上
「○」を記入
して下さい。

注1) 該当する取組を全て選択すること。

注2) 「ネットワーク化」とは、複数の集落協定間において活動の連携体制を構築することをいう。「新たにネットワーク化を行う予定はないが、既に10ha以上のネットワークを形成しており、体制の維持、向上を図ろうとする集落協定」の場合は、計画作成時点で10ha以上のネットワークを形成していること。ネットワーク化は自協定が存する地域計画区域内の他の集落協定と行うことを基本とするが、自協定が存する地域計画区域内に他の集落協定がない場合など、合理的な理由がある場合は、他の地域計画区域内に存する集落協定とネットワーク化することも可とする。

注3) 「統合」とは、他の集落協定と1つの集落協定に統合することをいう。「新たに統合を行う予定はないが、既に10ha以上の集落協定となっており、体制の維持、向上を図ろうとする集落協定」の場合は、計画作成時点で10ha以上の集落協定となっていること。統合は自協定が存する地域計画区域内の他の集落協定と行うことを基本とするが、自協定が存する地域計画区域内に他の集落協定がない場合など、合理的な理由がある場合は、他の地域計画区域内に存する集落協定と統合することも可とする。

注4) 「多様な組織等の参画」とは、農業者団体以外の組織や非農業者が集落協定の活動に参画することをいう。参画にあたっては、集落協定の構成員となるか、別途で協定等を結ぶこと。計画作成時点で1組織以上の農業者団体以外の組織又は構成員の10%以上の非農業者が活動に参画していること。

ネットワーク化活動計画の記載例②

【記載例】

1－3. で、「ネットワーク化」を選択した場合に記載します。

2. ネットワーク化の計画

注1) ネットワーク化を行っている、又は行おうとする他の集落協定のネットワーク化活動計画におけるネットワーク化の計画と整合がとれたものとする。

注2) 2－1～2－7の全てを記載すること。

2－1. ネットワークの名称（予定）

（記載例）農林地域集落協定ネットワーク協議会

2－2. ネットワークに参加する集落協定

参加する集落協定名と集落協定面積、該当項目に「○」を記入して下さい。

集落協定名	協定面積	地域計画		現在の連携状況	
		自協定が存する計画区域内	別の計画区域内	連携済	今後連携
（自協定）A協定	5.2ha				
B協定	13.7ha	○		○	
C協定	3.2ha	○			○
合計	22.1ha				

注）合計協定面積は10ha以上であること。

2－3. ネットワーク化で解決しようとする課題

該当項目に「○」を記入して下さい。

必ず記入して下さい。

該当		該当	
	①リーダーの人材不足		⑤農作業機械や施設の不足
○	②事務担当者の人材不足	○	⑥知見や技術の不足
	③共同取組活動参加者の不足		⑦その他
○	④農業の担い手の人材不足		

（該当する課題について詳細を記載）

②現在の事務担当者は70歳代で高齢であるが、後継者が見つからず10年間、事務担当を担っている。あと数年のうちに後継者を確保する必要がある。

④高齢で小規模な自給的農家や兼業農家が協定内の農地の多くを担っている。あと5年のうちに引退を希望する農業者が複数いるが、農地の引き受け手の見込みが立っていない。

⑥農地の担い手を育成するため、ソバや施設園芸の導入に取り組みたい。また、販路拡大のため、加工品の販売にも取り組みたいが、協定内に加工や販売の知見を持っている人材がいない。

注）地域計画や集落マスタープラン、第5期対策で作成した集落戦略に位置付けられた内容を踏まえて検討すること。

2－4. ネットワーク化により連携して実施する活動

該当項目に「○」を記入して下さい。

該当	連携して実施する活動	該当	連携して実施する活動
○	①事務の一元化 （共同事務局の設置や外部委託）	○	⑥農業の担い手育成
		○	⑦地場農産物の加工・販売
	②農地保全（草刈り、荒廃防止活動等）	○	⑧鳥獣害対策
○	③水路・農道等の維持管理		⑨多面的機能を増進する活動
	④機械・施設の共同利用		⑩その他（ ）
○	⑤農作業の共同化		

ネットワーク化活動計画の記載例③

【記載例】

1－3. で、「ネットワーク化」を選択した場合に記載します。

2－5. 連携方法（30頁参照）

該当項目に「○」を記入して下さい。

該当	連携方法	該当	連携方法
☐	①協議会型 ^{注1)}		③共同委託型 ^{注3)}
☐	②活動連携型 ^{注2)}		④その他()

注1) 協議会、委員会等を設置し、ネットワークでの活動の調整や事務等を行う場合。

注2) 作業の共同化や機械・施設の共同利用などの共通のルールを覚書等で定めるなどにより連携した活動を行う場合。

注3) 各集落協定から同一の外部団体又は同一の外部人材に同じ活動を委託する場合。

2－6. ネットワーク化の工程

該当項目に「○」を記入して下さい。

（工程の概略）							
取組	R6以前	R7	R8	R9	R10	R11	R12以降
ネットワーク化に向けた話し合い（協定内）		☐	☐				
ネットワーク化に向けた話し合い（協定間）		☐	☐				
ネットワーク化により連携して実施する活動の開始 ^{注)}	⑧	③	①⑤		⑥⑦		
協議会等の設置（協議会型の場合）			☐				
ネットワーク化加算の適用（加算措置を利用する場合）			☐	☐	☐	☐	

（2－2～2－5を踏まえたネットワーク化の進め方を記載）

- ・令和5年度から地域一帯で鳥獣防護柵を設置する作業をB集落と共同で実施（活動連携型）している。
- ・令和7年度には、B集落協定と共通の用水供給源となっている山腹水路の点検や補修、更新を共同で実施していく体制を構築する。
- ・同じ地域計画区域内にあり、協定廃止を検討していたC集落協定もネットワークに加え、令和8年度より協議会型へ移行し、事務局の一元化を行う。共同事務局の事務員は、元地域おこし協力隊の移住者を非常勤で雇用する。また、ネットワーク化加算を申請し、加算措置を利用してネットワークの中で中心的な農業者となる就農者の募集を開始する。B集落協定でソバを栽培している農業生産法人の活動範囲を広げ、A集落協定及びC集落協定の農地においても栽培を開始する。ソバの加工・販売を目指して研修会へ参加するなど、技術習得を目指す。
- ・令和9年度には、ネットワーク内の概ね6割の農地をB集落協定で活動していた農業生産法人に集約する。
- ・令和10年度にネットワーク内に加工・販売部を結成し、ソバの加工・販売を始める。農業生産法人の新規雇用者を確保し、JAや地域外の農業生産法人の協力のもと、施設園芸の技術研修を行う。農業生産法人の新規雇用者を各集落協定の「主導的な役割を担う人材」に位置付ける。
- ・令和11年度に補助事業を活用して農業用ハウスを1棟導入し、農業生産法人においてアスパラガスの栽培を始める。収穫等の人手が必要な作業は、協議会で話し合い、各集落協定から分担して人員を確保することとする。
- ・令和12年度以降にネットワークの拡大や集落協定の統合を検討する。

注) 工程の概略における「ネットワーク化の活動の開始」には2－4の「連携して実施する活動」の番号を記載。

2－7. ネットワーク化後の統合予定

該当項目に「○」を記入して下さい。

該当	統合の予定
	①第6期対策期間中（令和7年度～令和11年度）での統合を検討する
☐	②第6期対策終了後の令和12年度以降での統合を検討する
	③時期は未定だが将来的に統合を検討する
	④未定
	⑤統合は必要ないと考えている
	⑥その他()

ネットワーク化活動計画の記載例④

【記載例】

1－3. で、「統合」を選択した場合に記載します。

3. 統合の計画

注1) 統合をこれから行う場合は、統合を行おうとする他の集落協定のネットワーク化活動計画における統合の計画と整合がとれたものとする。

注2) 「新たに統合を行い10ha以上の集落協定を形成する集落協定」は、3－1～3－5を記載すること。
「新たに統合を行う予定はないが、既に10ha以上の集落協定となっており、体制の維持、向上を図ろうとする集落協定」は、3－2、3－6、3－7を記載すること。

3－1. 統合後の集落協定の名称（予定）

(記載例) 農林地域広域集落協定

3－2. 統合に参加する集落協定

参加する集落協定名と集落協定面積、該当項目に「○」を記入して下さい。

集落協定名	協定面積	地域計画	
		自協定が存する計画区域内	別の計画区域内
(自協定) D協定	7.5ha		
E協定	5.5ha	○	
F協定	8.7ha	○	
合計	21.7ha		

注1) 合計協定面積は10ha以上であること。

注2) 統合する予定がない場合は自協定のみ記載すること。

3－3. 統合で解決しようとする課題

該当項目に「○」を記入して下さい。

該当		該当	
○	①リーダーの人材不足		⑤農作業機械や施設の不足
	②事務担当者の人材不足		⑥知見や技術の不足
○	③共同取組活動参加者の不足	○	⑦その他(農作業機械の老朽化及びオペレーターの不足)
	④農業の担い手の人材不足		

(該当する課題について詳細を記載)

①代表者が固定化されており、後継者の確保の目途が立っていない。

③構成員には若手が2名いるが、その他の構成員は高齢であり、共同取組活動の作業負担が2名の若手の集中する傾向がある。

⑦集落協定内の農業者が所有する農作業機械の老朽化が進んでいる。現在は農業者間の貸し借りでなんとかまかなっているが、今後故障する機械が増えれば、農作業機械の確保が困難になる。また、世代交代が行われた小規模農業者から作業委託のニーズが増えているが、農作業を受託できるオペレーターが減ってきている。

必ず記入して下さい。

注) 地域計画や集落マスタープラン、第5期対策で作成した集落戦略に位置付けられた内容を踏まえて検討すること。

ネットワーク化活動計画の記載例⑤

【記載例】

1-3. で、「統合」を選択した場合に記載します。

3-4. 統合により体制を強化したい活動

該当項目に「○」を記入して下さい。

該当	体制を強化したい活動	該当	体制を強化したい活動
☐	①リーダー等の人材確保		⑦農業の担い手育成
	②事務局機能の強化		⑧地場農産物の加工・販売
☐	③農地保全(草刈り、荒廃防止活動等)		⑨鳥獣害対策
☐	④水路・農道等の維持管理	☐	⑩多面的機能を増進する活動
☐	⑤機械・施設の共同利用	☐	⑪その他(農作業機械のオペレーター の確保)
	⑥農作業の共同化		

3-5. 統合の工程

該当項目に「○」を記入して下さい。

(工程の概略)							
取組	R6以前	R7	R8	R9	R10	R11	R12以降
①統合に向けた話し合い(協定内)		☐	☐				
②統合に向けた話し合い(協定間)	☐	☐	☐				
③統合			☐				
④ネットワーク化加算の適用(加算措置を利用する場合)				☐	☐	☐	

(3-2~3-4を踏まえた統合の進め方を記載)

- ・令和5年度から地域計画作成に向けた協議が開始されたことをきっかけに、周辺にあるE集落協定、F集落協定と統合に向けた意見交換を行ってきた。リーダーの人員不足や共同取組活動参加者の不足という共通の課題を抱えている。
- ・令和7年度初旬の集落協定総会において、統合の方向性について承認が得られたため、令和7年度中にE集落協定、F集落協定と統合後の活動計画や個人配分、作業日当等のルールについて意見調整を行う。令和8年度初旬の総会において統合の承認をとり、令和8年度内の統合を目指す。
- ・令和9年度よりネットワーク化加算を申請する。
- ・統合後の協定では、集落協定の代表者を、旧集落協定による3年毎の輪番制とすることを検討する。
- ・草刈等の作業が一部の構成員に集中しないように、旧集落協定間で人手を出し合う体制を構築するとともに、土地持ち非農家の参加も呼び掛けるようにする。
- ・農作業機械については、協定内で引退する農家から農作業機械を集約し、機械共同利用組合を立ち上げる。ネットワーク化加算を利用して、共同利用する農作業機械の保管庫を整備する。F集落協定内のUターン予定者を機械共同利用組合の管理者兼オペレーターに育成し、統合した集落協定の「主導的な役割を担う人材」に位置付ける。
- ・統合後は、農村関係人口の拡大に向けた検討を進める。管理が十分行われていなかった梅や柿の収穫体験や、道の駅周辺での景観作物の栽培などの計画を検討する。また、当集落協定で行ってきた野鳥のための冬季水張りをE集落協定及びF集落協定のエリアにも広げる検討を行う。

必ず記入して下さい。

ネットワーク化活動計画の記載例⑥

【記載例】

1－3. で、「統合」を選択した場合に記載します。

3－6. 役員の継承計画

必ず記入して下さい。

役職名等	氏名（現体制）	氏名（後任予定者）	継承予定時期
代表者	甲田 太郎	丙川 三郎	令和10年
書記担当	丙川 三郎	丁本 四郎	令和14年
会計担当	乙山 次郎	戊部 花子	令和12年
共同機械担当	乙山 次郎	己藤 五郎	令和10年
土地改良施設担当	甲田 太郎	丁本 四郎	令和14年
法面点検担当	丙川 三郎	戊部 花子	令和10年

注）「氏名（現体制）」は、本計画作成時点での役職者名を記載。「氏名（後任予定者）」は、現体制の担当者の次に担当となる人（予定）の氏名を記載。「氏名（現体制）」とは別の人を「氏名（後任予定者）」記載すること（同一人物の記載は不可）。

3－7. 体制の維持・向上に向けた活動

必ず記入して下さい。

（役員の継承に向けた取組を記載）

- ・代表者の後任予定者は丙川三郎とし、令和10年度の継承予定時期まで書記担当として代表者の業務の補助を行いながら、徐々に代表者業務の習得を行う。
- ・その他の役員については、代表者交代時期の令和10年度と対策期切り替わりの令和12年度に分けて段階的に交代を行うことで、役員業務の引継ぎを計画的に進めていく。
- ・令和10年度より共同機械担当となる予定の己藤五郎は、令和9年度までにドローン操作の研修を受講を行うとともに、乙山次郎の指導のもと自走型草刈機の操作方法の習得を行う。

（構成員や活動参加者の安定的な確保に向けた取組を記載）

- ・大型連休期間に共同取組活動による草刈作業を実施し、構成員の親族にも可能な限りの参加を呼び掛ける。また、作業実施後には収穫祭を実施し、構成員間の懇親を図る。
- ・総会の際に構成員に対し、農地の相続予定者に中山間地域等直接支払の活動についても引継ぎ予定があることを伝えるよう周知する。
- ・周辺地域や〇〇市と連携し、地域内の農地保全に関わる人材として令和8年度から地域おこし協力隊の受け入れを目指す。また、協力隊の安定的な仕事づくりなど、将来的な定着支援に取り組む。
- ・集落外に在住している農地所有者に対して、毎年、活動報告と合わせて共同取組活動の案内を送付することで、共同取組活動への参加を促す。
- ・地元米の直販先に対して収穫等の体験活動への参加募集をかけることで関係人口拡大に取り組む。
- ・市民農園を開設し非農業者との交流を深めるとともに、多面的機能の増進活動への参加を募集する。
- ・一律の作業単価を見直し、傾斜が厳しい場所での作業等の負担が大きい作業については高い作業単価を設定するなど、共同取組活動に参加しやすくなる環境を整備する。また、令和7年度より適用を受けているスマート農業加算を利用して令和9年度にリモコン式自走草刈機を導入し、急傾斜地域での作業の省力化と安全な作業実施が可能となる環境を整備する。

ネットワーク化活動計画の記載例⑦

【記載例】

1－3. で、「多様な組織等の参画」を選択した場合に記載します。

4. 多様な組織等の参画

注) 4－1～4－3の全てを記載すること。

4－1. 協定活動に参画する多様な組織等

注) (1)又は(2)の該当する項目を記載すること。

(1) 農業者団体以外の組織

必要に応じて記入して下さい。

参画方法	組織名
①集落協定の構成員	G地域づくり協議会
	H子供会
	I土地改良区
	J農地保全会（多面的機能支払活動組織）
②別途協定等を締結	K大学

注1) 「別途協定等を締結」とは集落協定の構成員とはならないが、協定の活動への参画に関する協定、覚書等を結ぶなど、連携関係を明確にすることをいう。
注2) ②の場合は連携関係を証明する書類を添付すること。

(2) 非農業者

必要に応じて記入して下さい。

参画方法	人数
①集落協定の構成員	8人
②別途協定等を締結	5人
合計	13人

③集落協定の全構成員数(集落協定の構成員数(農業者数+①※組織数は含めない)に②を加えた人数) 60人
①+②が③に占める割合 21% (小数点以下切り捨て)

注1) 「別途協定等を締結」とは集落協定の構成員とはならないが、協定の活動への参画に関する協定、覚書等を結ぶなど、連携関係を明確にすることをいう。
注2) ②の場合は連携関係を証明する書類を添付すること。
注3) 協定活動に参画する組織の構成員は人数に含めない。

4－2. 多様な組織等の参画で解決しようとする課題

該当項目に「○」を記入して下さい。

該当		該当	
○	①事務担当者の人材不足		④知見や技術の不足
○	②共同取組活動参加者の不足	○	⑤その他(棚田の荒廃)
	③農業作業の人材不足		

(該当する課題について詳細を記載)

①構成員は高齢者が多く、事務の引き受け手の確保が困難である。
②⑤棚田の石積の草取りや補修は集落総出で行ってきても、高齢者の参加が難しくなり、人手の確保が困難になってきている。また、高齢のために棚田での水稲作の継続が困難な農地が増えてきている。

必ず記入して下さい。

ネットワーク化活動計画の記載例⑧

【記載例】

1－3. で、「多様な組織等の参画」を選択した場合に記載します。

4－3. 多様な組織等の参画により連携して実施する活動

該当項目に「○」を記入して下さい。

該当	連携して実施する活動	該当	連携して実施する活動
☐	①事務の適切な実施		⑥鳥獣害対策
☐	②農地保全（草刈り、荒廃防止活動等）	☐	⑦多面的機能を増進する活動
	③水路・農道等の維持管理	☐	⑧その他（棚田資源を生かした振興活動）
☐	④農作業		
	⑤地場農産物の加工・販売		

（連携して実施する活動の詳細について、今後の活動の維持、向上に向けた方向性も含めて記載）

- ・多面的機能支払交付金の事務支援も行っていた土地改良区が令和5年度より構成員に加わり、土地改良区が集落協定の事務を担当している。集落協定の対象農用地の一部は多面的機能支払の対象にもなっており、効率的な事務作業ができることから、今後も引き続き土地改良区が事務を担当する予定である。
- ・J農地保全会では、令和8年度に草刈隊を結成する予定である。草刈隊が水路・農道の草刈を実施する際に、水路等の周辺にある集落協定の農地の法面の草刈も草刈隊と連携して行うことで、作業の効率化を図る。
- ・県の棚田サポーター事業を利用し、毎年、5名程度の登録者に棚田の石積みの草刈や補修の作業を手伝ってもらっている。今後は、サポーター、構成員の非農家、子供会と連携し、棚田の法面に彼岸花を植えるなど、棚田の観光資源活用に取り組む予定である。
- ・以前からK大学が当集落ヘフィールドワークに来ていた縁により、令和7年度にK大学、G地域づくり協議会、当集落協定の3者で棚田振興のための連携協定を締結した。令和7年度より、農作業が困難となっていた棚田において、K大学の教員や学生と連携し、田植えや収穫作業を始める予定である。大学との連絡調整や宿泊場所の手配はG地域づくり協議会が担当し、作業当日の作業方法の説明や必要な物品の準備は当集落協定が担当する。将来的には、G地域づくり協議会を中心に棚田を活かした農泊にも取り組みたいと考えており、K大学の教員や学生にも、構想検討に加わってもらいたいと考えている。
- ・これらの取組の活性化を図るため、令和8年度までに指定棚田地域振興活動計画の認定を受け、令和9年度に棚田地域振興活動加算の申請を行う計画である。
- ・持続的な取組を実現するため、G地域づくり協議会を中心とした農村RMOの形成も検討していく。

必ず記入して下さい。

こんな活動をすれば交付を受けられます（個別協定）

個別協定については、自作地を対象とする場合は、交付単価の協定に定める活動内容が、①の「農業生産活動等を継続するための活動」のみの場合は交付単価の8割、②の「農用地の利用権の設定等として取り組むべき事項」を行う場合は交付単価の10割を交付します。自作地を対象としない場合は、交付単価の10割を交付します（①、②の取組は任意）。

①農業生産活動等を継続するための活動

- 農業生産活動等（必須活動）
「耕作放棄の防止等の活動（例：担い手の確保・育成、高齢農家等の農用地の賃借権設定、荒廃農地復旧、法面保護・改修、鳥獣被害防止）」及び「水路・農道等の管理活動（例：泥上げ、草刈り）」
- 多面的機能を増進する活動（選択的必須活動）
「国土保全機能を高める取組（例：土壌流亡に配慮した営農、周辺林地の管理）」「保健休養機能を高める取組（例：景観作物の作付、体験農園、棚田オーナー制度）」「自然生態系の保全に資する取組（例：魚類・昆虫類の保護、鳥類の餌場の確保）」の中から1つ以上の活動を実施

②農用地の利用権の設定等として取り組むべき事項

○令和11年度までに利用権の設定又は基幹的農作業受託面積の合計が、協定認定時における協定農用地面積の10%又は0.5haのうちいずれが多い方の面積の増加

個別協定の締結

【対象者】認定農業者、認定新規就農者、これに準ずるものとして市町村長が認定した者、第3セクター、特定農業法人、農業協同組合、生産組織

【要件】次のいずれかを実施（原則、期間は5年以上）

- ・利用権の設定等
- ・基幹的農作業受委託（※1）

自作地も対象にする場合

【農用地に係る要件】

- 次のいずれかに該当
- ・自作地を含む一団の農用地を全て耕作すること
 - ・一定以上の経営規模を有していること（※2）

【取組事項に係る要件】

- 次のいずれかを実施
- ①農業生産活動等として取り組むべき事項
 - ②農用地の利用権の設定等として取り組むべき事項

所得要件あり（※3）

①のみを実施

8割単価

②を実施

10割単価

自作地を対象にしない場合

①、②の協定への規定は任意

所得要件なし（※3）

※1 同一生産工程における基幹的農作業のうち田の場合は3種類以上、畑の場合は2種類以上、草地の場合は1種類以上の作業受委託

※2 都府県にあっては3ha以上、北海道にあっては30ha以上（草地では100ha以上）の経営の規模を有している場合。経営の規模とは、対象農用地に存する農用地面積をいい、自作地、借入地及び受託地の合計面積で判定

※3 農業従事者一人当たりの農業所得が同一都道府県内の都市部の勤労者一人当たりの平均所得（直近3カ年の「家計調査年報（総務省統計局）」の各都道府県の県庁所在地の年平均勤労者所得）を上回らないこと

加算措置について①

4, 15ページの活動に加え、地域農業の維持・発展に資する一定の取組を行う場合には、交付単価に所定額が加算されます。

① 棚田地域振興活動加算

認定棚田地域振興活動計画（認定計画）に基づき、棚田地域の振興を図る取組を行う場合に加算

対象協定：体制整備単価の集落協定のみに

対象農地：認定計画に「指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等」に位置付けられている棚田等で、田であれば1/20以上、畑であれば15度以上の農地

※ ネットワーク化加算との重複は可能ですが、超急傾斜・スマート農業の各加算、集落機能強化加算の経過措置と同一農用地を対象とした重複はできません。

単 価 : 10,000円/10a（急傾斜地 田:1/20以上、畑:15度以上）
14,000円/10a（超急傾斜地 田:1/10以上、畑:20度以上）

上限額 : なし

取組期間 : 1～5年

目標設定：ア「棚田等の保全に関する目標」

イ「棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮に関する目標」

ウ「棚田を核とした棚田地域の振興に関する目標」

【対象活動の例】



棚田オーナー制度による
棚田地域振興活動



棚田米の販売

ア～ウ各々に定量的な目標を一つ以上、計3つ以上の目標を定めます。その3つ以上の目標には、棚田の価値を活かした活動（地域の実情に応じたもの）、集落機能強化（人材の確保を含む）及び生産性向上に関する目標を含める必要があります。

目標設定例：

ア：○棚田の保全活動に取り組む人数を関係人口の協力を得て、▲人から■人に増加させる。

イ：食味基準を設ける等により品質向上を図り棚田米の販売量／額を▲トン／円から■トン／円に増加させる。

ウ：棚田の周辺に直売所（農家レストラン）を整備し、年間●円の売り上げを達成する。

② 超急傾斜農地保全管理加算

超急傾斜農地の保全等の取組を行う場合に加算

対象協定：集落協定、個別協定

対象農地：田であれば1/10以上、畑であれば20度以上の農地

単 価 : 6,000円/10a（田、畑）

上限額 : なし

取組期間 : 1～5年

目標設定：ア「超急傾斜農地の保全」

イ「超急傾斜農地で生産される農作物の販売促進等」

目標設定例：

ア：当該農地の法面について、石積みの補修、防草シートの設置による適切な維持管理を実施する。

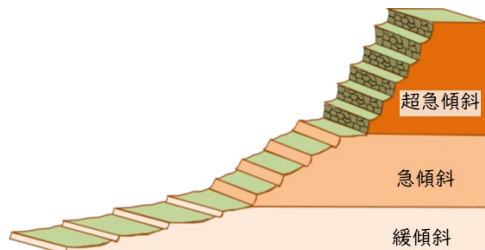
イ：当該農地を含む協定農用地で生産される農産物（○○）をJAのイベントとJAのHPを活用してPRする。



超急傾斜農地(田)



超急傾斜農地(畑)



加算措置について②

③ ネットワーク化加算

複数の集落協定間でのネットワーク化、統合等を行った上で、主導的な役割を担う人材の確保と農業生産活動等の継続のための活動を行う場合に加算

対象協定：体制整備単価の集落協定のみ

対象農地：①又は②の集落協定農用地

- ① 20ha以上のネットワーク化（協議会等を設置する場合に限る）又は20ha以上の統合を行った協定
- ② 新たに1組織以上の農業者団体以外の組織が活動に参画した上で、新たに参画する組織を含めて2組織以上の農業者団体以外の組織が活動に参画する協定（同じ地域計画区域内に他の集落協定がない場合に限る）

単 価 : 10,000円/10a（～5ha部分）
4,000円/10a（5～10ha部分）
1,000円/10a（10～40ha部分）
（地目にかかわらず）

上限額 : 100万円/年度
※統合の場合は、統合前の協定単位で上限額を設定

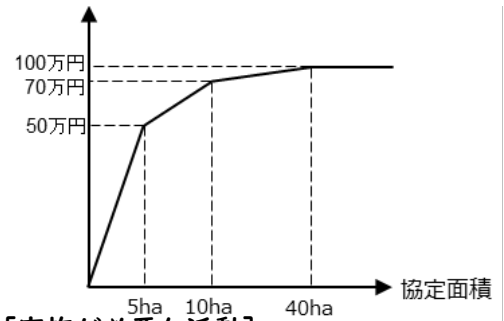
取組期間：1～5年

目標設定：定量的な目標を1つ以上定める。

目標設定例：

- ・ 高収益作物の作付面積を現状の○haから△haまで増加させる。
- ・ 機械の共同利用のための組織を立ち上げ、ネットワーク化した協定の農用地の○%で機械利用の共同化を行う。
- ・ 加工品の開発、販売を行い、販売額を○円から△円に増加させる。
- ・ 生産、加工、販売の過程を総合的に主導する人材を○名確保する。
- ・ ○○○の営農ボランティアを現状の△名から□名に増員する。
- ・ 農泊事業と連携して農業体験ツアーを行う体制を構築し、体験参加者を○人から△人に増加させる。

○協定面積と加算額のイメージ図



【実施が必要な活動】

- 主導的な役割を担う人材（地域内の組織が行う活動において中心的な役割を担うことが見込まれる者）の確保
- 設定した目標達成に向けた農業生産活動等の継続のための取組（担い手等の人材確保、草刈等作業の共同化、機械・施設の利用の共同化 など）

④ スマート農業加算

スマート農業による作業の省力化・効率化を図る取組を行う場合に加算

対象協定：体制整備単価の集落協定のみ

対象農地：集落協定農用地

単 価 : 5,000円/10a（地目にかかわらず）

上限額 : 200万円/年度

取組期間：1～5年

目標設定：定量的な目標を1つ以上定める。

目標設定例：

- ・ ドローンを導入し、オペレーターを育成するとともに、農薬散布に要する時間を○割減少させる（農薬散布を行う面積を△haから□haに増加させる）。
- ・ リモコン式自走式草刈機を導入し、除草作業時間を○時間/日だけ減少させる（リモコン式自走草刈機を利用する面積を△haから□haに増加させる）。

【対象活動の例】

- リモコン式自走草刈機による除草
- ドローンによる播種・防除・農薬散布
- 水管理システムや自動鳥獣捕獲機の導入 など



自走式草刈機の導入 ドローンによる防除作業

加算措置について③

⑤ 集落機能強化加算の経過措置

対象協定： 体制整備単価の集落協定のみ

対象農地： 第5期対策（R2～R6）に集落機能強化加算に取り組んでいた集落協定のうち、1組織以上の農業者団体以外の組織又は構成員の10%以上の非農業者が活動に参画する集落協定の農用地

※ネットワーク化加算との重複はできません

単 価： 3,000円/10a（地目にかかわらず）

上限額： 200万円/年度

取組期間： 1～5年

目標設定： 定量的な目標を1つ以上定める。

目標設定例：

- ・ ○○の収穫ボランティアを現状▲名から●名増員する。
- ・ 集落で受け入れるインターンシップ生の延べ活動日数を現在の年間▲日から●日に増加する。
- ・ NPO法人との連携体制を構築し、高齢者見回りサービスを開始するとともに、NPO法人の共同取組活動への参加体制を構築する。

【対象活動の例】

- 新たな人材の確保（インターンシップ、営農ボランティア、農福連携 など）
- 集落機能を強化する取組（地域運営組織等の設立や連携、地域内外組織との連携 など）

留意点

- ・ 集落機能を強化する取組は、地域運営組織の設立や地域運営組織等との連携等による集落協定の体制整備を目指すものです。このため、取組の目標は例を参考に集落協定の体制整備との関係がわかるものを設定してください。
- ・ 外部組織と連携する場合は、人的資源を補充し合ったり、連携活動により双方の活動が充実、効率化できるWin-Winの関係構築を目指してください。
- ・ 経過措置終了後の活動財源確保も含めて、中間年（令和9年度）を目途に活動継続のための体制整備に向けた検討を進めるよう努めてください。

加算措置の留意点

Point 1

複数の加算措置を活用する場合、加算措置ごとに異なる取組・目標とする必要があり、同一の取組・目標に対して複数の加算措置を受けることはできません。

Point 2

- 超急傾斜加算以外の加算措置を活用する場合、協定参加者の話し合いにより、その取組によって達成する定量的な目標を定めます。
- そのうち、棚田地域振興活動加算における目標については、都道府県の第三者委員会の機能を活用し、その妥当性の確認等を図ります。（その他の加算措置についても国、都道府県、市町村は加算の取組の適切な実施について、指導を行います。）
- 設定した目標が取組期間内に達成されなかった場合は、加算の遡及返還が必要となります。

Point 3

加算を受けるには、原則として体制整備単価である必要がありますが、超急傾斜農地保全管理加算に限り、基礎単価の場合であっても活用が可能です。

Point 4

本交付金以外の国の補助事業の対象として整備する機械等に、加算分の交付金を充てることはできません。

Point 5

本パンフレットに記載の加算措置は、第6期対策期間中（令和7年度～令和11年度）に適用されるものです。第6期対策での加算の適用は令和11年度が期限であることを踏まえて、活動の計画を検討するようお願いします。

荒廃農地にお悩みの集落の皆様へ

地域の農業を継続・発展させるためには、
農地をまとめた状態で維持していく必要があります。

しかし、周りに荒廃農地があると・・・

田園風景が損なわれているし、鳥獣被害や
病害虫発生の悪影響を受けて、周りの農家
までやる気を失くしてしまった・・・



集落内の荒廃農地を中山間地域等直接支払制度の 協定農用地に取り込みませんか！！

集落の中に既に荒廃した農地がある場合に、それをどのように解消するかを話し合っ
ていただき、その結果を協定書に位置付けることで、取り込んだ荒廃農地の面積に以下の単
価を乗じた額が毎年度（令和11年度まで）交付されます。

農地に復旧する方法としては、荒廃農地に牛などを放牧して雑草を食べさせる方法によ
り行うことも可能です。

地 目	区 分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜（1/20以上）	21,000
	緩傾斜（1/100以上）	8,000
畑	急傾斜（15°以上）	11,500
	緩傾斜（8°以上）	3,500

地 目	区 分	交付単価 (円/10a)
草 地	急傾斜（15°以上）	10,500
	緩傾斜（8°以上）	3,000

※ 復旧したことにより傾斜がなくなった
場合でも、緩傾斜の単価で交付されます。

ただし、第6期対策の最終年度（令和11年度）までに荒廃農地の復旧が行われなかつ
た場合には、取り込んだ荒廃農地の面積に応じて支払われた交付金を協定認定年度に遡
って返還していただくことになるのでご注意ください。

※令和4年度まで可能であった荒廃農地の林地化を協定に位置付けることは、第6期対策
からはできません。荒廃農地の植林を進める場合は、「最適土地利用総合対策」等の
活用を御検討ください。

その他活用できる事業等、荒廃農地対策関連情報については、以下のHPを参照ください。

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/tikei/houkiti/>

⇒



交付金の返還について①

5年間の協定期間中に農業生産活動等が行われなくなった場合には、原則として協定の認定年度に遡って、当該農用地についての交付金を返還していただくことになります。

ただし、協定に参加する農業者の病気・高齢や自然災害などのやむを得ない事由がある場合には、この交付金返還の義務が免除されます。

交付金の返還を免除する場合

次のいずれかに該当する場合は、交付金の返還が免除されます。
(その場合、当該年度以降の交付金の交付は行いません。)

- 農業者の死亡、高齢又は農業者本人若しくはその家族の病気その他これらに類する事由により農業生産活動等の継続が困難な場合
- 自然災害の場合※
- 農業者等が農業用施設を建設する場合
- 公共事業により資材置き場等として一時的に使用される場合
- 地域再生法に基づく地域農林水産業振興施設、又は、整備誘導施設の用地とする場合

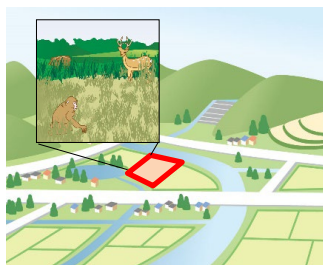
等

※災害から復旧する計画を作成いただいた場合、交付金が引き続き交付されます。

詳細やご不明な点については、市町村にご相談下さい。

遡及返還の対象農用地に関する留意点

- 上記の交付金の返還が免除となる場合以外で、農業生産活動等の継続ができなくなった場合における遡及返還の対象農用地は、「当該農用地」となります。



一筆のみ、耕作又は維持管理を中止



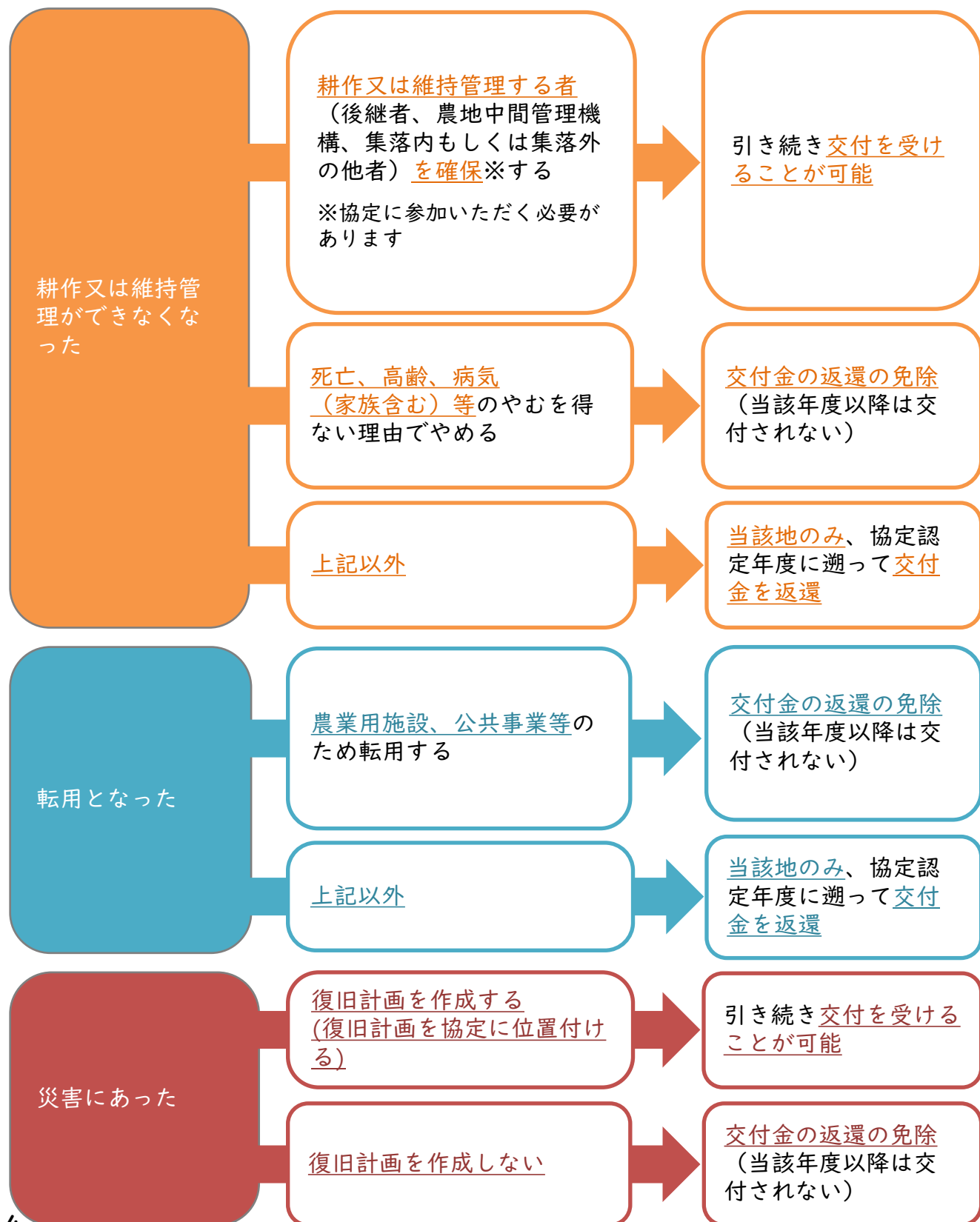
当該農用地のみ遡及返還

- なお、多面的機能を増進する活動や水路・農道等の維持管理、体制整備単価要件、加算措置の取組目標といった協定参加者全体で達成すべきものについては、達成できなかった場合には、基礎単価分（8割）、体制整備分（2割）、加算分それぞれについて、協定農用地全体が遡及返還の対象となります。

交付金の返還について②

協定農用地で農業生産活動等が続けられなくなった場合の 交付金返還の有無の簡易チャート

※実際の案件についての交付金返還の有無の判断は市町村が行います。



交付金の返還について③

対象農用地の管理で特に注意が必要な点

次のような場合が生じれば、**すぐに市町村に届出**を行い、交付金返還等の手続きを適切に行いましょう（23頁のとおり返還免除になる場合もあります。）

令和8年2月に会計検査院から、次のような場合について、不適切に交付金を受けていた事態があると指摘を受けました※。

※会計検査院法第34条の規定による処置要求（令和8年2月16日）「多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払交付金に係る対象農用地の保全管理等について」

- 宅地、駐車場、倉庫、資材置き場、畜舎、道路、太陽光発電パネル等に転用した場合

- 耕作や維持管理が適切に行われていない場合



樹木が繁茂

（写真）会計検査院処置要求の「報告のポイント」より

- 田の交付単価で交付を受けている農地で、たん水するための畦畔やかんがい機能（水路、揚水ポンプ等）を無くした場合



本来畦畔があるエリア

（注）畦畔が無くなっている。

（写真）会計検査院処置要求の「報告のポイント」より

みどりチェックについて

日頃の事業活動の中で新たな環境への負荷が生じないように、農林水産省の全ての補助事業等において、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を要件化することとなりました。中山間地域等直接支払交付金でも令和7年度から試行的に実施します（令和9年度から本格実施）。

みどりチェックの手続き・取組の流れ

- 1 **【初年度】環境負荷低減のチェックシートの作成**
 - ・取り組む内容について、チェックシートの申請時欄（します）にチェック
 - ・協定の総会などで協定内の合意形成を図る
- 2 **チェックシートを市町村へ提出**
 - ・協定の認定申請（令和7年度は8月31日、令和8年度～11年度は6月30日期限）に合わせて提出
- 3 **【毎年度】取組を実施**
 - ・毎年度市町村から、簡易な聞き取りによる取組状況についての確認を受ける
- 4 **【最終年度】チェックシートの取組状況を反映したチェックシートの作成**
 - ・取り組んだ内容について、チェックシートの報告時欄（しました）にチェック
 - ・協定の総会などで協定内の合意形成を図る
- 5 **チェックシートを市町村へ提出**

チェックシート（集落協定向け）

	申請時 (します)		報告時 (しました)
①	☐	(1) 適正な施肥 ※共同取組活動で施肥を行う場合 肥料の適正な保管 (該当しない ☐)	☐
②	☐	※共同取組活動で施肥を行う場合 肥料の使用状況等の記録・保存に努める (該当しない ☐)	☐
③	☐	(2) 適正な防除 ※共同取組活動で農薬を使った防除を行う場合 農薬の適正な使用・保管 (該当しない ☐)	☐
④	☐	※共同取組活動で農薬を使った防除を行う場合 農薬の使用状況等の記録・保存 (該当しない ☐)	☐
⑤	☐	(3) エネルギーの節減 ※共有資産として入手した50万円以上の農機 等がある場合 農機等の燃料の使用状況の記録・保存に努める (該当しない ☐)	☐
⑥	☐	※共有資産として入手した50万円以上の農機 等がある場合 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー 消費をしないよう努める (該当しない ☐)	☐
⑦	☐	(4) 悪臭及び害虫の発生防止 共同取組活動を行う場合には、 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐
⑧	☐	(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分 共同取組活動を行う場合には、 プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐
⑨	☐	(6) 生物多様性への悪影響の防止 ※共同取組活動で農薬を使った防除を行う場合 農薬の適正な使用・保管 (該当しない ☐)	☐
⑩	☐	※共同取組活動で農薬を使った防除を行う場合 農薬の使用状況等の記録・保存 (該当しない ☐)	☐
⑪	☐	※生物多様性への影響が想定される工事等を 実施する場合 生物多様性に配慮した事業実施に努める (該当しない ☐)	☐
⑫	☐	(7) 環境関係法令の遵守等 「みどりの食料システム戦略」を理解し、適 切な事業実施に努める	☐
⑬	☐	関係法令の遵守	☐
⑭	☐	※機械等を扱う事業者である場合 機械等の適切な整備と管理に努める (該当しない ☐)	☐
⑮	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

- (注)
- ・該当するものについて実施する場合、申請時は「します」の□、報告時は「しました」の□にチェックしてください。「※」の記載内容に該当しない場合は「(該当しない □)」にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。
 - ・集落協定については、集落協定として行う共同取組活動がチェックシートの対象となります。

※個別協定は個別協定向けのチェックシートがあります。（「農業経営体向け」と同様の内容です。）

※チェックシートの判断基準等、中山間地域等直接支払交付金におけるみどりチェックの詳しい解説は、以下のHPを参照ください。

「中山間地域等直接支払交付金環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）チェックシート解説書」
URL : https://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/

共同取組活動に係る安全対策について

集落協定において農業生産活動等として取り組むべき事項として定めた共同取組活動を行う際は、作業安全対策の観点から以下の点に努めてください。

- ☑作業環境の点検
- ☑無理のない作業計画
- ☑緊急連絡表の作成
- ☑共同取組活動で使用する機械等の安全な使用に関する取組の実施
- ☑保険の加入
- ☑注意喚起・声かけ・熱中症対策

活動前日までに現地の下見、打合せ、緊急連絡先の確認を行いましょう

- 活動中の事故を未然に防止するため、事前に活動場所の下見を複数名で行いましょう。**危険な箇所**（急傾斜地、窪地やぬかるみ、段差、電線や電話線、狭小地、急流の水路、危険物、蜂の巣などの危険な動植物等）の**チェック**を行い、危険物の除去や危険箇所をわかりやすく表示しましょう。
- 参加者の年齢、体力、作業の熟練度等や当日の健康状態を確認し、適切な作業分担・配置を行うとともに、**無理のない作業計画**を立てましょう。
- 作業前には事前に体調チェックを行いましょう。
- 緊急時に備え、**緊急連絡表を作成**し、全員で確認しておきましょう。
- 共同取組活動で使用する機械（刈払機等）の安全な使用のために、研修や講習の開催又は参加を検討しましょう。

【緊急連絡先の確認】

- ・最寄りの医療機関（複数）
- ・ご家族の連絡先
- ・保険会社
- ・市町村

活動を行う前に、保険に入りましょう

- 共同活動を行う際には、**保険に入りましょう**。近隣の保険会社に相談してみましょう。
- 活動日の1～2週間前までに手続きが必要なので、早めに参加者を決めるようにしましょう。
- 1日あたり数十円～数百円のものまで様々な保険があります。保険料に、中山間地域等直接支払交付金を充てることが可能です。

活動に当たっては、参加者一人一人が事故防止の意識を持つことが大切です

- 活動当日は、事前にチェックした危険箇所等の情報を参加者全員に周知し、**注意喚起を行いましょう**。
- 声かけをしましょう**。
- 緊急連絡表を見やすい場所に掲示したり、通報担当者が携帯するようにしましょう。
- 熱中症には十分注意**しましょう。
 - ・日陰を確保し、こまめに水分補給や休憩をとりましょう。
 - ・保冷剤、氷、冷たいタオルなどを使って体を冷やしましょう。
 - ・テントや扇風機などの暑さ対策グッズも活用しましょう。
 - ・手足のしびれやめまい、吐き気など、万が一熱中症が疑われる症状がみられた場合はすぐに作業を中断し、涼しい場所へ避難しましょう。
 - ・意識がない場合や症状が良くならない場合は、すぐに病院で手当てを受けましょう。
 - ・飲料や暑さ対策グッズの購入に、中山間地域等直接支払交付金を充てることが可能です。
- 万が一事故が起きた場合は**市町村に速やかに報告**しましょう。

手続きの流れ

協定の締結と活動の実施

① 協定の締結

集落の現状、目標、役割分担、集落として目指すべき方向やそのための活動内容、交付金の使用方法等について、集落の話合いと合意により、協定を締結します。



集落での話合い

② 協定書の提出（市町村が認定）

作成した協定書を市町村に提出^(注)し、市町村長が認定します。

(注) 協定は、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく事業計画と一緒に提出

協定書の提出（集落→市町村）期限：6/30
協定の認定（市町村→集落）期限：7/31

③ 活動の実施

協定に基づき、活動を実施します。



集落共同の水路清掃

④ 実施状況の確認（市町村が実施）

市町村が活動の実施状況を確認します。

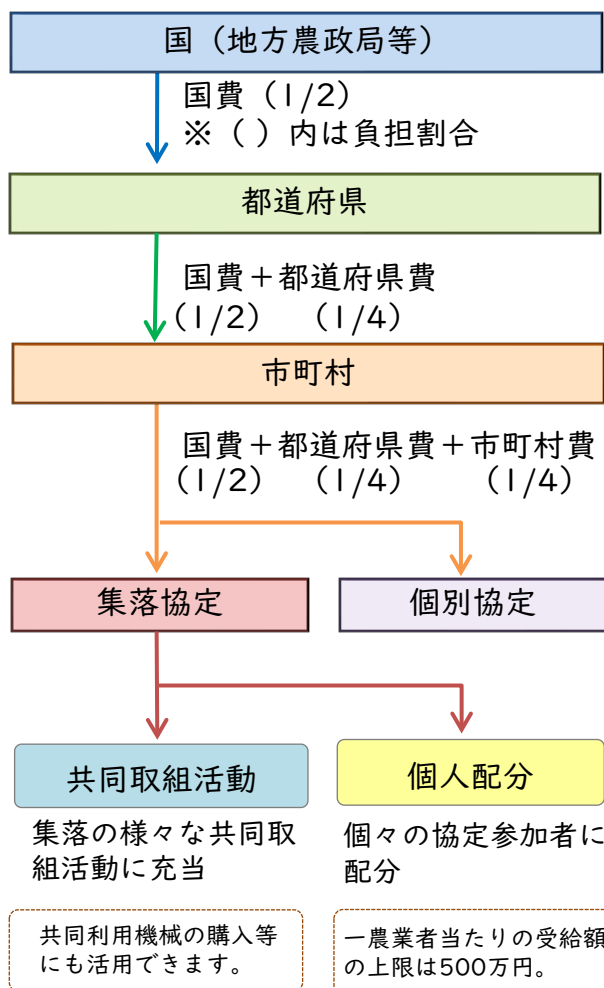
実施状況の確認（市町村）期限：10/31

交付金の支払い

- 交付金は、市町村に交付申請書を提出し、交付決定を受けた後、集落の活動内容や活動実績に応じて支払われます。
- 活動の実施が確実であると見込まれる集落等については、交付金の早期交付を受けることができます。（詳細は裏表紙を参照）

交付金交付の流れ

※ 交付金は予算の範囲内で交付します。



集落協定における所得超過者^{※1}について、集落協定上の基幹的活動において中核的リーダー^{※2}としての役割を果たす担い手として集落協定で指定された者であって、協定内の他者の農用地における農業生産活動等を引き受けている場合には、当該農用地の面積分について、個人配分が可能となります。

（個別協定における所得超過者の取扱いも同様）

※1 農業従事者一人当たりの農業所得が同一都道府県内の都市部の勤労者一人当たりの平均所得（直近3カ年の「家計調査年報（総務省統計局）」の各都道府県の県庁所在地の年平均勤労者所得）を上回る者

※2 集落協定で以下の役割担うものとして指定された者

- ・集落の取決めの実施等に当たっての集落全体の企画・立案・調整・取りまとめ
- ・集落の取決めの実施に当たっての地区内の調整・合意形成・取りまとめ
- ・集落の取決めで定めた活動における地区又は施設単位の各種作業の計画立案・指導

集落の創意工夫により新たな取組を行っている事例

スマート農業による作業の省力化・効率化

協定の概要

所在地：富山県立山町
協定名：芦見（あしみ）集落協定
協定面積：田12.7ha
協定参加者：農業者21名



【ドローンによる防除のようす】

- 本集落は、立山町中心部から南東方向に約7kmの山間地帯にあり、水稻を中心とした営農が行われているが、農業者の高齢化や後継者不足により荒廃農地化していくことが懸念されていたため、平成14年度から中山間地域等直接支払を活用。

- 棚田地域振興活動加算を活用し、薬剤散布を行うための防除用ドローンを導入。これにより、100時間かかっていた農薬散布の作業を70時間でできるようになり、30時間の短縮に成功。

企業との連携

協定の概要

所在地：静岡県浜松市
協定名：春野町砂川（はるのちょういさがわ）集落協定
協定面積：畑約13ha
協定参加者：農業者10名



【茶園を見下ろす風景】

- 本集落は、浜松市の中北部に位置し、茶を中心とした営農が行われており、平成12年度から中山間地域等直接支払を活用。高齢化率が46%を上回り、直接支払の事務、傾斜地での重労働が負担。

- 第4期対策の際、集落連携・機能維持加算を受けて集落協定を統合。また、有機JAS認証の茶生産を目指す若年の担い手を中心に、肥料の共同購入、GAPの取組、営農相談、農地の集約化等を実施。
- 販売先である企業との提携や、茶商を通じた販路からのフィードバックにより、販路拡大と品質向上を目指しており、当初60kgであった有機紅茶の販売が1,100kg（令和6年実績）まで増加。

農村RMOとの連携

協定の概要

所在地：島根県安来市
協定名と協定面積：
梶福留59.1ha、比田中央39.2ha、
西比田上44.3ha、東比田70.2ha



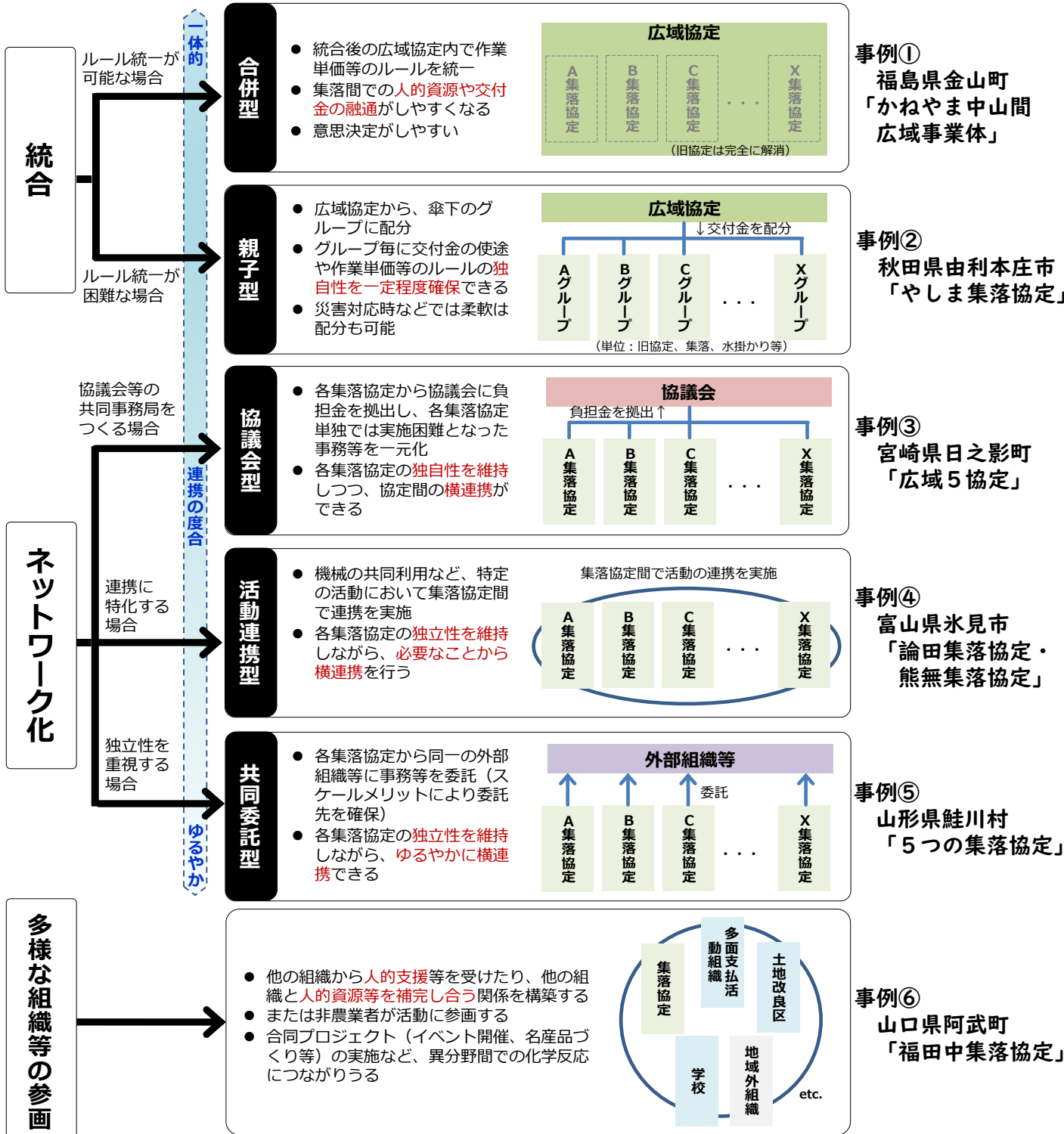
【えーひだカンパニー(株)による農産物等の販売】

- 比田地区では、平成12年度から取り組む中山間地域等直接支払に18集落協定が参加していたが、高齢化等により農地の維持管理や協定事務の担い手の確保が問題となり、集落協定の継続が危ぶまれる集落が出現。

- 平成29年から4集落協定に統合・広域化し、農村RMOであるえーひだカンパニー(株)（農業、生活環境、福祉等の事業を展開）が協定参加者として参画しつつ、直接支払の事務と加算措置の取組も担うことで、従来は取り組めなかった農産物の販路拡大や加工を実施。また、同社は受託作業（ドローン防除等）、農地保全等（そば、小麦等の栽培）にも取り組む。

体制づくりの取組の例①

統合、ネットワーク化、多様な組織等の参画の 類型イメージ



上記のネットワーク化や統合の類型は、例示としてお示ししたものであり、必ずしもすべてが上記に分類できるとは限りません。取り組みやすい形で体制づくりを進めていただけます。

体制づくりの取組の例②

【合併型】1町1協定による広域的な協定事務の一元化

かねやま
福島県金山町「かねやま中山間広域事業体」

【活動・連携内容】

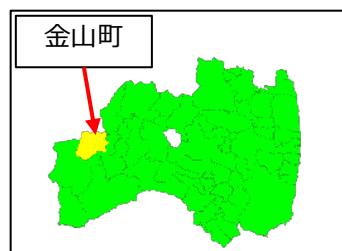
- 19の集落協定が統合した1町1協定の広域組織の体制を構築し、他の集落等の人手不足を補う協力体制を構築。
- 多面的機能支払交付金の事務を含め、協定事務は「金山町農地維持環境保全協議会」に一元化。
- 生産性向上加算を活用して、ドローンを購入し、構成員からオペレーターを育成し、肥料や薬剤の散布を実施。

【取組の成果】

- 広域化により共同取組活動の報酬が統一され、他の集落等で人手が足りないときに協力できる仕組みを整備。
- 町の組織に事務支援業務を委託することで事務作業が軽減。



ドローンによる散布作業



金山町農地維持環境保全協議会

「委託」
・個人配分や取組活動費の旧19協定ごとの配分決定
・総会の開催・資料の作成
・各書類整理支援、管理

交付金の25%を拠出

かねやま中山間広域事業体

1 集落協定

2 集落協定

3 集落協定

...

19 集落協定

(旧協定は完全に解消)

【親子型】広域協定内に活動グループを形成し、交付金の柔軟な運用を実現

ゆりほんしょうし
秋田県由利本荘市「やしま集落協定」

【活動・連携内容】

- 55協定を1協定に統合した上で、集落単位等で18のグループを形成して活動を実施。
- 土地改良区へ交付金事務支援業務を委託。
- 管理作業に係る担い手の負担軽減と品質向上のため、交付金を活用したラジコンヘリでの共同防除を実施。

【取組の成果】

- 地域に交付される交付金を一元的に管理し、災害復旧が必要なグループには配分額を集中させるなど、各グループで配分額の範囲内で自由に活動しながら交付金の柔軟な運用が可能に。
- 主食用米のほか酒米にも取り組み、地元酒造に出荷。また、高収益作物のアスパラガス、花きのリンドウを導入するなど、所得向上に向けた取組を実施。



旧協定間の垣根を超えた草刈り作業



土地改良区

「委託」
・各グループへの配分額の算定
→農用地面積等を考慮
→災害復旧が必要なグループには配分を集中
・各グループへの振込作業

各グループの配分額から5.5%を拠出

やしま集落協定

↓ 交付金を配分

1 グループ

2 グループ

3 グループ

...

18 グループ

(単位：集落、水掛かり)

体制づくりの取組の例③

【協議会型】ネットワーク化による農作業受委託システムの確立 宮崎県日之影町「日之影町の広域5協定」

【活動・連携内容】

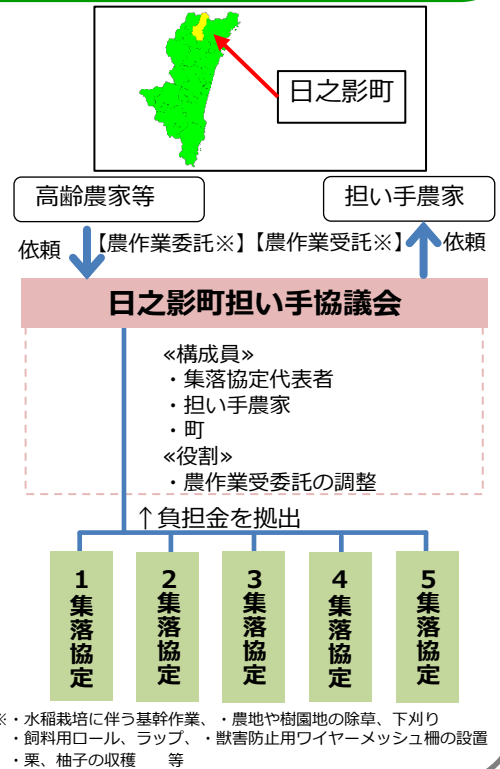
- 集落間の連携により担い手不足を補うことを目的に、町内56協定を5協定に統合した上で、5広域協定と、担い手、町で「日之影町担い手協議会」を設立

【取組の成果】

- 「日之影町担い手協議会」により、高齢化等により継続が困難になった農作業を町出資農業法人「(株)ひのかげアグリファーム」を中心とした担い手に円滑に集約する農作業受委託システムを確立
- 農作業受委託システムの構築により、担い手のインセンティブ向上し、活動意欲が高まり、活動エリアが拡大
- 広域協定となり担い手の活動範囲が広がったことにより、協定面積が増加。
- 遊休農地の復旧による獣害被害の軽減や、高齢農家でも水稻栽培ができ、生きがいとしての農業が継続可能となり、農業・農村集落が維持。



日之影町の農用地



【活動連携型】集落間で連携して行う農業インターンシップを契機に、集落の活性化を実現 富山県氷見市「論田集落協定・熊無集落協定」

【活動・連携内容】

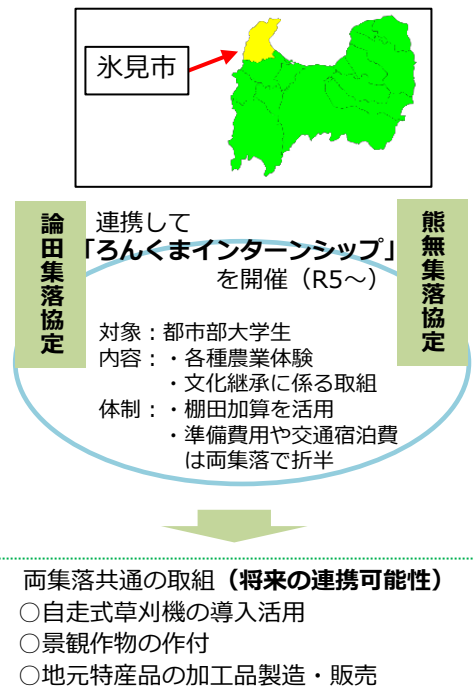
- 令和2年度から「論田集落協定」と「熊無集落協定」の2集落が連携して、大学生を対象とした農業インターンシップの受け入れを計画、令和5年度から受け入れを開始
- 農業インターンシップの取組は、棚田地域振興活動加算を活用するとともに準備費用や交通宿泊費は両集落で折半して対応。
- 農業インターンシップでは、以下の項目を実施
 - ・各種農業体験を実施（コメやイチジク等の収穫体験）
 - ・集落の文化の継承に係る取組

【取組の成果】

- インターンシップによる交流人口の拡大（受け入れ実績：R5 13人、R6 6人）
- 本取組が、両集落で共通する取組の将来的な連携を検討するきっかけに



インターンシップ学生による
自走式草刈機体験



体制づくりの取組の例④

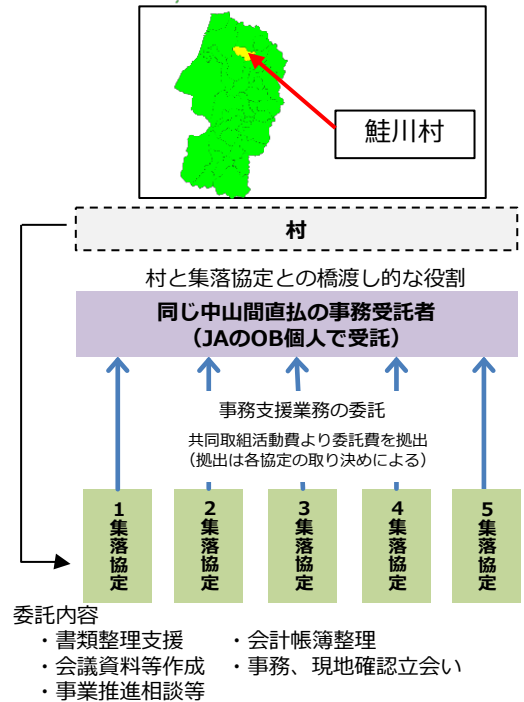
【共同委託型】各集落協定から同一の外部人材に事務等を委託したゆるやかな横連携 山形県鮭川村「鮭川村の5集落協定」 さけがわむら

【活動・連携内容】

- 令和元年度より、第5期対策の実施に向けて、事務処理が負担と考えていた5集落協定が、同じ中山間直払事務受託者（JAのOBが個人で受託）に事務支援業務を委託。

【取組の成果】

- 5集落協定において、第5期対策への事業継続が図られ、適正な農地の維持管理。
- 次期対策（第6期対策）に向けて、取組継続の意欲が向上。
- 受託者が、村と集落協定との橋渡しの役割を担うことで、村事務担当の負担軽減。



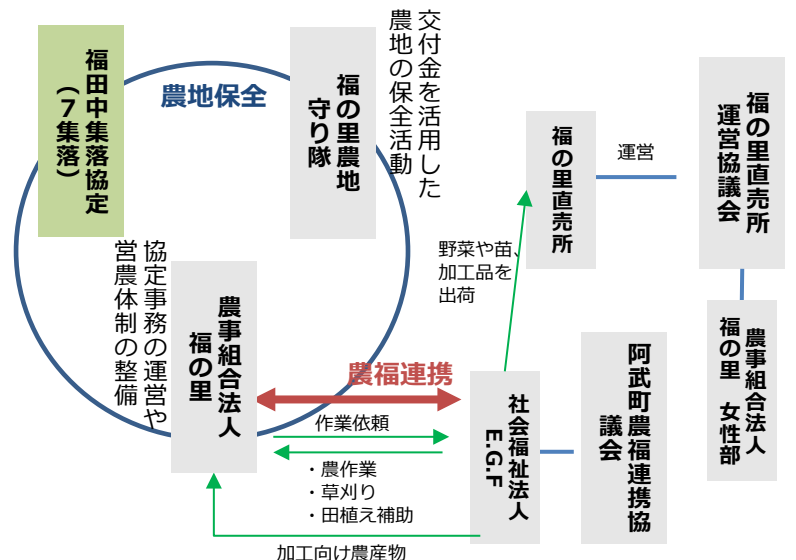
【多様な組織等の参画】多様な組織等が連携した“にぎわい創出”によるむらづくり 山口県阿武町「福田中集落協定」 あぶちょう ふくだなか

【活動・連携内容】

- 5集落で取り組んでいた集落協定の役員が中心となり、H14に機械の共同利用組合を設立し、H15に農事組合法人「福の里」を設立。
- R5現在、阿武町旧福賀村内の7集落で中山間直払に取り組む。
- 福の里を中心に多様な組織等が連携して、交付金等を活用したむらづくりに取り組むとともに、協定事務局の運営や営農体制を整備。

【取組の成果】

- 福の里農地守り隊による非農家を含めた農地の保全活動の実施。
- 福の里女性部による地域資源や地域農産物を活用した加工品開発環境美化活動の実施。
- 地域住民には欠かせない生活用品や食品の販売拠点である福の里直売所を通じての地域内外の交流活動の促進。
- 農福連携の取組の実施。



お問い合わせ先

- 中山間地域等直接支払交付金は、市町村が事業計画の認定を行っています。このため、交付金を受けるに当たっての実務的な内容に関するお問い合わせについては、最寄りの市町村にご相談ください。
- 本パンフレットや中山間地域等直接支払交付金の制度に関するお問い合わせについては、最寄りの地方農政局等にご相談ください。

【東北局管内】 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

022-263-1111（内線4185）（東北農政局農村振興部農村計画課）

【関東局管内】 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県

048-600-0600（内線3411）（関東農政局農村振興部農村計画課）

【北陸局管内】 新潟県、富山県、石川県、福井県

076-263-2161（内線3436）（北陸農政局農村振興部農村計画課）

【東海局管内】 岐阜県、愛知県、三重県

052-201-7271（内線2558）（東海農政局農村振興部農村計画課）

【近畿局管内】 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

075-451-9161（内線2440）（近畿農政局農村振興部農村計画課）

【中四局管内】 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県

086-224-4511（内線2532）（中国四国農政局農村振興部農村計画課）

【九州局管内】 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

096-211-9111（内線4615）（九州農政局農村振興部農村計画課）

【沖縄総合事務局管内】 沖縄県

098-866-0031（内線83353）（沖縄総合事務局農林水産部農村振興課）

【農水本省管内】 北海道

03-3501-8359（直通）（農林水産省農村振興局地域振興課）

交付金の早期交付について

本交付金は、集落協定に定めた活動を支援するものであり、協定が市町村長の認定を受けていれば、実施状況の確認前であっても、交付が可能です。交付金の早期交付を希望される場合は、市町村にご相談ください。

<パンフレット作成>

農林水産省農村振興局農村政策部地域振興課
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
TEL 03-3501-8359（直通）
FAX 03-3592-1482

農水省HP



アイデア集



体制づくり事例集



農林水産省HP：https://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/

農村集落の課題解決アイデア集（小さな集落のキラリと光る小さな工夫も集めた事例集）：

https://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/s_torikumi/r0501.html

体制づくり（統合・ネットワーク化・多様な組織等の参画等）参考事例集：

[index-105.pdf#5.pdf](https://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/attach/pdf/index-105.pdf#5.pdf)